

令和 7 年 度

下北の教育

青森県教育庁 下北教育事務所

巻 頭 言

下北教育事務所
所 長 櫻井 裕輝

下北管内の教育関係者の皆様方におかれましては、日頃から学校教育及び社会教育、文化・スポーツなど幅広い分野の充実・振興に御尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、青森県教育委員会では、未来を担うこどもたちをまんなかに見据えた教育を進めており、全てのこどもには笑顔でいてほしいし、学ぶことの面白さを知るとともに、予測困難な未来を生き抜いていく力を身に付けてほしいと考えております。

そのため、令和7年度も、昨年度に引き続き「あおもりの未来を担うこどもたちのための学校教育改革」に力点を置き、その施策としては、

- 1 地域とともに学び育つあおもりの教育の推進
- 2 こどもたちの学びを支える教職員を取り巻く環境整備
- 3 スポーツの振興と文化財の保存・活用

の3つを柱とし、各種事業に取り組むこととしております。（p 2～3 参照）

このことを踏まえ、下北教育事務所では、管内小・中学校や地域社会の実態に即した学校教育、社会教育・文化・スポーツの充実に向け、この「下北の教育」を作成しております。今回の作成にあたっては、学校教育について、授業をはじめとする各教育活動の活性化とともに、教員等の資質向上を促すことをねらいとして内容の見直しを図り、こどもたちの学びのアップデートにつなげたいと考えました。また、社会教育・文化・スポーツについては、人口減少と少子高齢化等の諸課題を抱えつつも、各活動の維持・発展に向けた重点を示しました。

青森県教育委員会としては、「こどもの幸せは県民の幸せにつながる」という思いで、こどもたちのための更なる教育改革と、こどもたちの学びを県民が一体となって支える社会の実現に向けて、各市町村教育委員会、各学校と一丸となって取り組んで参りたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましては、今年度も各種事業への御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

巻頭言	下北教育事務所 所 長 櫻井 裕輝
-----	-------------------

青森県教育委員会方針等

I 青森県教育施策の方針	1
・あおもりの未来を担うこどもたちのための学校教育改革	2
II 令和7年度学校教育指導の方針と重点	4
III 令和7年度社会教育行政の方針と重点	6
IV 令和7年度文化財保護行政の方針と重点	7
V 令和7年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	8
VI 下北の教育全体構造	9

学校教育

I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点	
1 方針	10
2 重点	
(1) 授業の充実	14
(2) 道徳教育の充実	16
(3) 特別活動の充実	17
(4) 体育・健康教育の充実	18
(5) 生徒指導の充実	19
(6) キャリア教育の充実	20
(7) 特別支援教育の充実	21
(8) 環境教育の推進	22
(9) 国際化に対応する教育の推進	23
(10) 情報化に対応する教育の推進	24
(11) 研修の充実	25
(12) へき地・複式教育の充実	26
II 学校訪問実施要項	27
III 学習指導案の作成	32
・学習指導案例（細案）	34
・学習指導案例（略案）	37
・道徳科学習指導案例（細案）	39
・学級活動(1)指導案例（細案）	41
・学級活動(2)(3)指導案例（細案）	45
IV 校内研修計画の作成	49
・管内小・中学校「研究主題」	52
V 管内研究指定校及び事業依頼校	54
VI 学校教育関係行事	55
VII スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣について	56
VIII 特別支援教育巡回相談員制度について	59

学校教育に係る参考資料

○参考資料 1	校長及び教員の資質の向上に関する指標について	6 4
○参考資料 2	重点において参考にしてほしい資料一覧	7 1
○参考資料 3	小・中学校不登校児童生徒数の割合	7 4
○参考資料 4	小・中学校不登校児童生徒数の推移（実人数）	7 5
○参考資料 5	令和 6 年度肥満傾向児の出現率	7 6

社会教育・文化・スポーツ

I	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点	
1	方針	7 8
2	重点	7 9
3	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図	8 1
II	管内社会教育関係団体一覧	8 2
III	社会教育・文化・スポーツ関係行事	8 3
IV	管内教育委員会社会教育事業等予定表	8 4
V	管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設	8 8
VI	管内委託・補助事業実施市町村	9 0

総務関係

I	庶務関係	
	・各書類提出期限一覧	9 1
	・給与・旅費に係る事務の留意点	9 2
	・学校事務指導訪問	9 5
II	学務関係	
	・令和 7 年度学級編制について	9 9
	・令和 7 年度小・中学校教職員配置基準	1 0 0
	・令和 7 年度学校・職員等一覧表	1 0 3
	・学務事務提出書類一覧	1 0 5

下北教育事務所管内	学校・教育機関等一覧	1 0 7
-----------	------------	-------

下北教育事務所	機構図・事務分掌	1 0 9
---------	----------	-------

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

あおもりの未来を担うこども

地域とともに学び育つあおもりの教育の推進

1

こどもたちの 学びの アップデート

デジタル教材の活用等による個別最適な学びの充実、国際的な素養を持ち世界へ向けて挑戦する人財の育成等に取り組みます。

- ① 県立学校次世代校務デジタル化推進事業
- ① 校内ネットワーク再構築事業
- ② 学校DXスタートアップ事業
- ① ミライへつなぐ遠隔教育推進事業
- ② 県立学校DX加速化推進事業
- ① 青森の新たな未来を切り拓くグローバル人財育成事業

2

こどもたちが 地域の中で学び 育つ環境づくり

「あおもり創造学」の実施等、学校と地域が協働しながらこどもたちの学びの充実に取り組みます。

- ① 主体的に未来を切り拓く高校生による「あおもり創造学」プロジェクト事業
- ① 特別支援学校における「好き」を見つける学びの充実支援事業
- ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ③ 部活動改革の推進

3

こどもたちの 安全・安心な 居場所づくり

誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる体制づくりに取り組みます。

- ① 校内教育支援センター推進事業
- ③ 学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業
- ③ 医療的ケア児の学びの充実に向けた通学支援事業
- ② いじめ防止対策、不登校支援
- ② 県立学校施設整備事業 等

たちのための学校教育改革

こどもたちの学びを支える教職員を取り巻く環境整備

1

教職員の 働き方の アップデート

校務のデジタル化や外部人材の活用に取り組み、学校における働き方改革を推進します。

- ④ 公立学校における教育改革支援事業
- ⑤ WEB出願等による高等学校等入学者選抜改善事業
- ⑥ スクールサポートスタッフ、スクールライフサポーター

2

教育を担う 多様な人財の 確保・育成

教員の魅力発信や研修の充実など、教員を支える体制整備と臨時講師の未配置解消に取り組みます。

- ④ 「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業・教員研修

スポーツの振興と文化財の保存・活用

1

スポーツを通じた 健康づくり・ 競技力の向上

あおもり国スポ開催に向けた競技力向上や総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

- ⑥ 競技力強化事業
- ⑤ 「するスポ」気軽に運動エンジョイ事業

2

かけがえのない 文化財の 保存・活用

無形民俗文化財の継承支援に取り組みます。

- ⑥ 記録で紡ぐ！無形民俗文化財継承推進事業

Ⅱ 令和7年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につなげる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

- 一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
 - イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
 - ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

- 発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
- ア 校内支援体制の充実
 - イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
 - ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
 - エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

- 一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。
- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
 - イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 - ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(11) 情報化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
 - ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(12) 研修の充実

- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。
- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

Ⅲ 令和7年度社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつつなかりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

Ⅳ 令和7年度文化財保護行政の方針と重点

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示、調査研究、教育普及活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

V 令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

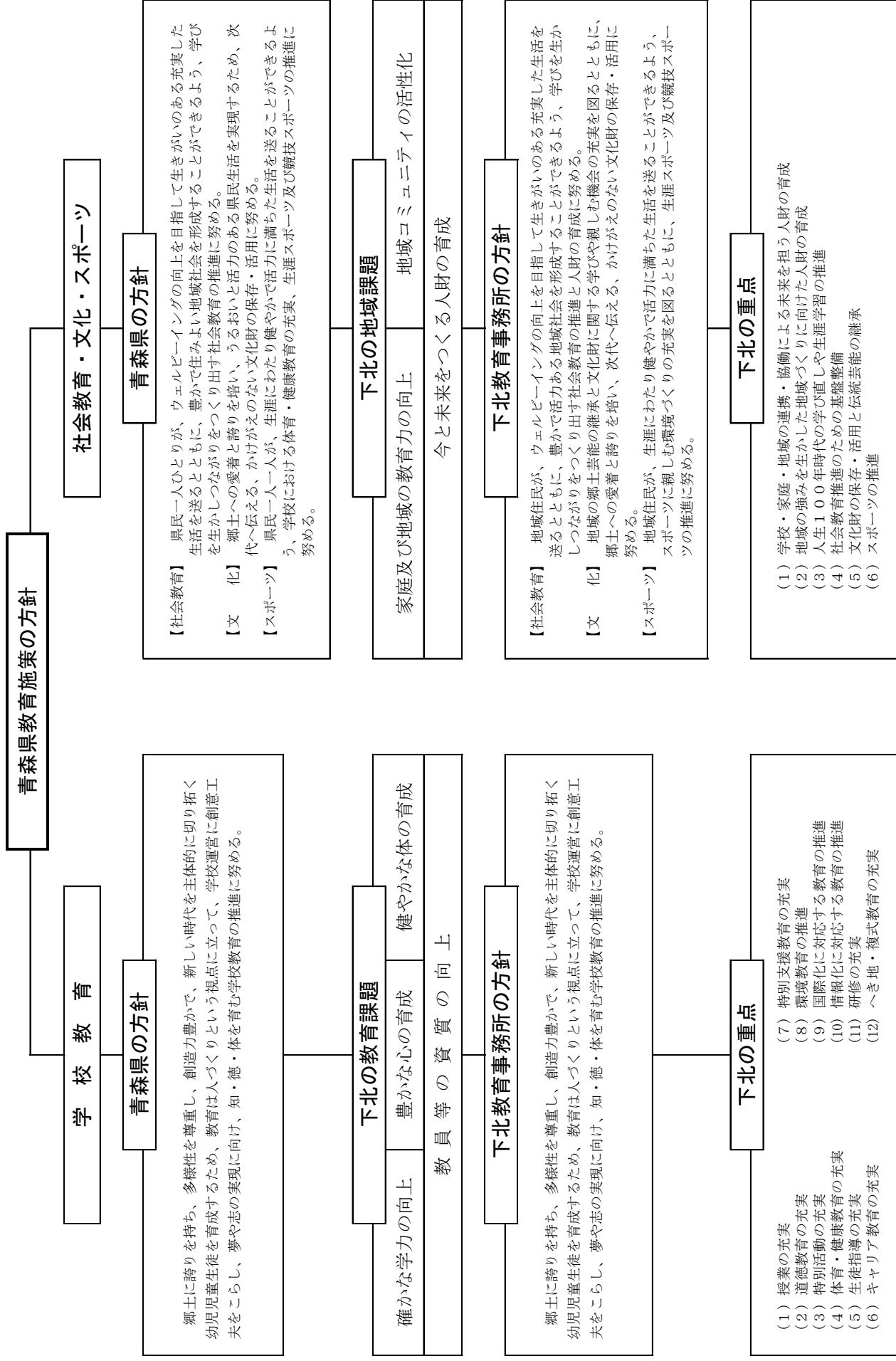
県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

VI 下北の教育全体構造



I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

(1) 方針について

青森県は、将来の青森県のめざす姿を県民と共有しながら、その実現に向け進むべき方向性を示し、取り組んでいく指針として、令和5年12月「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定し、本県のめざす姿と今後5年間の取組の方向性を示しました。

このうち政策テーマ3「こども～こどもの健やかな成長～」では、こどもたちが多様な学びや様々な体験、地域とのつながりを通じて健やかに成長し、ふるさとあおもりに誇りと愛着を持ち、自分の可能性と将来に希望を抱き、自分らしい生き方の実現に向け、持続可能な社会の創り手として育まれるよう、学校、家庭、地域が一体となった取組を行うこととしています。

また、「青森県教育施策の大綱」では、「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～をめざす教育として、本県で生まれ育った全てのこどもたちのウェルビーイング向上のため、こどもをまんなかにも据えた教育の実現を目指して、県民が一体となって取組を進めることとしています。

これらを受け、県教育委員会では、本県のこどもたちが笑顔で学び、健やかに成長することを願い、「あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革」を推進します。そして、青森県教育施策の方針である「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し」、本県の学校教育においては、こどもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を重要な教育課題と位置付け、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成に取り組めます。

このことを踏まえ、管内の現状を考慮した上で、下北教育事務所学校教育指導の方針を本県の学校教育指導の方針と同一としました。

社会の変化は、人間の予測を超えて加速度的に進展し複雑で予測困難となり、職業や人生の選択によらず、全てのこどもたちの生き方に影響するものとなっています。このような時代に生きるこどもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働したりしながら目的に応じた納得解を見いだすことができるよう、必要な資質・能力を育成する教育が求められています。

そのため、各校においては、学校課題や目指す学校像等を明確にした上で、創意工夫をこらし、特色ある教育活動を展開しながら、これまでと同様に、教育は人づくりという視点に立ち、児童生徒が社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び自ら考える力などの確かな学力、人権を尊重するとともに他者と協調したり他人を思いやったりするなどの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と体など、生きる力を育む教育を推進することが重要となります。

(2) 教育課題について

下北管内の小・中学校の現状として、児童生徒数の減少による小規模校の割合が高いこと、学習や行動の困難さ、心身の健康に関する問題を抱えている児童生徒が増加していること、不登校児童生徒の状況や背景が複雑になっていること、自然災害等への対応が求められていること、教員の世代間バランスが変化していることなどが挙げられます。

これらのことを踏まえ、下北教育事務所では、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」及び知・徳・体を育む学校教育の推進に不可欠な「教員等の資質の向上」の4つを教育課題として位置付けています。

確かな学力の向上

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指す教育の充実に努めることが必要です。加えて、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることも求められています。

また、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

さらに、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は大切な役割を担っています。学習評価は、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価は重要です。

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切です。

豊かな心の育成

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことができるよう、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが必要です。

道徳教育を進めるに当たっては、生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことが、自殺やいじめに関わる問題等を考える上でも、常に根本において重視すべき事柄です。

その道徳教育の要となる道徳科の授業においては、発達の段階に応じ、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図ることが大切です。

また、不登校児童生徒数の割合の増加や長期化、SNS等を介したトラブルの発生、いじめの問題は依然として憂慮される状況にあります。そのため、心の教育については、生徒指導等の側面からも日常的な取組や組織的な対応を適切に行うことが不可欠です。

したがって、道徳教育と「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達と、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」ことを目的とする生徒指導を相互に関連させることが重要です。道徳教育で培われた道徳性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援することが生徒指導の大切な働きです。

生徒指導を進めるに当たっては、校内の協力体制・指導体制の構築、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にすることが大切です。

健やかな体の育成

児童生徒の健やかな体を育成することができるよう、体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることが必要です。

社会環境や生活様式の急激な変化により、運動時間の減少、運動の二極化傾向、食生活の乱れや肥満・痩身傾向、不安やストレスの増大等、児童生徒の心身の健康に関する問題が生じるとともに、学校や家庭、地域社会における事件・事故、自然災害など、多くの危険が児童生徒を取り巻いています。

児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食生活を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

また、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践できるよう、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。

さらに、様々な自然災害の発生や情報化等の社会の変化に伴う児童生徒を取り巻く安全に関する環境の変化などを踏まえ、児童生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要です。また、児童生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにすることも大切です。

これらの指導を効果的に進めるためには、児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握して、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

教員等の資質の向上

教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きいと言えます。

児童生徒の成長を担う教員は、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることが求められます。

社会の変化、学びの環境の変化を受け、「新たな教師の学びの姿」を実現するためには、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となります。

「新たな教師の学びの姿」

☐変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」

☐求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」

☐新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」

☐他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」令和3年11月中央教育審議会より

全ての教員は、自分の経験はもとより、優れた教育実践を継承し、同僚や他者の実践から学び、既知としてきた指導方法を問い直す省察により、日々の実践をより深めていくことが求められます。

また、様々な困難に直面しても同僚とともに乗り越えていける人間関係と組織風土の構築に努めることも必要です。

さらに、校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて、多様な課題や状況に対応できる資質の向上に努めることが重要です。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりのための指導計画の作成及び指導と評価の一体化

- ・各教科等の目標を達成するための年間指導計画を整備し、有効活用する。
- ・単元で育成を目指す資質・能力を明確にした単元の指導計画を作成する。
- ・「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を行う場面や方法を精選し、評価することで指導と評価の一体化を図る。

★「おおむね満足できる」状況(B)を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かす。【「おおむね満足できる」状況(B)の設定手順については※参照】

2 「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

- ・「知識及び技能」の習得に向けた教材研究の深化
→児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既習の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活に活用できるようにするための研究を進める。
- ・「思考力、判断力、表現力等」の育成に向けた教材研究の深化
→知識及び技能を活用し課題を解決するために、問題発見・解決・振り返りまでの過程、情報を基にした自己表現と他者との意見交換による考えを形成する過程、思いや考えを基に価値を創造する過程の3つを重視しながら、各教科等の特質に応じた指導方法や学習形態を工夫しながら研究を進める。
- ・「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化
→知識及び技能の獲得や思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行い、自らの学習を調整しようとする態度を養うことができるよう研究を進める。

3 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

(1) 問題解決的な学習を重視し、1単位時間の指導に当たっては、次のような取組を設定し指導方法の工夫をする。

- ・学習活動の目的や手立て、ゴールを明確にし、児童生徒に必然性のある課題を設定する。
- ・全ての児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をし、多様な考えに触れ、新たな気づきや考えを深める問題解決の場を設ける。
- ・児童生徒が考えを表現し、成長や変容を振り返る場を設定する。
- ・児童生徒の学びの姿を視点とした評価を積み重ねる。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。

①主体的な学びの視点

→学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

②対話的な学びの視点

→児童生徒の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

③深い学びの視点

→習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

（３）「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

①「個別最適な学び」の推進

→児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」と、教師が児童生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、児童生徒自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を実施できるよう指導を工夫する。

②「協働的な学び」の推進

→「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動などを通じて、多様な他者と協働し、お互いの感性や考え方等に触れ、刺激し合うことを大切にしたい学びが実施できるよう指導を工夫する。

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

→「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的な学びとなるよう充実を図る。

４ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫及びこどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

- ・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、体験活動を体系的・継続的に実施する。
- ・学校図書館を、各教科等の様々な授業で「学習センター」「情報センター」として計画的・継続的に利活用が図られるよう環境を整備する。
- ・ＩＣＴを日常的に活用できる環境を整え、手段として活用させるようにし、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に生かす。

※「おおむね満足できる」状況（Ｂ）の設定手順

（『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料）より）

①単元（題材）の目標を作成する。

②単元（題材）の評価規準を作成する。

【①、②については、学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。
また、児童生徒の実態、前単元（前題材）までの学習状況等を踏まえて作成する。】

③「指導と評価の計画」を作成する。

【①、②を踏まえ、評価場面や評価方法等を計画し、どのような評価資料（児童生徒の反応やノート、ワークシート、作品、パフォーマンスなど）を基に、「おおむね満足できる状況（Ｂ）」と評価するかを考えて設定する。また、「努力を要する」状況（Ｃ）への手立て等も考えておく。】

(2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

実 践 事 項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- ・校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する機能的な指導体制を整備し、充実を図る。
- ・学習指導要領及び解説の趣旨や内容について、より理解を深める。
- ・自校の道徳教育の目標を達成するために、全体計画及び全体計画別葉を作成し、それを各教科の具体的な指導に結び付ける。
- ・児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、学校、地域社会等の実態や課題に応じた重点内容項目を設定する。
- ・学校の道徳教育の重点や推進すべき方向性について教職員間での共通理解や連携を図る機会を確保し、諸計画の見直しや指導の改善・充実を図る。

2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

★児童生徒や学校の実態に応じて、重点内容項目を複数回位置付けた年間指導計画を作成し、評価・改善を図る。

- ・「内容項目の理解」「児童生徒の実態把握」「教材の効果的な活用」を基に、育てたい諸様相とねらいを明確にした授業づくりをする。
- ・教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの発問を工夫する。
- ・児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫をする。
例：教材の提示、発問、話し合い、書く活動、動作化や役割演技などの表現活動、板書、説話、ICTの活用

3 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- ・全教職員の共通理解による組織的・計画的な評価の推進に努める。
例：評価のために集める資料や評価方法の明確化、評価結果について教師間での検討、評価の視点などについての共通理解、評価に関する実践事例の蓄積と共有
- ・授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。
- ・児童生徒の学習状況（学びの姿）を蓄積し、大きくくりなまとまりを踏まえた評価や、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価を行う。

4 郷土を愛する心を育む指導の充実

- ・家庭や地域社会と連携、協力しながら取り組めるよう、道徳教育に関する情報を積極的に発信する。
例：自校の道徳教育の方針や計画の公表、道徳科の授業公開、道徳教育に関する情報交換の場の設定、学校運営協議会等との連携
- ・郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史などを題材にした、地域教材等を効果的に活用する。

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 自主的、実践的な活動を展開するための全体計画及び年間指導計画の作成

- ・全教職員の共通理解の下、特別活動の全体目標と各活動及び学校行事の目標の関係を踏まえ、それぞれの活動の特質を生かした全体計画や年間指導計画の作成及び見直しを行う。
- ・特別活動で育成を目指す資質・能力を育むために、同一中学校区内における小・中学校間の連携を推進する。

2 自主的、実践的に取り組む態度を育てる学級活動の工夫

- ★児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階などを考慮した、学級活動の年間指導計画を作成する。
- ・事前指導・事後指導を含む学習過程を工夫する。
※学習過程の例（問題の発見・確認→解決方法の話し合い→解決方法の決定→決めたことの実践→振り返り→次の課題解決へ）
- ・児童生徒が見いだした課題について、意見の違いや多様な考えを認め合い、折り合いを付け「合意形成」したことを実践し、振り返る活動を充実させる。〔学級活動（１）〕
- ・日常生活における問題の原因や対処の方法についての話し合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことを粘り強く実践できるよう指導を工夫する。〔学級活動（２）（３）〕
- ・自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために「意思決定」して実践することに、自主的、実践的に取り組ませる。〔学級活動（３）〕

3 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- ・児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう、学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮し、学校の創意工夫を生かした指導計画を作成する。
- ・児童生徒の自発的、自治的な活動を実現させるため、
①児童会活動においては、教師の適切な指導の下で、児童の発意・発想を生かした活動計画が作成できるようにする。
- ②生徒会活動においては、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら諸活動の特質に応じた活動計画を立てられるよう指導する。
- ・児童生徒一人一人が児童会・生徒会の一員であることを自覚し、教師の適切な指導の下、よりよい生活を築くために自分たちでまきりをつくって守る活動などを充実させる。

4 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- ・児童の活動として取り上げるべき具体的な内容、方法、時間などについて、基本的な枠組みを定め、児童の手によって一層具体的な活動計画が立てられるような弾力性、融通性に富んだ指導計画を作成する。
- ・興味・関心をより深く追求しながら、自分たちが計画したことを実現できる満足感や学年が異なる仲間と協力して活動を進められた喜びを感じられるよう指導の工夫をする。
- ・活動を通して育てたい資質・能力を地域と共有し、外部講師や地域の教育力を積極的に活用する。

5 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- ・学校や児童生徒、地域の実態を踏まえ、内容の精選や重点化を図り、ねらいと育成を目指す資質・能力を明確にした系統的な指導計画を作成する。
- ・児童生徒が積極的に活動できるよう、事前・事後の指導について十分に留意し、指導の効果を高める工夫をする。
①児童生徒に行事の目的や内容等を伝え、意欲をもって活動に取り組めるよう事前指導を工夫する。
- ②自分のよさや可能性を認識できるような自己評価や相互評価による振り返りを行い、事後指導を充実させる。

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- ・自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、児童生徒の体力を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成する。
- ・児童生徒が自ら設定した課題に主体的に取り組めるよう、運動への興味・関心や技能の習熟の程度に応じた指導を工夫し、できる・分かるなどの運動の楽しさや喜びを味わわせる授業を実践する。
- ・児童生徒が自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」の視点から進んで運動に関わることができる学習活動を適切に設定する。
- ・体育的活動において、場や用具の安全点検、事故やけがの未然防止に向けた指導を適切に行う。
- ★児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、仲間とともに運動を楽しむ場や機会を工夫するとともに、日常生活においても運動を適切に実践できるよう、家庭への啓発活動を積極的に推進する。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- ・学校保健計画に基づき、全教職員の共通理解の下、組織的な実践と評価、見直しを行う。
- ・定期健康診断の結果や日常生活における健康観察等により、集団や個人の健康課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図る。
- ・児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、自ら健康な生活をしようとする自主的・実践的な態度を育てるため、発達の段階を考慮し、養護教諭等の協力を得るなど工夫した指導を行うとともに、一人一人が抱える課題に対応した個別の指導を適切に行う。
- ・児童生徒が健康な生活を実践することができるよう、学校保健計画や学校の取組状況を周知したり、学校保健委員会において地域の児童生徒の健康問題について協議したりするなど、家庭や地域社会と連携した取組を推進する。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- ・児童生徒の食生活の実態を踏まえた食に関する指導の目標を設定するとともに、校内の指導体制を整備し、計画的・継続的に指導する。
- ・児童生徒が正しい知識に基づき自ら判断し、健全な食生活を実践できるよう、各教科、特別活動、昼食の時間等の指導を工夫するとともに、個別性の高い健康課題については個別の相談指導を行う。
- ・活動指標と成果指標を基に、食に関する指導の取組状況や児童生徒の変容を適切に評価する。
- ・日常の生活において食育の推進が図られるよう、保護者や地域社会に対し情報提供をするなど、連携した取組を継続する。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

- ・学校安全計画や危機管理マニュアルを全教職員で共通理解し、活用するとともに、見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める。
- ・安全教育及び安全管理を効果的に推進するための校内体制を構築するとともに、校内外の研修を活用して教職員の学校安全に関する資質の向上を図る。
- ・児童生徒が日常生活における危険な状況を適切に判断し自ら安全に行動できるようにするとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加したり貢献したりできるよう、発達の段階に応じた安全に関する指導を意図的、計画的に行う。
- ・児童生徒の安全を確保するため、各校の実情に応じた防犯・交通安全・防災訓練等の取組を、家庭や地域、関係機関と連携して行う。

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- ・各校の実態に基づき、生徒指導の方針を明確にする。
- ・生徒指導主任（主事）等を中心とし、チーム学校による組織的・計画的な対応を推進する。
- ・生徒指導に関する具体的な取組について、定期的に評価・改善を行う。
- ・研修会等で得られた知識や情報を共有し、教職員同士が学び合う文化・風土が根付くよう、校内研修の一層の工夫と充実を図る。

2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

- ・発達支持的生徒指導の考え方を生かし、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行う。
- ・主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を児童生徒に実感させるために、生徒指導の実践上の視点に留意した学年・学級経営に努める。

※生徒指導の実践上の視点…①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成
③自己決定の場の提供 ④安心・安全な風土の醸成

3 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

- ・児童生徒との日常的な触れ合いを基盤にし、信頼関係を深める。
- ・日頃のきめ細かい観察と学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野及び調査データ等による客観的視点からの児童生徒理解に努める。
- ★学校内外の連携に基づく包括的な支援体制を構築し、児童生徒の個性・多様性・複雑性に対応した教育相談を充実させる。

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的、自治的な取組を推進する。
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの定義や「学校いじめ対策組織」の存在等について、教職員や児童生徒、保護者の共通理解を促す。
- ・ハートフルリーダー等を中心とした「学校いじめ対策組織」において、いじめの積極的な認知と適切な対応を推進する。
- ・未然防止の視点に立ち、いじめの問題（疑いやいじめに該当しないと判断された事案含む）に関する情報を収集・整理・記録し共有する。
- ・いじめ解消の二条件を満たしているかどうかを確認し、日常的な見守りを継続する。

※いじめ解消の二条件

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。）

5 不登校の未然防止及び児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

- ・不登校の未然防止に向け、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」を推進する。
- ・児童生徒の実態、気持ちを理解し、思いに寄り添い、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行う。
- ・児童生徒の学習状況に応じて、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導を行う。
- ・不登校児童生徒や保護者に対して、学校、家庭、SC、SSW、関係機関等の役割を明確にし、個に応じた多様な社会的自立に向け、計画的な支援を推進する。
- ・児童生徒理解・支援シート等を活用し、児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法を共有するなど、校種を越えた切れ目のない支援の実現を図る。

※SC…スクールカウンセラー、SSW…スクールソーシャルワーカー

(6) キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 キャリア教育の指導体制の整備・充実

- ・キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内の指導体制を整備するとともに、校内研修等による指導力向上に努める。
- ★基礎的・汎用的能力の育成に向けて、明確なゴール設定（全体計画の作成）と具体的な指導及び活動過程の明示（年間指導計画の作成）を行い、学校教育全体（教科横断、学年縦断）で取り組む。
- ・キャリア教育を教育活動全体で進めるために、PDCAサイクルに基づき、計画を随時見直し、改善を図る。

※「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力・・・「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- ・「一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容を踏まえ、特別活動を要とした指導の充実を図る。
- ・『あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～』等の活動を記録し蓄積する教材を活用し、見通しを立て振り返る活動を通して、児童生徒が自己の成長や変容を把握し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりできるようにする。
- ・児童生徒が自らの意思と責任で、進路選択することができるよう、ガイダンスとカウンセリングの双方により発達を支援する。

※ガイダンス・・・主に集団の場面で必要な指導や援助

※カウンセリング・・・個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導（教育相談を含む）

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- ・児童生徒のキャリア形成のために、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や進路選択について主体的な意思決定の場を設ける。
- ・中・長期的な期間で、各教科等の指導及び学習や生活のルールに関する指導を体験活動につなぐための「事前・事後の学習」を工夫する。
- ・児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を家庭、地域等と共有し、それぞれの役割を認識した上で連携・協働する。

(7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 校内支援体制の充実

- ・校長のリーダーシップの下、学校全体で行う支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。
- ★校内委員会等を設置し、個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全校的な教育支援体制の充実を図る。(通常の学級を含める)
- ・特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒については、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に教育課程を編成する。
- ・外部専門家との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を教職員間で共有し、実践する。

※外部専門家…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと（ＳＣ、ＳＳＷ、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む）

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- ・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。
- ①児童生徒の状況（障がいや発達の状況等）、取り巻く環境、本人及び保護者の希望などについて、本人、保護者、関係機関と連携して把握する。
- ②保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
- ③評価の時期（１～３年を目安に）を適切に定め、評価日までに達成可能な長期目標を設定する。
- ④医療、福祉、保健、労働等の関係機関の専門性を確認し、支援内容及び役割を明確にする。
- ⑤支援の目標、内容、合理的配慮等について確実に評価することで、計画の見直しを図りながら一貫した支援を行う。
- ⑥計画の内容については、個別の指導計画作成に生かすとともに、就学や進学、転入学の際に、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
- ②各教科等において、計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、児童生徒の変容を記録に残す。
- ③自立活動において、児童生徒の実態に基づき指導内容を設定し、学習活動及び児童生徒の変容を記録に残す。
- ④短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てについて、校内委員会等において定期的に評価し、教職員間で共有するとともに、指導の改善に生かす。
- ⑤就学や進学、転入学の際に、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、双方にとって効果的な学習活動を設定し、組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・居住地校交流における交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校の実態と個々の障がいの状態等に応じた配慮を行うなどして、組織的、計画的、継続的に実施する。

(8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ・環境教育を担当する分掌を位置付けるとともに、全教職員が環境保全の必要性を認識し、環境教育の取組について共通理解を図る。
- ・環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、各学年に応じた体験的な活動や問題解決的な活動を取り入れるなど指導を工夫する。

2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- ・児童生徒の実態を多面的に把握し、環境に対する興味・関心や問題意識を生かした指導を工夫するとともに、探究的な学習を積極的に行う。
- ・身近にある環境を様々な視点で把握し、身近な環境問題と地球規模の問題を関連付けて考えさせることにより、グローバルな視点に立って環境問題を解決するための能力や態度を育成する。
- ・地域環境を共有する近隣の学校等と連携し、合同で調査活動を行ったり、学習成果を発表し合ったりするなど、より効果的な指導を工夫する。

3 環境に関わる体験活動の充実

- ★身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を重視するとともに、体験活動が児童生徒の意識化・行動化に結びつくよう、事前・事後指導を充実させる。
- ・家庭や地域社会と連携を図り、児童生徒が学校で学んだことを生活の中で生かしたり、広げたりすることを通して、環境に働き掛ける実践力を身に付けさせる指導を工夫する。

※体験活動の内容…自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、ロールモデルとなるような人交流体験

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

実 践 事 項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- ・郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を教材として取り上げ、各教科等を相互に有機的に結び付けながら、計画的な指導を行う。
- ・児童生徒が地域体験活動の経験を積み重ねることにより、我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気づき、様々な場面でそのよさを発信できるよう、指導を工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- ・AOMORI ENGLISH PACKAGEを活用し、CAN-DOリストの形で学習到達目標を児童生徒と共有し、単元指導計画を作成することによって、その達成状況を把握する。
- ★身に付けた知識及び技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を1単位時間や複数の単元において設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う必然性や意味のある言語活動に繰り返し取り組ませる。
- ・言語モデルの提示、児童生徒との会話、母国の言語や文化についての情報提供など、外国語指導助手等を効果的に活用する。
- ・外国語教育における校種間の共通点や相違点を理解し、それぞれの校種においてどのような授業が行われ、どのような言語材料が扱われてきたのかを把握した上で、系統性のある指導を行う。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- ・地域に暮らす外国人や外国生活の経験者等、身近な人材を活用し、地域に根ざした交流活動を積極的に推進する。
- ・オンライン等を活用し、諸外国の姉妹・友好提携校等との交流を積極的に推進する。

(10) 情報化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- ・児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するため、指導計画等を基に、各教科等の内容と関連付けた系統的・体系的な情報教育を推進する。
- ・全ての教員がそれぞれのキャリアステージに応じた、ＩＣＴ、情報・教育データ活用能力を身に付けることができるよう、研修体制を整備する。

2 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進

- ・単元の目標を達成するために、各教科等の特質、目標や内容、児童生徒の実態等に応じ、児童生徒がＩＣＴを効果的に活用する場面を学習過程に適切に位置付けた授業を実践する。
- ★ＩＣＴの活用が「分かる授業」や「魅力ある授業」の実現につながることを全ての教員が共通理解し、積極的な活用に努める。

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- ・家庭や地域社会との情報交換や海外との交流活動など、協働型・双方向型の遠隔教育の推進に努める。
- ・教育の質の向上をねらいとして、教育の情報化に向けた実践的研究を推進する。

※遠隔教育…距離に関わりなく、相互に情報の発信、受信のやりとりができるＩＣＴを活用した教育

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- ・児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、系統的な情報モラル教育を実施する。
- ・学校と家庭・地域・関係機関が共通理解を図り、連携・協働して情報モラル教育を推進する。
- ・情報技術やサービスの変化、児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、その実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、適切な指導を行う。

※情報モラルの具体的内容

- ・他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会で責任をもつこと
- ・犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- ・コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- ・教員一人一人が自らの資質の向上に向けて主体的・計画的に取り組むよう、指標の趣旨、内容及び研修の方法等について、校内で共通理解を図る。
- ・自らの成長段階や職責、経験、適正等に応じて指標を活用し、更に高度な段階を目指して、校外研修、校内研修、日常的な職場内研修を推進する。

2 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- ・自校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備し、機能させる。
- ★学校の教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、共有方法、検証方法を明確にし、具体的な研究計画を立案する。
- ・研究内容と日常の授業とを関連付けながら、授業実践を積み重ねる。
- ・授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できる研究協議を行い、明らかにした成果と課題を日常の授業実践に生かす。
- ・各種調査、アンケート等の結果分析を基に児童生徒の変容を的確に捉え、研究の成果と課題を明確にし、校内研修の内容、方法の改善を図る。

3 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- ・教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、具体的な実践に結び付く研究・研修を進める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究・研修を進める。
- ・幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図られるよう、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを相互に関連付け、架け橋期の教育の充実を図る。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1)授業の充実 実践事項 3 (2)」参照

※アプローチカリキュラム（幼稚園・保育所・認定こども園）

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム

※スタートカリキュラム（小学校）

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

※架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期）

4 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- ・児童生徒や地域の実態を的確に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ね、カリキュラム
- ・マネジメントによる特色ある教育課程を編成する。
- ・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域社会との連携を深め、地域の教育資源や学習環境を一層活用する。

(12) へき地・複式教育の充実

小規模校・少人数学級の特性を生かし、一人一人のこどもの個性の伸長と資質・能力の育成を図るとともに、社会性の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を積極的に生かす教育活動の推進

- ・地域の人的資源、物的資源や自然環境を生かし、地域と連携して教育活動を推進する。
- ・小規模な教職員組織を生かし、教職員個々の役割を明確にして、全教職員が一体となった指導体制を構築する。
- ・小規模校において、児童生徒が互いのよさや努力を認め合い励まし合う機会、全員が活躍する場を意図的に設定し、望ましい人間関係の構築に努める。
- ・複式学級の特性を生かした学習指導を行うため、「へき地・複式教育ハンドブック」や先進校の研究成果などの資料を活用したり、近隣の学校の授業参観をしたり、校内外での研修の充実を図る。
- ・多様な価値観にふれるために、遠隔教育や様々な学習形態を取り入れるなどの工夫をする。

※遠隔教育については、「(10) 情報化に対応する教育の推進 実践事項 3」参照

※「様々な学習形態」とは…

- ・合同学習…校内において3個学年以上の児童生徒が合同で行う学習活動
- ・集合学習…近隣の2校以上の児童生徒が1か所に集まって行う学習活動
- ・交流学习…規模や生活環境の異なる学校または異校種の学校が互いに交流して行う学習活動

2 複式学級における実情に即した年間指導計画の作成

★教科の特性（系統性や順次性など）や児童生徒の実態（学年差や個人差など）を考慮した上で、複式指導の類型を踏まえた年間指導計画を作成する。

- ・学年別指導において、指導の効果を高められるよう、2つの学年の学習内容の関連を考慮し、単元の配列を工夫したり単元全体をずらしたりするなどして年間指導計画を作成する。
- ・同単元指導において、同程度又は異程度の目標や内容を設定し、児童生徒の実態に応じた指導を行い、適切に評価する。
- ・合同学習において、それぞれの学年の目標を設定し、適切に評価する。

※複式指導の類型（管内で行われている主な類型）

①学年別指導…各学年の学習内容を別々に指導する形態

「同教科異単元指導」…同教科において、学年で異なる単元（題材）で指導する方法

②同単元指導…2個学年を同じ単元（題材）で指導する形態

「同内容指導」…同教科において、同じ教材で同じ内容を単式形態で指導する方法

3 へき地学校・複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

- ・児童生徒が自己調整しながら学習できるよう、ICT等を効果的に活用し、児童生徒が自分の学習の状況を把握・分析したり、自分に合った方法を選んだりする場を設定する。
- ・学年別指導において、直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解し、学習活動が効果的に行われるように「わたり」と「ずらし」を工夫する。
- ・間接指導において、児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、考えを深め合ったりすることができるよう、ガイド学習の充実を図る。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1) 授業の充実 実践事項 3 (2)」参照

※ガイド学習…間接指導の効率化を図るために考えられた小集団学習の一形態で、児童生徒の集団から選ばれたガイド（案内役）が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら共同で学習する方法

Ⅱ 学校訪問実施要項

1 基本方針

青森県教育委員会、下北教育事務所の学校教育指導の方針と重点に基づいて、管内小・中学校（以下「各学校」という。）の現状と教育課題を把握し、その改善のために指導・助言を行うとともに、各学校の要望に応じた情報提供・支援等を促進して、教育水準の向上に資する。

2 訪問の形態

教育課題を勘案の上、所管する市町村教育委員会との連絡を十分にとり、原則として1校1回の計画訪問を実施することとする。各学校の要請に応じた訪問等（要請訪問、随時訪問、オンライン質問箱～おしえてSKJ～）も実施する。

青森県教育庁学校教育課担当指導主事や青森県総合学校教育センター指導主事などが同行する場合がある。その際は、下北教育事務所から、所管する市町村教育委員会及び学校に事前に連絡する。

※むつ市及び東通村の学校については、所管する教育委員会の指示に従う。

（1）計画訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

- （ア）教育目標具現化のための教育課程の編成及び実施状況の把握
- （イ）教育課題解決のための組織、計画、方法の把握
- （ウ）学習指導や校内研修への取組、生徒指導上の問題点等の改善のための具体的方策の把握及び助言
- （エ）下北管内の「教育課題の改善方策」及び「教育課題解決に向けた実践事項」の伝達

イ 訪問の期日

5月中旬～7月上旬を原則とする。

ウ 訪問までの流れ

- （ア）前年度1月下旬から2月中旬に「計画訪問希望日調査」の実施
- （イ）前年度3月上旬までに「計画訪問予定表」を送付、訪問日の決定

エ 訪問の事提出物

- （ア）当日の日程表
- （イ）学習指導案
 - a 道徳科の授業で教科書以外の教材を使用する場合は、それを添付する。
 - b 教科・領域は学校に一任するが、
 - ・ 校内研修の方向性が見える授業が含まれること
 - ・ 教科の偏りがないこと
 - ・ 可能な限り、道徳科の授業及び領域（学級活動、総合的な学習の時間、外国語活動）の授業が含まれること

の条件を満たすこと。ただし、複式学級を有する学校については、この限りではない。
- （ウ）校内研修計画及び資料
学校経営要覧（教育計画）に記載している場合は、別に準備する必要はない。
- （エ）学校要覧及び学校経営要覧（教育計画）
下北教育事務所次長あて提出の4部とは別に提出する。
※訪問日の1週間前までに、下北教育事務所教育課長あて電子メール又は郵送にて提出する。
※電子メールの場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに送信する。
提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp
※郵送の場合は、訪問者数に1部を加えて提出する。
※事提出物は、所管する町村教育委員会教育長あてにも提出する。

オ 訪問当日の日程

下記の（ア）～（オ）の順序については、各学校の実情に応じて計画し、適切な時間を確保する。

（ア）校長、教頭等との話合い

- a 学校経営の方針
- b 教育課程の編成や実施管理
- c 自校の教育課題解決のための具体的な方策・教育活動（知育、徳育、体育）
- d 生徒指導（いじめ、不登校、問題行動等の実態と対策など）
- e 特別支援教育（校内支援体制、児童生徒の状況など）
- f 校内研修（研究のねらい、研究内容、検証方法、年間計画など）
- g その他（教員等の資質の向上に関する指標の活用状況、働き方改革への取組など）

（イ）諸計画等の閲覧

- a 学年・学級経営案
- b 個別の教育支援計画及び個別の指導計画
- c 諸計画 ※学校経営要覧（教育計画）に記載されていないものに関して閲覧
 - ・各教科（年間指導計画）
 - ・道徳科（全体計画及び別葉、年間指導計画）
 - ・小学校外国語活動（年間指導計画）
 - ・総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）
 - ・特別活動（全体計画、年間指導計画）
 - ※学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動〔小学校〕、学校行事
 - ・キャリア教育（全体計画、年間指導計画）
 - ・学校保健、学校安全、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）、食に関する指導、生徒指導、教育相談、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアル、環境教育、情報教育、スタートカリキュラム〔小学校〕など
- d その他

前年度、初任者研修実施校は実地研修記録簿、中堅教諭等資質向上研修実施校は校内研修記録簿

（ウ）授業参観

（エ）分科会・全体会（分科会の設定は、各学校の希望による）

- ・学校教育指導の方針と重点についての説明、県からの伝達、その他連絡事項
- ・指導・助言

（オ）校長と教育課長との懇談

カ 学習指導案について

各教科・領域等の学習指導案（略案）の作成については、p32～p33に記載の「Ⅲ 学習指導案の作成」及びp37～p38に記載の「学習指導案例（略案）説明入り」を参考とする。

※体裁は、A4用紙1～2枚程度の横書きが望ましい。

※校内研修との関連がある授業は、それに関わる提案・工夫等を示すことが望ましい。

（2）要請訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

（ア）校内研修に関わる諸課題への指導・助言

（イ）学習指導への指導・助言

イ 訪問の期間 9月上旬～12月上旬を原則とする。

ウ 訪問までの流れ

（ア）令和7年6月6日（金）までに「要請訪問申請書」を提出（要請訪問を希望しない場合も提出する）

※「要請訪問申請書」については、p29に記載の「キ 要請訪問申請書について」を参照

- (イ) 6月中旬までに「要請訪問予定表」を送付、訪問日の決定
- (ウ) 訪問日の1週間前までに、事前提出物を提出

エ 訪問の事前提出物

- (ア) 当日の日程表
- (イ) 研究授業指導案（一般授業も行う場合は、その指導案も含む）
- (ウ) 校内研修に関する資料（研究経過を含む）
- (エ) 中心課題（校内研修に関わる提案事項等）
- (オ) 研究主題に係る指導事項及び質問事項（学校の考え方を示すことが望ましい）
- (カ) その他

※訪問日の1週間前までに、下北教育事務所教育課長あて電子メール又は郵送にて提出する。

※電子メールの場合は、P D Fに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

※郵送の場合は、訪問者数に1部を加えて提出する。

※事前提出物は、所管する町村教育委員会教育長あてにも提出する。

オ 訪問当日の日程

下記について、各学校の実情に応じて計画する。

- (ア) 研究経過説明（これまでの研究実践、一般研修の取組等）
- (イ) 研究授業参観（一般授業を行う場合は、研究授業とは別に時間を設定する）
- (ウ) 研究協議会

カ 学習指導案について

各教科・領域等の学習指導案（細案）の作成については、p32～p33に記載の「Ⅲ 学習指導案の作成」及びp34～p36に記載の「学習指導案例（細案）説明入り」を参考とする。

キ 要請訪問申請書について

- (ア) 様式（下北教育事務所ホームページからダウンロード可）

文 書 番 号 令和〇年〇月〇日	
下北教育事務所長 殿	○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ （公印省略）
要 請 訪 問 申 請 書	
1 要請の有無 2 要請希望日 3 要請希望指導主事 4 要請内容 (1) 日程の概略 (2) 授業の概要【学年・授業者、教科・領域名、単元（題材）名】 (3) 中心課題（校内研修に関わる提案事項等） (4) 研究主題に係る指導事項及び質問事項 5 その他	ア 以下のとおり要請します 第1希望（ ○月 ○日） 第3希望（ ○月 ○日） ○○ ○○指導主事 イ 要請しません 第2希望（ ○月 ○日）

(イ) 記入上の留意事項

- ・「2 要請希望日」については、第1希望から第3希望まで記入する。
※各学校に配付される「令和7年度教育課月別動向予定」を参考に、要請希望日の候補を挙げる。
- ・「3 要請希望指導主事」については、担当教科、領域・分野等を考慮する。
- ・「4 要請内容」は、提出の時点で明らかになっている事項を記入する。(4)に関して特にない場合は、記入する必要はない。
- ・「5 備考」には、特に必要と思われる事項を記入する。
- ・要請訪問申請書は、所管する町村教育委員会教育長及び下北教育事務所長あて提出する。

(3) 随時訪問

ア 訪問の趣旨(観点)

(ア) 学習指導、生徒指導、教員等の資質の向上に関することへの指導・助言及び講義・演習

- | | | |
|---|---------------------|------------------|
| 例 | ・授業力向上に関すること | ・臨時講師の授業研修に関すること |
| | ・初任者研修の授業研究に関すること | ・道徳教育に関すること |
| | ・不登校対応等、生徒指導に関すること | ・特別支援教育に関すること |
| | ・情報モラル教育に関すること | ・安全・防災教育に関すること |
| | ・複式学級の指導に関すること | ・キャリア教育に関すること |
| | ・ICTの活用に関すること | ・健康教育に関すること |
| | ・「指導と評価の計画」作成に関すること | など |

イ 訪問の期間

令和7年4月14日(月)～令和8年3月6日(金)

※随時受付しており、複数回の訪問も可能

ウ 訪問までの流れ

(ア) 各学校に配付される「令和7年度教育課月別動向予定」を参考に、希望する訪問日の候補を挙げる。

(イ) 各学校教頭が下北教育事務所教育課主任指導主事に電話をし、派遣を希望する指導主事や希望する研修内容を伝え、訪問日程を調整する。

(ウ) 訪問日が決定したら、派遣要請書を下北教育事務所代表メールアドレスに送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

エ 派遣要請書について

(ア) 様式(下北教育事務所ホームページからダウンロード可)

		文 書 番 号 令和○年○月○日	
下北教育事務所長 殿			
		○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)	
随時訪問に係る派遣要請書			
1	要請日時	令和○年○月○日(○) ○:○○～○:○○	
2	要請指導主事	○○ ○○指導主事	
3	要請内容		
4	その他		

(イ) 記入上の留意事項

- ・「3 要請内容」については、教科・領域や授業者、依頼内容などを記入する。
例1) 国語授業研究への指導・助言(○年○組 授業者○○ ○○)
例2) 不登校対策の講義・演習(60分)
- ・「4 その他」は、当日の日程や連絡事項など、提出の時点で明らかになっている事項を記入する。特になければ、記入する必要はない。

オ 訪問の事前提出物

訪問に必要な資料(指導案等)は、訪問日の1週間前までに、下北教育事務所教育課長あて電子メール又は郵送にて提出する。

※電子メールの場合は、P D Fに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

※郵送の場合は、訪問者数に1部を加えて提出する。

(4) オンライン質問箱～おしえてSKJ～

ア 趣旨

先生方と指導主事等をつなぎ、授業づくりや学級経営、各分掌の業務等を行う上での質問や悩みについて相談等を行い、解決を図る。

イ 利用期間

令和7年5月7日(水)～令和8年3月6日(金)

※随時受付しており、何度でも利用可能

ウ 対象：大間町、東通村、風間浦村、佐井村の小・中学校教員

エ 実施方法

- (ア) Zoom等での相談
- (イ) メールでの相談
- (ウ) 電話での相談

オ 手続き

(ア) 質問する教員(質問者)は、申込み用QRコードから、必要事項(所属校、名前、質問事項等)を入力して送信する。または、担当指導主事のメールアドレスあて電子メールにて送信する。

※各学校の教員用タブレット端末の個人メールアドレスからの送信も可

(イ) 担当指導主事等が、質問者に連絡し、実施方法を決定する。

(ウ) 担当指導主事等が、質問者の所属する学校(教頭)に、実施内容や実施方法を連絡する。

(エ) Zoom等で実施する場合は、担当指導主事等から質問者へ接続方法を、電話又はメールで連絡する。メール又は電話で実施する場合は、担当指導主事等が質問者の質問や悩みにメール又は電話で回答する。

(オ) 質問者は、相談実施後、管理職に相談が終了したことを口頭で伝える。また、アンケート用QRコードからアンケートフォームに入力・送信する。

Ⅲ 学習指導案の作成

1 学習指導案作成に当たって

児童生徒の学びの姿を具体化し、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、指導内容の重点化に努め、教材の工夫・改善を図ることが求められる。

その際に、単元、1単位時間の目標及び目標を達成するための指導内容の配列を明確にし、ねらいと学習活動との整合性を図る必要がある。

そして、児童生徒の実態に応じて、学習活動に創意工夫を凝らすとともに、評価規準を設定し、児童生徒の実態や学びの姿を継続的に見取り指導改善に努めるなど、指導と評価の一体化を図ることが望まれる。

2 学習指導案作成上の留意点

(1) 学習指導案は、授業を成立させるための設計図であり、児童生徒の実態に即して、教師の設定した指導目標を達成するための全体構想であるが、学習者の主体はあくまで児童生徒であり、指導者の一方的な論理による展開に陥ることがないように、児童生徒の思考の流れを十分配慮する必要がある。

(2) 研究授業の場合は、「研究主題との関連」を適切に付け加える。また、研究授業によって計画的に研究仮説が検証できるように、研究授業における参観の視点を明確にする。

(3) 複式学級の場合は、次のことに配慮することが望ましい。

ア 学年別指導の場合には、間接指導時における教師の動きや学習活動を明らかにし、学習過程に明確に位置付ける。

イ 同単元指導の場合には、児童生徒の実態に応じ、同程度又は異程度の目標や内容を設定するとともに、適切に評価する。

ウ 青森県教育委員会発行の「へき地・複式教育ハンドブック」等を参照する。

(4) 特別支援学級の場合は、個別の指導計画に基づき、個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等に応じて、目標、内容、指導方法を明確にするとともに、学習の進捗状況や成果を適切に評価する。

3 学習指導案作成の手順

(1) 教材に対する事前の実態把握

本時の内容に関わるものについて、事前に児童生徒の事態を把握しておくことが大切である。児童生徒のつまずきの状態、学習内容の深化・発展のための事前の情報を入手しておくことが、効果的な授業への前提となる。

(2) 目標の具体化・明確化

授業の目標を具体的に立てる。授業の目標が具体的に立てられていれば、指導の効果を正しく評価でき、次の指導の手立てが見えてくる。また、目標設定に当たっては、学習指導要領の目標・内容等をよく調べ、授業の目標のポイントをつかむことが大切である。

(3) 指導の順序と方法

ア 目標に迫るために、必要な指導事項を選び出し、組織化・構造化する。

単元や教材をどう捉えているかを、学習指導案の中でよく見えるようにすることが大切である。

イ 指導・支援の方法とタイミングを検討する。

1単位時間の授業の中には、一斉学習があり、グループによる話し合い学習や個別の学習もある。学習目標、教材の特質、児童生徒の能力や関心等を十分考慮して、どの場面で、どのような指導・支援をするのか、学習指導案の中にも記入しておくことが大切である。

ウ 児童生徒にとって、理解しにくいところを予測する。

児童生徒の思考の行き詰まりは、思考を深めるきっかけとなる大切なものである。研究授業の場合、この児童生徒の思考の行き詰まりと教師の発問、資料内容等との関わり方が吟味されるので、学習指導案の中に「理解しにくいところ」の手立てを明記することが望ましい。

(4) 本時のまとめと振り返り

本時の重点事項などをどのようにまとめるか、また、本時の学習を通して、児童生徒が何を、どのように学び、どのように変容したのかを、児童生徒の目線になって考える。

(5) 実現状況の評価

学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価（目標に準拠した評価）を重視する。児童生徒の学習状況を適切に評価し、指導に生かす評価を充実させる。（指導と評価の一体化）

4 学習指導案例の様式

※様式は下北教育事務所ホームページからダウンロード可

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/youshiki.html>

(1) 学習指導案例（細案） ※要請訪問の際はこちらの様式を御活用ください。

ア 説明入り

イ 様式

(2) 学習指導案例（略案） ※計画訪問の際はこちらの様式を御活用ください。

ア 説明入り

イ 様式

(3) 道徳科学習指導案例（細案） ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り

イ 様式

(4) 学級活動（1）指導案例（細案） ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り

イ 様式

(5) 学級活動（2）（3）指導案例（細案） ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り

イ 様式

第○学年 ○○科学習指導案例（細案）説明入り

日 時 令和○年○月○日（○） ○校時

対 象 ○年○組 ○名

指導者 ○○ ○○

1 単元（題材）名 「○○○○○○○○○○」（本時○／○）

2 単元（題材）について

（1）教材観

単元（題材）の学習内容をどのように捉えているのか、単元（題材）設定の理由を記述する。

- ・学習指導要領の目標や内容に基づいた教材の解釈と指導内容の具体
- ・学習内容の系統性（前後する学年の学習内容との関わり） など

（2）児童生徒観

単元（題材）に関する児童生徒の実態について記述する。

- ・本単元の学習に関連した観点からの集団（学級、習熟度別等）の学習状況
- ・学習内容に関する既習経験、興味・関心及び思考傾向
- ・各種テスト、児童生徒アンケートの分析をした内容 など

（3）指導観

単元（題材）の学習内容について、児童生徒の実態を踏まえ、どのように指導するのかを記述する。

- ・単元全体における指導上の工夫
- ・予想される児童生徒のつまずきへの対策や能力及び適性などへの配慮
- ・本時における児童生徒の予想されるつまずきとその対策 など

3 単元（題材）の指導計画

（1）単元（題材）の目標

- ・学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて記述する。
- ・児童生徒の実態、前単元（題材）までの学習状況等を踏まえて記述する。

（2）単元（題材）の評価規準

単元（題材）の目標に応じて観点ごとに単元の評価規準を作成する。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<知識>……………している。	……………している。	……………しようとしている。
<技能>……………している。	各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（R2 国立教育政策研究所）を参考とする。	

(3) 指導と評価の計画

「指導と評価の計画」の基本的な様式は、各教科等において異なるため、作成する際は各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（R2 国立教育政策研究所）を参考とする。

時	ねらい・学習活動	評価規準（評価方法） ・指導に生かす評価 ○記録に残す評価		
		知・技	思・判・表	主体的態度
1				
2				
3				
4				

4 本時の指導

(1) ねらい

単元（題材）の目標から導いた本時のねらいであり、学習評価の観点を考慮しながら指導の意図を記述する。

(2) 学習過程

「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりのためには、問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫が重要になります。例えば、児童生徒にとって必然性のある課題を設定することや、児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をするなど、本時のねらいを達成するために、児童生徒がどのように活動し、どのような指導の手立てをとるのかを明らかにすることが大切です。
※問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫については、p14「（1）授業の充実 実践事項 3」を参照

段階	学習活動 (○発問 ・指示)	予想される児童生徒の反応	・指導上の留意点 ※評価
導入 ○分	学習課題		
展開 ○分	学習過程には様々な項目や形式があるため、ここでは一般的なものを例示する。 ・ 段階…導入・展開・終末（整理）など展開の過程を区分して記述する。 ・ 学習活動…学習の流れが分かるように、学習課題、まとめ、学習形態などを記述する。 その際、教師の発問や指示も併せて記述する。 ・ 予想される児童生徒の反応…学習の流れに沿って、予想される児童生徒の反応を具体的に記述する。 ・ 指導上の留意点…予想されるつまづき（評価規準に達しないことが予想される児童生徒）への手立てなど配慮事項を記述する。 ・ 評価…評価場面を設定し、評価の観点や評価方法などを記述する。		

終 末 ○ 分			
	まとめ		

(3) 評価

- ・している。(知識・技能)
- ・している。(思考・判断・表現)
- ・しようとしている。(主体的に学習に取り組む態度)

児童生徒の学習状況を把握する視点であり、本時のねらいがおおむね達成された児童生徒の姿について記述する。また、指導と評価の計画に沿って、1観点、多くて2観点到にしばって記述する。

- ・ 単元(題材)の評価規準との整合性に留意してください。
 - ・ 「おおむね満足できる」状況(B)を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かすようにしてください。
- ※下線は令和7年度の特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

〈参考〉「おおむね満足できる」状況(B)の具体的な設定例

※参考として、「おおむね満足できる」状況(B)を適切に設定するため、単元の評価規準及び「十分満足できる」状況(A)の例を併記しています。

小学校第5学年国語 「読書に関する情報を読んで活用しよう」

単元の評価規準：文章の構成について理解している。【知識・技能】

- ・ 本時の評価 新聞記事の「逆三角形の構成」について理解している。
(知識・技能 ワークシートから)
B：「見出し」、「リード文」、「本文」の構成を理解し、図に正しく書いている。
A：上記の3つと写真や図表の関係についても書いている。

小学校第4学年算数 「変わりかた」

単元の評価規準：伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察している。【思考・判断・表現】

- ・ 本時の評価 B：伴って変わる2つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴について考えている。
A：さらに、数量の間の変化から規則性を見だし、どのように考えたか等の説明をしている。
(思考・判断・表現 適用問題から)

中学校第3学年保健体育 「G ダンス」

単元の評価規準：一人一人の違いに応じた表現や交流、発表の仕方などを大切にしようとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

- ・ 本時の評価 B：共生の意義を理解し、自己と他者の違いを受け入れようとしている。
A：共生の意義を踏まえ、互いの違いに配慮したり、生かそうとしたりしている。
(主体的に学習に取り組む態度)

(4) 板書計画

学習の過程と内容が分かるように構造化して示す。

第〇学年 〇〇科学習指導案例（略案）説明入り

計画訪問時の留意点

- ・体裁は、A4用紙1～2枚程度の横書きが望ましい。
- ・校内研修との関連がある授業は、それに関わる提案・工夫等を示すのが望ましい。
- ・児童生徒の実態について、簡潔に記述する。

日 時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時

対 象 〇年〇組 〇名

指導者 〇〇 〇〇

1 単元（題材）名 「〇〇〇〇〇〇〇〇」（本時〇／〇）

2 単元（題材）について

学習指導要領の目標や内容に基づいて、単元（題材）指導計画における本時の位置付けを簡潔に記述する。また、本時の教材観・指導観を簡潔に記述する。

3 児童生徒について

児童生徒の実態や予想される児童生徒のつまずきと、それに対する手立て、指導観を中心に記述する。

※「2 単元（題材）について」にまとめて表記する場合もある。

4 本時の指導

（1）ねらい

単元（題材）の目標から導いた本時のねらいであり、学習評価の観点を考慮しながら指導の意図を記述する。

（2）学習過程

「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりのためには、問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫が重要になります。例えば、児童生徒にとって必然性のある課題を設定することや、児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をするなど、本時のねらいを達成するために、児童生徒がどのように活動し、どのような指導の手立てをとるのかを明らかにすることが大切です。

※問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫については、p14「（1）授業の充実 実践事項3」を参照

段階	学習活動 (〇主な発問・指示)	予想される児童生徒の反応	・指導上の留意点 ※評価
導入 〇分	学習課題		
展開 〇分	学習過程には様々な項目や形式があるため、ここでは一般的なものを例示する。 ・段 階…導入・展開・終末（整理）など展開の過程を区分して記述する。 ・学 習 活 動…学習の流れが分かるように、学習課題、まとめ、学習形態などを記述する。その際、教師の発問や指示も併せて記述する。 ・予想される児童生徒の反応…学習の流れに沿って、予想される児童生徒の反応を具体的に記述する。 ・指導上の留意点…予想されるつまずき（評価規準に達しないことが予想される児童生徒）への手立てなど配慮事項を記述する。 ・評 価…評価場面を設定し、評価の観点や評価方法などを記述する。		

終 末 ○ 分	まとめ		

(3) 評価

-している。(知識・技能)
-している。(思考・判断・表現)
-しようとしている。(主体的に学習に取り組む態度)

児童生徒の学習状況を把握する視点であり、本時のねらいがおおむね達成された児童生徒の姿について記述する。また、指導と評価の計画に沿って、1観点、多くて2観点到しぼって記述する。

- ・ 単元（題材）の評価規準との整合性に留意してください。
 - ・ 「おおむね満足できる」状況（B）を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かすようにしてください。
- ※下線は令和7年度の特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

〈参考〉「おおむね満足できる」状況（B）の具体的な設定例

※参考として、「おおむね満足できる」状況（B）を適切に設定するため、単元の評価規準及び「十分満足できる」状況（A）の例を併記しています。

小学校第5学年国語 「読書に関する情報を読んで活用しよう」

単元の評価規準：文章の構成について理解している。【知識・技能】

- ・ 本時の評価 新聞記事の「逆三角形の構成」について理解している。
(知識・技能 ワークシートから)
- B：「見出し」、「リード文」、「本文」の構成を理解し、図に正しく書いている。
- A：上記の3つと写真や図表の関係についても書いている。

小学校第4学年算数 「変わりかた」

単元の評価規準：伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察している。【思考・判断・表現】

- ・ 本時の評価 B：伴って変わる2つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴について考えている。
- A：さらに、数量の間の変化から規則性を見だし、どのように考えたか等の説明をしている。
(思考・判断・表現 適用問題から)

中学校第3学年保健体育 「G ダンス」

単元の評価規準：一人一人の違いに応じた表現や交流、発表の仕方などを大切にしようとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

- ・ 本時の評価 B：共生の意義を理解し、自己と他者の違いを受け入れようとしている。
- A：共生の意義を踏まえ、互いの違いに配慮したり、生かそうとしたりしている。
(主体的に学習に取り組む態度)

第〇学年 道德科学習指導案例（細案）説明入り

日 時 令和〇年〇月〇日（〇）〇校時
対 象 〇年〇組〇名
指導者 〇〇 〇〇

1 主題名 「(例) まわりをよく見て考えるきまり」 【内容項目C 規則の尊重】

本時で取り扱う内容項目の中から、どのような道德的価値をねらいとするのか端的に表したものを記述する。なお、関連する内容項目を併記する。

2 ねらいと教材

きまりの意義を理解し、みんなのことやまわりの状況を考えて、きまりを守ろうとする〇〇を育てる。

「雨のバスでいりゅう所で」(小学道德 生きる力4 日本文教出版)

道德科の内容項目を基に、ねらいとする道德的価値や道德性の様相(道德的判断力、心情、実践意欲と態度)を端的に表したものを記述する。また、授業において用いる教科用図書やその他の教材の題名を記述する。なお、その出典等を併記する。

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする道德的価値について

ねらいや内容項目についての教師の捉え方、指導の意図を明確に記述する。

(2) 児童生徒について

本主題に関連する児童生徒の実態やこれまでの学習状況及び教師の願いを記述する。

(3) 教材について

使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法を記述する。

4 学習指導過程

教師の指導と児童生徒の学習の手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童生徒の学習活動と主な発問、予想される児童生徒の反応、指導上の留意点、評価の視点などを指導の流れに即して記述する。

学習指導過程は、教師の指導の意図や児童生徒の実態、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をします。

段階	学習活動と主な発問 (○発問 ◎中心発問)	予想される児童生徒の反応	指導上の留意点 ☆評価の視点
導入 ○ 分	本時の主題に関わる問題意識をもたせたり、教材の内容に興味や関心をもたせたりするようにする。		

展 開 ○ 分			
	児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていくようにする。		
終 末 ○ 分			
	学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする活動などを取り入れるようにする。		

5 学習状況（学びの姿）を見取る視点

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、学習活動に着目した上で、何を、どのように見取るのかを記述する。

○道徳科の評価は、ねらいを達成できたかどうかを見取るものではないため、「～できたか」という表記はしない。「こんなふうに考えていたか」「こんなふうに考えようとしたか」のようにするのが適している。

○1単位時間の授業での学習状況（学びの姿）を蓄積し、大きくくりなまとまりを踏まえた評価や児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価につなげるものとする。

6 その他

他の教育活動などとの関連、教材分析、板書計画など、必要な事柄を記述する。

<参考>「4 学習指導過程」における指導方法の工夫（例）

児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるよう、ねらい、児童生徒の実態や発達の段階、教材や学習指導過程などに応じて最も適切な指導方法を選択し、指導の工夫をします。

教材の提示 読み物教材を提示する際、紙芝居の形で提示したり、劇のように提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする。その際、児童生徒の想像を膨らませ、思考を深めるために精選した情報の提示に留意する。

発問 教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの発問を工夫する。その際、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、多面的・多角的に考えたりする発問などを心掛ける。

話し合い 考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて、効果的に話し合いが行われるよう工夫する。

書く活動 必要な時間を確保し、考えを深めたり、整理したりできるようにする。また、ノートなどを活用することで、成長の記録としての活用や評価に生かすなどの工夫をする。

動作化や役割演技などの表現活動

特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技の工夫、動きや言葉を模倣したり、せりふのまねをしたりして理解を深める動作化の工夫、音楽、所作、その場に応じた身のこなし、表情などで自分の考えを表現する工夫を試みる。

板書 思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなどの工夫をする。

説話 教師の体験談や願いなどを話すことにより、児童生徒がねらいの根底にある道徳的価値をより身近に、また主体的に考えられるようにする。

ICTの活用 道徳科の目標に示されている学習活動に着目し、より効果的に行われるための手段としてICTを活用する。

第○学年 学級活動(1)指導案例(細案)説明入り

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 特別活動編」を参照し、A案及びB案の二つの例を示します。

日 時 令和○年○月○日(○) ○校時
対 象 ○年○組 ○名
指導者 ○○ ○○

- 1 議題 A案「(例) がんばったね集会をしよう」 B案「(例) よりよい学級生活をつくろう」
学級活動(1) A案「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」
B案「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

議題及び学級活動(1)の内容を記述する。

2 議題について

(1) 児童生徒の実態

児童生徒の学級生活や学級活動における実態などを記述する。

(2) 議題選定の理由

議題が設定された背景や教師の指導観などを記述する。

3 評価規準

各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。議題ごとに設定するのではなく、内容のまとまりごとに評価できるように設定する。

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
例：～理解している。 ～身に付けている。	例：～見いだしている。 ～実践している。	例：～図ろうとしている。 ～取り組もうとしている。

4 指導と評価の計画

事前の指導・事後の指導を含む学習過程を工夫します。その際、児童生徒が見いだした課題について、意見の違いや多様な考えを認め合い、折り合いをつけ「合意形成」したことを実践し、振り返る活動を取り入れることが大切です。

過程	時間	児童生徒の活動	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉
事前 の 活 動	「事前の活動」は、児童生徒の活動(アンケートやノート等の記入)や教師の事前準備等について記述する。			
	○月○日 () 休み時間	・提案ポストの議題案を確認し、選定する。 (計画委員会) ※1	・議題選びの視点を念頭において選定することを指導する。	○「がんばったね集会」への見通しをもち、意欲的に取り組もうとしている。 【主体的態度】 (学級会ノート) ○友達のがんばりを認め合うことができる集会の内容を学級会ノートに書いている。 【思考・判断・表現】 (観察・学級会ノート)
	○月○日 () 帰りの会	・議題を決定する。 (学級全員)	・計画委員会で選定した議題案をもとに、学級全員で決定する。	

本 時	○月○日 () ○校時	・話し合い活動	・他者と協働して取り組むことの大切さを理解し、合意形成の手順や活動の方法を身に付けるようにする。	○多様な意見のよさを生かして合意形成を図り、信頼し支え合って実践している。 【思考・判断・表現】 〈発言・観察〉
事 後 の 活 動	「事後の活動」は、児童生徒の活動や教師の支援について記述する。			
	○月○日 () ~ ○月○日 () 休み時間 等	・係ごとに計画を立てて、協力して準備をする。 ・帰りの会などで係ごとに経過報告を行ったり、お知らせを伝えたりする。	・係は必ず複数名で担当し、全員で協力して活動できるようにする。 ・準備の進捗状況を途中で確認し活動意欲の継続化を図る。	○「がんばったね集会」のめあてを意識して、友達と協力して取り組んでいる。 【思考・判断・表現】 〈学級会ノート〉
	○月○日 () ○校時	・「がんばったね集会」を行う。	・集会のねらいを確認し、協力して実践できるようにする。 ・協力したり工夫して活動したりしている児童を称賛する。	
	「目指す児童生徒の姿」には「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、事前の活動・本時・事後の活動の一連の活動について、評価規準を具体的に記述する。その際、事前の活動・本時・事後の活動の中に、全ての評価の観点を適切に設定する。			

※Ⅰ 計画委員会

話し合いに必要な一連の活動計画を立て運営するための組織です。司会、黒板記録、ノート記録等で組織されます。学級活動（Ⅰ）は、児童生徒の自発的・自治的な実践活動が大切であることから、計画委員会による活動が重要になります。

一般的には、司会と記録（黒板・ノート）を「司会グループ」、それに提案者と教師を加えて「計画委員会」を組織します。なお、「計画委員会」のほか、「学級活動委員会」「学級委員会」等として組織する場合があります。

5 本時について

A案 話し合いの順序を分かりやすく示した様式

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。

(例) 1年間の互いのがんばりを認め合う楽しい「がんばったね集会」にするために、集会の内容を考えることができるようにする。

(2) 本時の展開

主な活動内容	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉
主な活動内容 本時の活動の流れが分かるように記述する。 指導上の留意点 話し合い活動に沿って、指導・支援の意図、指導方法の工夫等について留意すべきことを具体的に記述する。 「～する児童生徒に対しては、～について～することで～できるようにする」等、児童生徒一人一人に応じた具体的な指導・支援が分かるように記述する。 目指す児童生徒の姿 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）と整合した評価規準を具体的に記述する。「十分満足できる活動の状況」について、抽象的な文言ではなく、具体的に記述する。また、評価の場面は1、2箇所に絞る。		
1 はじめの言葉 2 計画委員の自己紹介 3 議題の確認 4 提案理由や話し合いのめあての確認 5 決まっていることの確認 6 話し合い 話し合うこと① 「何をするか。」 話し合うこと② 「がんばりを認め合う工夫はどうするか。」 話し合うこと③ 「どんな係が必要か。」 7 決まったことの発表 8 話し合いの振り返り 9 先生からの話 10 おわりの言葉	・めあてをもって自分の役割に臨めるようにする。 ・提案者の思いや願いを全員が理解し、学級全員の問題であることを確認する。 話し合いのめあて 「がんばったことを振り返ることができる集会の内容と工夫を考えよう。」 ・決まっていることを確認する。 ① 日時…○月○日○時間目 ② 場所…教室 ③ ゲームで1つ、それ以外で1つ ・司会が進行に困った時は方向性を示唆し、児童生徒の合意形成を方向付けるような助言はしない。 ・自治的活動の範囲を超えそうな場合は、適切に助言する。 ・必要に応じて、自分の意見に固執せず、納得したうえで考えを変えるなど、折り合いをつけて合意形成を図ることの大切さについて助言する。 ・これまでの集会の経験をもとに必要な係については事前に短冊を用意しておき、今回新たに必要な係について話し合う。 ・よかった点や課題について自己評価し、友達のよかった点などについて相互評価できるように助言する。 ・先生からの話（終末の助言）では、「①前回の話し合いと比べてよかった点、合意形成したことへの価値付けや称賛、②今後の課題、③計画委員へのねぎらい、④今後の見通しや実践に向けての意欲付け等」について簡潔に述べる。 ・提案理由を意識した発言や建設的な発言、意欲的に参加していた児童を称賛する。 ・実践への見通しをもち、意欲が高まるように言葉掛けを行う。	○これまでの集会活動の経験を生かしたり、友達の意見のよさを生かしたりして、「がんばったね集会」の内容や工夫について考えている。 ○みんなががんばったことを認め合う内容はどれがよいか根拠を明確にしながら発言したり、友達の意見と比べて聞いたりしている。 【思考・判断・表現】 〈発言・観察〉

B案 話し合いの流れを児童生徒主体で段階ごとに示した様式

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。

- (例) ・互いの意見や可能性を生かし合った話し合い活動の仕方を身に付けている。
・異なる意見から共通点を見いだし合意形成に向け（個人として）取り組んでいる。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉 ※指導上の留意点
導入 ○分	児童生徒の活動 本時の活動の流れが分かるよう、児童生徒の立場で具体的に記述する。活動の具体、指導上の留意点、目指す児童生徒の姿の記入についてはA案を参照する。 1 ワークシート「よりよい学級生活をつくろう」を活用して自分が宿題で考えてきた学級目標を確認する。	
展開 ○分	2 「よりよい学級生活をつくろう」を活用してグループで意見を出し合い、まとめる。 ・自分が考えた学級目標を発表する。 ・発表している人の考えを聞き、ポイントをメモする。 ・グループとしての学級目標案を考える。 3 全員で学級目標を決める。 ・各班で決めた学級目標案を発表する。 ・「よりよい学級生活をつくろう」を活用して、発表している人の考えを聞き、ポイントをメモする。 ・学級委員が調整役を果たしながら合意形成に向けて練り合う。 ・折り合いを付け、学級目標を全員で合意形成する。 ・合意形成した学級目標を確認する。	○互いの意見や可能性を生かし合った話し合い活動の仕方を身に付けている。 【知識・技能】 〈ワークシート〉 ○異なる意見から共通点を見いだし合意形成に向け（個人として）取り組んでいる。 【思考・判断・表現】 〈ワークシート、観察〉
終末 ○分	4 実践に向けて ・担任からの合意形成した過程や全員で決めた学級目標に対する思いを聞く。 5 学級目標を実現するために（予告） 「次の活動は、学級目標を踏まえて個人の1学期の目標を決めてもらいます。」（担任） ・自己評価表を切り離し、担任に提出する。	※児童生徒の思いを大切にしながら、学校・学級として育てたい資質・能力についてもコメントする。

6 板書計画

--

第○学年 学級活動（２）（３）指導案例（細案）説明入り

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 特別活動編」を参照し、Ａ案及びＢ案の二つの例を示します。

日 時 令和○年○月○日（○） ○校時
対 象 ○年○組 ○名
指導者 ○○ ○○

- 1 題材 Ａ案「（例）６年生に向けて」 Ｂ案「（例）体験活動を学校生活につなごう」
学級活動（３）Ａ案「ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」
Ｂ案「ア 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成」

題材及び学級活動（２）又は（３）の内容を記述する。

2 題材について

（１）児童生徒の実態

児童生徒の学級生活や学級活動における実態などを記述する。

（２）題材選定の理由

題材が設定された背景や教師の指導観などを記述する。

3 評価規準

各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。題材ごとに設定するのではなく、内容のまとまりごとに評価できるように設定する。

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
例：～理解している。 ～身に付けている。	例：～見いだしている。 ～実践している。	例：～図ろうとしている。 ～取り組もうとしている。

4 指導と評価の計画

事前の指導、事後の指導を含む学習過程を工夫します。その際、日常生活における問題の原因や対処の方法についての話し合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことに粘り強く、自主的、実践的に取り組めるようにすることが大切です。

過程	時間	児童生徒の活動	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉
事前の指導	「事前の指導」は、児童生徒の活動（アンケートやノート等の記入）や教師の事前準備等について記述する。			
	○月○日 （ ） 帰りの会	・５年生のこれまでの振り返ったり、６年生へ向けた期待感を想起したりするアンケートに記入する。	・「６年生に向けて」のアンケートを用意し、５年生の生活を振り返った上で、６年生に向けての期待感を想起できるようにする。 ・「キャリア・パスポート」等を活用し、これまでの自分の成長に気付けるようにする。	○アンケートに答えることで、５年生の生活を振り返ったり、６年生に向けての期待感を抱いたりして、学習への見通しをもとうとしている。 【主体的態度】 〈アンケート〉

本 時	○月○日 () 学級活動	・アンケートの結果や先輩からのメッセージを見て、5年生の振り返りと6年生に向けて必要な行動を探る。	・アンケートの結果を基に自身の振り返りができるようにする。 ・6年生からのメッセージを見て、最上級生としての自覚と意欲を高めるようにする。	○なりたい6年生の姿を明確にし、そのために必要なことについて考え、前向きに話し合っている。 ○話し合ったことを生かして、自分が実践することを意思決定している。 【思考・判断・表現】 〈観察・学習カード〉
事後の指導	「事後の指導」は、児童生徒の活動や教師の支援について記述する。			
	○月中	・意思決定しためあてを意識して実践する。	・一人一人のめあてを掲示するなどして、実践への意欲付けとなるようにする。	○意思決定したことを実践している。 【思考・判断・表現】 〈観察〉
	○月○日 ()	・実践について振り返る。 (年度末までの各月末の帰りの会など)	・振り返りを行う機会を設定し、継続した実践になるようにしたり、必要に応じて新たにめあてを立てて取り組んだりできるようにする。	○実践を振り返り、現在及び将来に向けての学校生活や日常生活に生かそうとしている 【主体的態度】 〈学習カード〉
	「目指す児童生徒の姿」には、「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、事前の指導・本時・事後の指導の一連の活動について、評価規準を具体的に記述する。その際、事前の指導・本時・事後の指導の中で、全ての評価の観点を適切に設定する。			

5 本時について

A案

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。
自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どのような意思決定ができるようにしたいのかなど指導のねらいを端的に書く。

(例) 最高学年になっていくための見通しをもち、そのために必要なことについて話し合い、自分に合っためあてを立てて実践できるようにする。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	指導上の留意点 ※資料等	○目指す児童生徒の姿 【観点】 〈評価方法〉
導入 ○分	児童生徒の活動 児童生徒の活動の流れが分かるよう、具体的に記述する。例えば、問題を把握したり、原因を考えたりする活動や、解決方法の工夫や個別の意思決定の場面等を、学習過程に位置付けて記述する。 指導上の留意点 児童生徒の活動に沿って、指導・支援の意図、指導方法の工夫等について留意すべきことを具体的に記述する。 「～する児童生徒に対しては、～について～することで～できるようにする」等、児童生徒一人一人に応じた手立てを具体的な指導・支援が分かるように記述する。 児童生徒の活動と教師の指導・支援との関わりを対応させて書く。 目指す児童生徒の姿 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）と整合した評価規準を具体的に記述する。「十分満足できる活動の状況」について、抽象的な文言ではなく具体的に記述する。また、評価の場面は1、2箇所に絞る。		
つかむ	1 アンケート結果から、6年生になるに当たっての自分たちの思いについて話し合う。	・アンケート結果をもとにして、6年生に向けて期待感を抱いていることに気付けるようにする。 ※アンケート集計表 ・「キャリア・パスポート」をもとに自分たちの成長を想起できるようにする。 ※「キャリア・パスポート」	
	なりたい6年生に向けて、自分が実践することを決めよう。		
さぐる	2 6年生になったら、どんなことをがんばっていききたいのかについて話し合う。 ・委員会活動 ・クラブ活動 ・運動会 ・歴史の学習 ・更に成長したい ・友達を増やす ・1年生のお手伝い	・6年生が活躍していた場面などの写真を活用し、最高学年として自覚と責任をもって行動する場面が増えることに気付けるようにする。 ・6年生からのメッセージ映像を用意し、「6年生としての心構え」や「自分たちが努力してきたこと」、「励ましのメッセージ」などについて語ってもらうことで、5年生が6年生へと成長していくために必要なことに気付くことができるようにする。	
見つける	3 6年生からのメッセージ映像を見る。 4 どんな6年生になりたいか、そのためにどんなことが必要かを話し合う。	・学習カードを用意し、一人一人が考えた上で話し合うことができるようにする。 ※学習カード	○なりたい6年生の姿を明確にし、そのために必要なことについて考え、前向きに話し合っている。
決める	5 これから6年生になるまでに自分が実践することを決め、伝え合う。	・ここまでの話合いで出された意見などを生かして、自分に合っためあてを学習カードに記入するよう伝える。	○話し合ったことを生かして、自分が実践することを意思決定している。 【思考・判断・表現】 〈観察・学習カード〉
終末 ○分			

B案

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。
 自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どのような意思決定ができるようにしたいのかなど指導のねらいを端的に書く。

- (例) ・職場体験活動で学んだことを「キャリア・パスポート」に表現している。
 ・担任からの助言や友人の声を参考に、職場体験活動の経験を学校生活に生かそうとしている。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉 ※指導上の留意点
導入 ○分	児童生徒の活動、目指す児童生徒の姿、指導上の留意点の記入についてはA案を参照する。 つかむ 1 職場体験活動を振り返ろう ・職場体験活動のしおりや「キャリア・パスポート」を読み返す。 職場体験活動を学校生活につなげよう。	
展開 ○分	さぐる 2 個人の活動 ・適性検査を基にした職場体験活動のねらいと、実際の職場体験活動の取組は合っていたかを振り返る。 3 グループでの話し合い活動 ・実際の職場体験活動中に学んだこと、職場の方とのやりとりを振り返る。 4 個人の活動 ・職場体験活動の感想をまとめる。 見つける 5 個人の活動 ・職場体験活動で学んだことが、今後の学校生活のどんな場面で生かせるかを考える。 6 グループでの話し合い活動 ・応援シートを使いながら、職場体験活動で学んだことが、今後の学校生活のどんな場面で生かせるかを考える。 決める 7 個人の活動 ・担任のコメントや応援シートを参考に、これからの学校生活で伸ばしたい力を意思決定し、記録する。	※「キャリア・パスポート」を見直す。 ※「キャリア・パスポート」に記入する。 ○職場体験活動で学んだこと整理している。 【思考・判断・表現】 「キャリア・パスポート」 ※担任は机間指導しながら、自己理解、社会マナーやルール、進路決定や将来設計、役割等の視点からコメントする。 ※応援シートを使い、互いのよさやがんばりを相互評価する。 ○担任からの助言や友人の声を参考に、職場体験活動の経験を学校生活に生かそうとしている。 【主体的態度】 〈「キャリア・パスポート」・観察〉 ※「キャリア・パスポート」に記入する。
終末 ○分	8 振り返り ・体験活動と学校生活のつながりと「キャリア・パスポート」を作成することの意義を確認する。	※具体的な場面（学校行事や進路選択）を挙げ、児童生徒がイメージしやすいようにする。

6 板書計画

Ⅳ 校内研修計画の作成

1 校内研修の推進に当たって

教員は、児童生徒の人格の形成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、担い手である教員の資質・能力に負うところが大きい。

教員の資質の向上を図るとともに指導力を高めるためには、学校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員の共通理解による研修が進められるとともに、同僚性を発揮して日常的に学び合うなどの環境・雰囲気づくりや、それを踏まえた校内研修体制を整備し、機能させることが大切である。

教育課題の解決のためには、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の視点、事前の研究や実態調査等の結果を分析・検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童生徒が直面している教育課題を明確にしなければならない。その上で、解決のための実践的研究の充実を図ることが肝要である。

2 校内研修に努めるべき法的根拠

(1) 教育基本法第9条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

(2) 教育公務員特例法第21条

教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

3 校内研修計画作成上の留意点

(1) 学校の教育課題を明確にし、校長の方針の下、課題解決のために全教職員で取り組むことを共通理解する。

(2) 学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、研究のねらいや児童生徒に身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等を明確にし、具体的な方策を明記する。

(3) P D C A サイクルに基づく校内研修になるよう、成果と課題を明確にする。

4 校内研修計画作成の手順

(1) 教育課題の把握

学校の教育課題及び児童生徒の実態を把握するための例として、以下の方策が考えられる。

ア 各種調査やアンケート調査等の分析

イ 職員会議、教育課程編成会議等での職員からの意見収集

ウ 校内研修における成果と課題の把握

(2) 目指す児童生徒像の設定

学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、目指す児童生徒像を設定する。

(3) 研究主題の設定

上記(1)(2)を受けて、研究の目的(目指す児童生徒像等)を達成(育成)するための方法などを主題として設定する。必要に応じて副題を設定し、研究内容の明確化を図る。

主題設定の理由として、研究の指針、昨年度までの研究の成果や課題、児童生徒の実態、目指す児童生徒像との関連、研究主題に迫るための手立てなどを記述する。

(4) 研究目標と研究仮説の設定

研究目標は、研究の方向性やゴールを示すものとして、研究における手立てや身に付けさせたい資質・能力等を具体的に設定する。研究仮説は、校内研究の見通しや予測にあたるものとして、研究の手立て、身に付けさせたい資質・能力、児童生徒の変容の姿等を具体的に設定する。

(5) 具体的研究方法の設定

上記(2)～(4)を受けて、研究内容、研究方法、検証方法について、具体的に設定する。

学校の教育課題及び教員等の資質の向上に関する指標を踏まえ、一般研修を設定する。

5 研究主題の提出について

令和8年度の「研究主題」と「教科・領域」は、令和8年2月26日(木)までに提出してください。提出方法等については、令和8年1月中旬に各学校に事務連絡にて通知します。

6 校内研修計画作成例

校内研修計画は以下の点に留意して作成します。

- (1) 学校の教育課題を明確にし、校長の方針の下、課題解決のために全教職員で取り組むことを共通理解する。
- (2) 学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、研究のねらいや児童生徒に身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等を明確にし、具体的な方策を明記する。
- (3) P D C A サイクルに基づく校内研修になるよう、成果と課題を明確にする。

令和〇年度 校内研修計画

〇〇〇立〇〇〇学校

1 研究主題

学校の教育課題、目指す児童生徒像を受けて、研究の目的（身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等）を達成（育成）するための方法などを記述する。

例) 〇〇〇のための〇〇〇の工夫(研究)(〇年次)

目的

方法

※副題を設定する場合は研究主題に「目的」、副題に「方法」などを記述することが望ましい。

- ・活用する力を育成するための学習指導方法の工夫（3年次）

2 教科・領域

研究する教科・領域を記述する。

- 例) ・教科だけの場合 → 「全教科」「算数」「国語、算数」 など
・教科と領域を含む場合 → 「全教科、全領域」「生活、総合的な学習の時間」 など
・領域だけの場合 → 「全領域」「総合的な学習の時間、特別活動」 など

3 主題設定の理由

研究の指針、昨年度までの研究の成果や課題、児童生徒の実態、目指す児童生徒像との関連、研究主題に迫るための手立てなどを記述する。

例)

【研究の指針】

- ・学習指導要領
- ・文部科学省の方針
- ・青森県教育委員会の方針 など

「 」は文末例

「…が大切である。」
「…が求められている。」

【昨年度までの研究の成果や課題】

- ・児童生徒の変容、現状、問題点 など

「…という成果が見られた。」
「…が十分でなかった。」

【児童生徒の実態】

- ・各種調査等客観的なデータ
- ・調査結果の分析 など

「…という実態である。」
「…という結果が明らかになった。」

【目指す児童生徒像との関連】

- ・学校の教育課題、教育目標
- ・児童生徒に身に付けさせたい資質・能力
- ・校長の学校経営方針 など

「…という課題が挙げられた。」
「…する力を身に付けさせたい。」
「…という学校経営方針を基に、…とした。」

【研究主題に迫るための手立て】

- ・具体的な解決方法(研究内容、検証方法)、調査方法、方向性 など

「そこで、…ではないかと考える。」

【主題設定の理由の結論付け】

- ・上記の設定理由のまとめ

「…の考えから、…を主題として設定した。」

4 研究目標

研究の方向性やゴールを示すものとして、研究における手立てや身に付けさせたい資質・能力等を明確に記述する。

例) ○○○において、○○○のために、○○○が有効であることを実践から明らかにする。

場、内容 目的 方法

- ・ ○○○科において、活用する力を育てるために、既習を生かして問題解決する場面の工夫や習得と活用の場面を明確にした単元構成の工夫が有効であることを実践から明らかにする。

5 研究仮説

校内研究の見通しや予測にあたるものとして、研究の手立て、身に付けさせたい資質・能力、児童生徒の変容の姿等を明確に記述する。

例) ○○○において、○○○することによって、○○○のような変容の姿が見られ、○○○になるであろう。

場、内容 方法 目的

- ・ ○○○科において、既習を生かして問題解決する場面を工夫することによって、習得した知識及び技能を生かして考え、自分の言葉で互いに伝え合う姿が見られ、活用する力を育てることができるようになるであろう。
- ・ ○○○科において、習得と活用の場面を明確にした単元の指導計画を工夫することによって、教師による適切な評価、支援ができるようになり、活用する力が育成されるだろう。

6 研究内容

目指す児童生徒像、研究主題、研究目標、研究仮説を踏まえて、具体的な取組を記述する。

例) ○○○における、○○○の工夫

方法・場 具体的な取組

- ・ 日常の授業における、既習の知識及び技能を生かして問題解決する場面の工夫
- ・ 単元において、知識及び技能を習得する場面と既習を生かして活用する場面を明確にした単元の指導計画の工夫

研究主題、研究目標、研究仮説、研究内容の整合性を図ることが大切です。

7 研究方法

主たる研究の方法を記述する。

- 例) ・ 提案授業及び研究協議を通して仮説の検証を行う。
・ 学年（ブロック、教科）ごとに研究計画を立て、授業実践を行う。
・ 授業実践に基づく成果と課題を学期ごとに明らかにする。

学校の教育課題解決のために全教職員で取り組むことができるような研究方法を設定します。

8 検証方法

具体的な検証の仕方を記述する。

- 例) ・ 各種調査結果を分析し、変容を把握する。
・ 児童生徒の振り返りから変容を評価する。
・ 児童生徒への学習アンケートを学期（前期・後期）末に行い、変容を把握する。

児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を振り返る視点とするなど、検証方法を明確に設定し、校内研修の成果と課題を明らかにします。

9 一般研修

学校の教育課題及び教員等の資質の向上に関する指標を踏まえ、研修内容を設定し、記述する。

10 年間計画等

PDCAサイクルに基づき、実施時期や役割分担などを決定し、記述する。

分掌間で連携して計画的・実践的な計画を立てます。全教職員で共通理解を図り、取り組みます。

管内小・中学校「研究主題」一覧

小学校

学 校 名	研 究 主 題	教科・領域
第一田名部	「学ぶこと」を楽しめる児童を育成するための学習指導の研究（２年次） ～「知りたい 聞きたい 話したい」が生まれる授業を目指して～	全 教 科 全 領 域
第二田名部	目的を持って主体的に学ぶ児童を育成するための学習指導の研究（10 年次） ～伝え合う力を高める学習指導の工夫～	国 語 特別支援教育
第三田名部	明日に向かい主体的に学び続ける児童の育成（４年次） ～UDの視点を重視した指導の工夫を通して～	算 数
奥 内	筋道立てて考え、学ぶ児童の育成（１年次） ～よりよい解決を求める活動の工夫を通して～	算 数
関 根	思考力・判断力・表現力を高める学習活動の研究（１年次） ～自由進度学習を取り入れた学び合いを通して～	算 数
大 平	活用する力を育てる学習指導のあり方（２年次）	算 数
大 湊	主体的・対話的で深い学び（２年次） ～アナログ・デジタルのそれぞれのよさを生かした授業づくり～	全 教 科 全 領 域
苦 生	活用する力を育む学習指導の工夫（６年次）	国語・社会 算数・理科 生 活
川 内	考えを伝え合い学び合う児童の育成（２年次） ～「わかった、できた、楽しかったと感じられる授業」を目指して～	全 教 科 全 領 域
大 畑	確かな学力の定着を図るための指導の研究（４年次） ～学んだことを定着させる授業づくりを通して～	算 数
脇 野 沢	主体的に学びに向かう児童生徒の育成（１年次） ～単元の指導計画の工夫を通して～	全 教 科
大 間	基礎学力を身に付け、主体的に学ぶ児童の育成（３年次） ～全員参加の「わかる・できる」授業を目指して～	全 教 科
奥 戸	主体的に学ぶ児童の育成（５年次） ～間接指導の工夫を通して～	算 数
東 通	確かな学力を身に付けるための学習指導の研究（６年次） ～読み解く力を高める指導の工夫を通して～	算 数
風 間 浦	算数科における思考力、判断力、表現力等を育成する指導法の研究（２年次） ～学習到達目標と一体化した評価問題を活用した振り返りを通して～	算 数
佐 井	主体的に学びに向かい、考えを深めることのできる児童の育成（４年次）	算 数
牛 滝	主体的に学習に取り組む態度を高める指導の研究（１年次） ～自らの学びを調整する指導の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域

中学校

学 校 名	研 究 主 題	教科・領域
田 名 部	自ら学び、問い、考え、表現する生徒の育成（２年次） ～学習意欲を高める学習活動を通して～	全 教 科 全 領 域
む つ	主体的に学びに向かう生徒の育成（３年次） ～生徒が効果的にＩＣＴを活用する場面の工夫～	全 教 科 全 領 域
関 根	基礎的・基本的な内容を確実に身に付けた生徒の育成（２年次） ～自律的に学習し、生徒が学びの成果を実感できる学習活動の工夫～	全 教 科 全 領 域
近 川	主体的に学ぶ生徒の育成（４年次） ～豊かな表現力を育む活動を通して～	全 教 科
大 湊	主体的に学習する生徒を育てる指導法の工夫（３年次） ～個別最適な学びの実現を目指して～	全 教 科
大 平	「学びに向かう力」を高め、深い学びを実現するための指導方法の工夫（２年次） ～生徒が主体的に取り組み、学ぶ意義を感じられる授業づくり～	全 教 科 全 領 域
川 内	知識・技能を習得し、課題解決に向けて主体的に活用できる生徒の育成（１年次） ～「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を通して～	全 教 科
大 畑	知識・技能を活用し、自ら課題解決できる生徒の育成（３年次） ～学習サイクルの工夫を通して～	全 教 科
脇 野 沢	主体的に学びに向かう児童生徒の育成（１年次） ～単元の指導計画の工夫を通して～	全 教 科
大 間	学びの成果を実感できる指導法の研究（２年次） ～単元の目標を実現するための学習課題の設定と適切に評価する場面や方法の工夫～	全 教 科
東 通	主体的に学習に取り組む態度を育成するための学習指導の在り方（２年次） ～学び合いを促す学習形態の工夫～	全 教 科
風 間 浦	主体的に学習に取り組む生徒の育成を目指して（３年次） ～考えを伝え、学び合う指導の工夫～	全 教 科 全 領 域
佐 井	自らの考えを表現し合う生徒を育てる学習指導法の研究（１年次） ～各単元における表現方法の工夫と基礎・基本の活用を通して～	全 教 科 全 領 域
牛 滝	主体的に学習に取り組む態度を高める指導の研究（１年次） ～自らの学びを調整する指導の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域

V 管内研究指定校及び事業依頼校

令和7年4月1日現在

区 分	事 業 名	学 校 名	期 間
青森県教育委員会	チームで支える特別支援教育 校内支援体制充実事業	大間町立大間小学校 大間町立大間中学校 むつ市立第二田名部小学校	令和6年度 ～令和7年度
	健康教育実践研究支援事業	東通村立東通中学校	令和7年度 ～令和8年度
青森県教育委員会 (下北教育事務所)	[初小] 示範授業研修	むつ市立大平小学校	令和7年度
	[初中] 示範授業研修	むつ市立田名部中学校	
	[初小] 特別活動研修	むつ市立川内小学校	
	[初中] 特別活動研修	むつ市立大平中学校	
	小・中学校道徳教育研究協議会②	むつ市立第三田名部小学校	
	複式学級担任者研修会	むつ市立関根小学校	
そ の 他	命の大切さを学ぶ教室	むつ市立むつ中学校	令和7年度
	自転車安全教室（JA共済連主催）	むつ市立川内中学校	

VI 学校教育関係行事

No.	事業名	実施日	場所
1	[初全]赴任時研修	4月1日(火)午後	むつ来さまい館
2	管内小・中学校校長会議	4月8日(火)午後	下北文化会館
3	SC活用連絡協議会①	4月11日(金)午後	むつ市中央公民館
4	初任者研修校長等連絡協議会①	4月18日(金)午後	下北文化会館
5	管内小・中学校教頭会議	4月22日(火)午後	下北文化会館
6	[初中]示範授業研修	5月22日(木)終日	田名部中学校
7	特別支援教育新担当教員実地研修会	6月6日(金)終日	むつ養護学校
8	AOMORI 小・中学校外国語教育ワークショップ① (オンライン)	6月6日(金)午後	各小・中学校
9	[初小]示範授業研修	6月26日(木)終日	大平小学校
10	複式学級担任者研修会	6月30日(月)午後	関根小学校
11	小・中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会	7月2日(水)終日	むつ来さまい館
12	AOMORI 小・中学校外国語教育ワークショップ② (オンライン)	7月10日(木)午後	各小・中学校
13	青森県小学校教育課程研究集会 (オンデマンド型)	7月下旬～8月下旬	各小学校
14	小・中学校道德教育研究協議会①	7月24日(木)午後	むつ来さまい館
15	小・中学校臨時講師等研修会	7月30日(水)午後	むつ来さまい館
16	地区就学相談・教育相談会	7月28日(月)終日	第二田名部小学校
		8月5日(火)終日	大間小学校
17	[初全]一般授業研修Ⅰ	8月7日(木)終日	むつ合同庁舎 むつマエダアリーナ
18	地域学校協働活動研修	8月19日(火)午後	むつ市中央公民館
19	特別支援教育巡回相談員情報交換会 (ハイブリッド型)	8月19日(火)午後	むつ合同庁舎、各小・中学校
20	SC・SSW地区連絡協議会① (ハイブリッド型)	8月20日(水)午後	むつ合同庁舎
21	初任者研修校長等連絡協議会②	8月21日(木)午後	下北文化会館
22	AOMORI 小・中学校外国語教育ワークショップ③ (オンライン)	9月4日(木)午後	各小・中学校
23	令和8年度青森県立高等学校入学者選抜要項説明会	9月10日(水)午後	むつ来さまい館
24	AOMORI 小・中学校外国語教育ワークショップ④	9月18日(木)午後	むつ来さまい館
25	学校と地域のネットワークづくり	9月30日(火)未定	下北文化会館
26	[初中]特別活動研修	10月30日(木)終日	大平中学校
27	小・中学校道德教育研究協議会②	11月11日(火)午後	第三田名部小学校
28	[初小]特別活動研修	11月20日(木)終日	川内小学校
29	教育課題連絡会議 (オンデマンド型)	12月下旬～2月上旬	各小・中学校
30	管内行事調整会議 (ハイブリッド型)	1月7日(水)午後	各小・中学校、むつ来さまい館
31	[初全]一般授業研修Ⅱ	1月8日(木)終日	むつ来さまい館
32	冬季学校体育実技講習会	1月9日(金)終日	むつ市釜臥山スキー場
33	SC・SSW地区連絡協議会② (ハイブリッド型)	1月14日(水)午後	むつ合同庁舎
34	初任者研修校長等連絡協議会③	1月22日(木)午後	下北文化会館
35	[初全]まとめ研修	2月12日(木)午後	むつ来さまい館
36	初任者研修次年度実施校事前説明会	3月27日(金)午後	むつ合同庁舎

VII スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣について

1 スクールカウンセラーの派遣について

(1) 事業の目的

県教育委員会は、市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

(2) スクールカウンセラーの職務

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ウ 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- エ その他児童生徒へのカウンセリング等に関し適当と認められるもの

(3) 計画的に派遣されるスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村教育委員会の申請に基づき、下北教育事務所が小学校又は中学校にスクールカウンセラーを派遣する。(A派遣：120時間、B派遣：72時間、C派遣：45時間)

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、下北教育事務所へスクールカウンセラー派遣申請書(別紙1-1)を提出する。

ウ 勤務状況報告

(ア) 派遣校の校長は、各月の最後の勤務終了後、勤務状況報告書(別紙3-1)を作成する。

(イ) 派遣校の校長は、作成した勤務状況報告書を速やかに所管する市町村教育委員会へ2部(1部原本、1部写し)提出する。

(ウ) 市町村教育委員会は、各派遣校から提出された勤務状況報告書を翌月3日までに下北教育事務所へ1部提出する。

(4) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

小・中学校は、所管する市町村教育委員会に申請が必要な理由を連絡する。市町村教育委員会は、県教育委員会教育長あて「スクールカウンセラー緊急派遣申請書」(別紙1-2)を提出する。なお、申請については事前に下北教育事務所を通して県教育庁学校教育課に相談する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る「勤務・相談状況報告書(緊急派遣用)」(別紙3-2)を作成し、派遣終了後(派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに)、速やかに所管する市町村教育委員会教育長及び県教育庁学校教育課長並びに下北教育事務所長あて1部ずつ提出する。

(5) 弾力的運用について

同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間においては、小中連携型配置校でない場合でも弾力的運用を可能とする。その場合は、それぞれの学校長が連絡を取り、同意の下、時間を譲り受けて行う。

時間を譲り受けた学校は、勤務状況報告書(別紙3-1)の①「定期派遣記入欄」に、時間を譲り渡した学校は、④「時間を譲り渡した際の記入欄」に必要事項を記入する。

(別紙3-1)

※弾力的運用をした場合の記入例

勤務状況報告書 (月分)

派遣校		SC氏名	
年間派遣総時間数	時間		

①定期派遣記入欄

確認印 (校長私印)	従事した日	従事した時間	備考
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	

時間を譲り受けた学校は、従事した日・時間を①に記入する。

備考欄に「〇〇学校から譲り受けた時間」と記入する。

②月勤務時数合計

勤務時数合計	時間 分
--------	------

③累積勤務時間時数

4月からの累積勤務時間時数	時間 分
---------------	------

④時間を譲り渡した際の記入欄

譲り渡した日	譲り渡した時間数	譲り渡した学校名
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		

時間を譲り渡した学校は、④に必要事項を記入する。

(別紙3-2)

勤務・相談状況報告書 (緊急派遣用)

派遣校		SC氏名	
確認印	従事した日	従事した時間	相談状況
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	緊急派遣による相談状況を簡潔に記入する。
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	
		計	時間 分

注 申請した回ごとに提出する。

※別紙様式については、4月に所管する市町村教育委員会から各校に送付されます。

2 スクールソーシャルワーカーの派遣について

(1) 事業の目的

県教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチームワーク体制構築や、保護者・教職員の支援について、教職員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等への研修活動
- カ 勤務状況及び相談状況の所属長への報告
- キ その他所属長（各教育事務所長）が必要と認める職務

(3) 派遣申請手続

- ア 市町村立小・中学校
所管する市町村教育委員会に派遣希望の旨を連絡する。
- イ 市町村教育委員会
「スクールソーシャルワーカー派遣申請書」（様式1）を下北教育事務所に1部提出する。

(4) その他

派遣日時については、（様式1）に基づき調整の上、決定する。随時派遣（緊急派遣）についても、対応の流れは同様とする。

◆対応の流れ	(様式1)
1 派遣申請 学校→市町村教育委員会→下北教育事務所 (様式1)	〇〇〇第 号 令和 年 月 日 下北教育事務所長 殿
2 下北教育事務所担当者が学校へ連絡し、日時調整を行う。	〇〇〇教育委員会教育長 (公印省略)
3 スクールソーシャルワーカー派遣 スクールソーシャルワーカーが学校や関係保護者及び児童生徒側等との面談を実施し、状況を把握する。	スクールソーシャルワーカー派遣申請書 下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します
4 対応の協議・決定 学校がスクールソーシャルワーカーの報告を受け、今後の対応を協議する。	記
5 対応(例) ・関係機関との連携・調整を行う。 ・ケース会議等に参加し、決定したことに取り組む。 ・関係者に必要な助言や情報交換等の支援を行う。 ・教職員等への研修会で講師や助言を行う。 (関係機関との連携等)	1 派遣日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 2 派遣校 〇〇立〇〇〇学校 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 担当職・氏名 〇〇〇 ・ 〇〇 〇〇 3 申請理由 4 派遣内容 ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整 ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 オ 教職員への研修活動 カ その他 () ※該当する記号を○で囲み、必要事項を記入してください。
↓ 児童生徒が抱える問題の改善へ	申請理由記入欄 には、申請する概要や対象となる児童生徒数、家庭数等を記入する。

※別紙様式については、4月に所管する市町村教育委員会から各校に送付されます。

Ⅷ 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度の趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

2 巡回相談員の職務（「特別支援教育巡回相談員設置要綱」より）

- （１）要請のあった小・中学校等を訪問し、学級担任等に対して、助言又は援助を行う。
- （２）要請のあった小・中学校等を訪問し、学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。
- （３）特別支援教育について情報提供を行う。
- （４）必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う。
※児童生徒の実態及び学校のニーズに合った活用方法を検討する。

3 要請手続

- （１）要請期間 原則として、５月下旬～１月下旬
（この期間以外の派遣や緊急の派遣については、下北教育事務所教育課長へ連絡し、相談する。）
- （２）要請回数 原則として、１校につき年間２回程度
（成果や改善点を把握し、系統的・継続的な支援のため、２回は実施することが望ましい。）
- （３）要請内容（例）
 - ア 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への対応の仕方
 - イ 特別支援学級の経営（特別の教育課程、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、通信票、年間指導計画、教室環境など）
 - ウ 児童生徒の実態把握や支援（障がいの特性の理解、諸検査の結果を活用した指導など）
 - エ 学習指導（自立活動、生活単元学習、日常生活の指導、作業学習、教材・教具の工夫及び活用など）
 - オ 交流及び共同学習、通常の学級との連携の仕方
 - カ 保護者・関係機関との連携の仕方
 - キ 校内支援体制（特別支援教育コーディネーター及び校内委員会などの在り方）※次の場合は要請内容に含まれないため、留意する。
 - ・児童生徒に対する直接の指導、検査等の実施
 - ・保護者との面談

巡回相談員から受けた助言内容は、確実に校内で共有し、次年度へ引き継いでください。

(4) 要請手順

ア 管内の小・中学校は、令和 7 年 4 月の「令和 7 年度特別支援教育巡回相談員制度の活用について（通知）」に添付される〔別紙様式〕に派遣要請の有無等を記入し、下北教育事務所担当指導主事あて電子メール添付にて提出する。

※ 5 月中旬頃に、派遣を要請した学校（以下「要請校」という。）へ「令和 7 年度特別支援教育巡回相談員派遣一覧（通知）」を下北教育事務所から事務連絡にて送付する。

イ 派遣日決定後、要請校は、派遣日 3 週間前までに要請書（様式第 1－1 号①・②）とフェイスシート（様式第 1－2 号）を下北教育事務所長及び所管する市町村教育委員会教育長あて電子メール添付にて提出する。（下図A）

※フェイスシートは対象児童生徒 1 名につき 1 枚の提出とする。

下北教育事務所提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

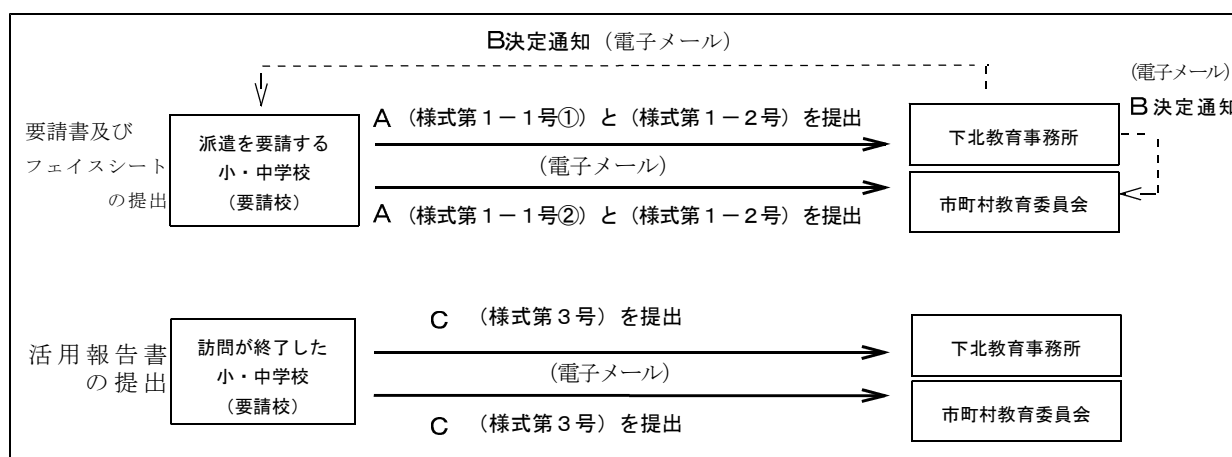
ウ 下北教育事務所から関係市町村教育委員会及び要請校へ派遣の決定通知を送付する。（下図B）

エ 要請校の学級担任等相談者は、派遣の決定通知が届き次第、相談日の 1 週間前までに、巡回相談員に対して電話で相談内容等の詳細を連絡する。

オ 要請校は、巡回相談員の訪問が終了した後、3 週間以内に活用報告書（様式第 3 号）を下北教育事務所長及び所管する市町村教育委員会教育長あて電子メール添付にて提出する。（下図C）

下北教育事務所提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

※令和 7 年度版の要請書、フェイスシート及び活用報告書の様式は、個人情報保護のため、パスワードを設定している。パスワードは、管内小・中学校校長会議及び教頭会議で連絡する。



(5) その他

ア 特別支援学級を初めて担当する教員が所属する学校は、夏季休業前までのなるべく早い時期に訪問を受けられるように要請することが望ましい。（特別支援学級を初めて担当する教員は、下北教育事務所の「特別支援教育新担当教員実地研修会」を受講する。また、青森県総合学校教育センターの「特別支援教育新担当教員研修講座」を受講することが望ましい。）

イ 巡回相談員の旅費は、青森県教育委員会が負担する。

ウ 訪問当日は、下北教育事務所教育課員も同行し、相談が円滑に行われるよう支援する。当日の同行者については、派遣の決定通知にて要請校及び巡回相談員に事前に連絡する。

4 様式及び記入例

要請書等については、令和7年度版の記入例を参考に作成する。

※様式及び記入例は、下北教育事務所ホームページからダウンロード可

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/youshiki.html>

(1) 要請書（様式第1-1号①） ※下北教育事務所長あて提出

下北教育事務所長 殿 文 書 番 号 令和 ○年 ○月 ○日 下北市立下北第一小学校 校長 釜 臥 太 郎 (公印省略) 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について このことについて、下記のとおり要請します。 記 1 期日 令和○年 ○月 ○日 (○) 2 対象児童生徒 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(在籍学級)</th> <th>(障がい種)</th> <th>(学年)</th> <th>(性別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>特別支援学級</td> <td>自</td> <td>4 学年</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>特別支援学級</td> <td>自</td> <td>4 学年</td> <td>女</td> </tr> </tbody> </table> 3 日程 (1) 13:45 ~ 13:55 日程等の確認 (2) 14:00 ~ 14:45 ○時間目参観 (教科等: ○○○) (3) 15:00 ~ 16:00 担任及び特別支援教育コーディネーターとの話し合い (4) 16:00 ~ 16:20 校長への報告 4 巡回相談員所属校 ○○○立○○学校 職 ・ 氏名 教諭 ○○ ○○ 5 要請課題 (指導を受けたい内容) ・ 情緒障がいの特性の理解と対人関係づくりについて ・ 保護者と面談する際に留意することについて		(在籍学級)	(障がい種)	(学年)	(性別)	(1)	特別支援学級	自	4 学年	男	(2)	特別支援学級	自	4 学年	女	対象児童生徒が複数の場合は、同一学級 在籍時のみとする。 対象児童生徒が1名の場合は、2 (2) を削除する。 教科等名を 記入する。 対象児童生徒数 や要請内容に 応じて十分な話し 合いの時間を確保 する。 巡回相談員から助言内容について報告を受け るための時間を設定する。校長が不在の場合は 教頭が報告を受ける。 「下北の教育」p59の「3 (3) 要請内容 (例)」を参考に、指導を受けたい内 容を大まかに記入する。その際、p62の「フェイスシート (様式第1-2号)」 にある【備考】に記載した内容との整合性を図る。
	(在籍学級)	(障がい種)	(学年)	(性別)												
(1)	特別支援学級	自	4 学年	男												
(2)	特別支援学級	自	4 学年	女												

(2) 要請書（様式第1-1号②） ※所管する市町村教育委員会教育長あて提出

○○○教育委員会教育長 殿 文 書 番 号 令和 ○年 ○月 ○日 下北市立下北第一小学校 校長 釜 臥 太 郎 (公印省略) 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。	以下には、様式第1-1 号①に記入した内容が自動 入力される。
--	--

(3) フェイスシート (様式第1-2号)

※対象児童生徒1名につき1枚作成し、要請書(様式第1-1号①・②)と併せて提出

(様式第1-2号)記入例

特別支援教育巡回相談フェイスシート

学級担任等、相談者氏名を記入する。

(下北市立下北第一小学校)(氏名 海峽 花子)

※相談したい内容等について○を書いてください。

障害種	年齢段階	支援内容		合理的配慮の観点	
		子どもの学習のつまずきに関する支援	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○
視覚障害	乳児期		○		
聴覚障害	幼児期	子どもの行動上の問題に関する支援	○	学習内容の変更・調整	
盲ろう	小学校期	子どもの実態把握に関する支援		情緒・コミュニケーション及び教材の配慮	○
肢体不自由	中学校期	子どもの進路や就労に関する支援	①-2-2	学習機会や体験の確保	
病弱・身体虚弱	高校期	子どもの心理面に関する支援	①-2-3	心理面・健康面の配慮	
言語障害	大学・成人期	学校システム・学級経営等に関する支援	②-1	専門性のある指導体制の整備	
情緒障害	○	教育課程の編成に関する支援	②-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	○
知的障害					
各項目(障がい種、年齢段階、支援内容、合理的配慮の観点)の当てはまる箇所○を付ける。					
知的障害を伴う自閉症					
高機能自閉症					
アスペルガー症候群					
ADHD					
LD					
重複障害					
その他					
		保護者との連携に関する支援	③-2	発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
		その他()	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	

要請書(様式第1-1号①・②)の「2 対象児童生徒」と対応させる。児童生徒の氏名やイニシャルは記入しない。

対象児童生徒の実態や現在の支援内容、校内支援体制の概要、要請課題(指導を受けたい内容)等についての詳細を記入する。
※2回目の派遣の際は、1回目の相談後の児童生徒の実態の变化や支援内容の変更についても記載する。

【備考】
2.(1) 特別支援学級(自閉・情緒) 4年男子について

【実態】
・苦手なこと(読み書きに関わる学習、集団での長時間の活動)があると、最後まで取り組みなかつたり、教室にいられなかつたりすることが多い。
・集団で活動する際、友達とのコミュニケーションをうまく取れない。

【現在行っている支援内容】

・苦手なことであっても、目標や見通しをもてるように、ホワイトボードに記入するなどして児童本人と確認している。
・集団で活動するときにも同様で、何をすればよいのかを事前に本人と確認してから活動させるようにしている。

【校内支援体制の概要】
・校長のリーダーシップの下、支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心に計画的・継続的な支援を行っている。
・校内委員会を設定し、個別の指導計画等を活用しながら全校的な教育支援体制の充実を図っている。

【要請課題】
・情緒障がいの特性の理解と対人関係づくりについて(苦手さのある活動に取り組みさせる際、どのような支援をすればよいのか。)
・保護者と面談する際に留意することについて(中学校進学を含めた今後のことについて、保護者との面談を行う際に留意すべきことを教えていただきたい。)

○参考資料 1 校長及び教員の資質の向上に関する指標について

平成30年2月14日
令和5年2月1日一部改訂
青森県教育委員会

I 背景・趣旨等

1 背景

教員は、児童生徒（特別支援学校の幼児を含む。以下同じ。）の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きい。児童生徒の成長を担う教員には、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることが求められる。

また、グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教員自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっているとともに、オンライン研修の拡大や研修の体系化の進展など、教員の研修を取り巻く環境も大きく変化してきた。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの本県の「新たな教師の学びの姿」は、「児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たすとともに、児童生徒の主体的な学びを支援する伴走者となるよう、そのキャリアや経験に応じて、探究心を持ちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識技能を学び続けている姿」である。その姿を実現するためには、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となる。

これらを踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、教育公務員特例法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられた。

そして、令和4年5月18日に公布された教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律では、「新たな教師の学びの姿」を実現するため、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定が整備されるとともに、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものとされた。

以上のことから、県教育委員会では、教育公務員特例法第22条の5に基づく青森県教員等資質向上推進協議会の協議を経て、指標の内容等を再検討し、見直すこととした。

「新たな教師の学びの姿」

- ☐ 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ☐ 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ☐ 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- ☐ 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

※『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ） 令和3年11月 中央教育審議会

2 本県を取り巻く主な教育課題

本県の教員は、真摯に児童生徒に向き合い、粘り強くその指導に当たってきた。児童生徒を大切にする態度や指導技術は、校内外の研修等を通じて継承されてきたところである。

このような中、公立の小学校、中学校及び高等学校においては46歳以上の教員が半数を超えていること、特に小学校及び中学校においては学校の小規模化が進んでいること等を考えると、これまでの教育実践の蓄積をスムーズに継承していくことが課題の一つと考えられる。

また、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校、令和4年度から高等学校で全面実施（高等学校では段階的实施）された学習指導要領への対応とともに、いじめ防止対策をはじめとする児童生徒を守り支え安心して学ぶことができる教育環境づくり、健康長寿県を目指した児童生徒の健康づくり、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育や持続可能な青森県づくりの担い手となる人財育成等の課題に対応していく必要がある。

3 本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わりあうことができる教員
- 学び続ける向上心を持ち、常により良い実践を追い求める教員
- 児童生徒が生きていく未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員
- 高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
- 家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

4 指標策定の趣旨等

指標策定の趣旨は、校長及び教員（以下「教員等」という。）が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

教員等一人一人の成長の道筋は多様であることは言うまでもない。指標は、県教育委員会等が主催する校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安であり、教員等一人一人が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとなるものである。加えて、教員等の自発的かつ効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起するものである。

II 校長及び教員の資質の向上に関する指標

1 指標の対象

指標の対象は、県教育委員会が任命する公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭とする。

2 指標

- (1) 教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の指標（全校種共通）

別紙1「教員の資質の向上に関する指標」のとおり。

- (2) 校長及び教頭の指標（全校種共通）

別紙2「校長及び教頭の資質の向上に関する指標」のとおり。

ただし、教頭については、IIの2の(1)に示す指導力の観点にも留意する。

3 職責、経験及び適性に応じたキャリアステージの設定

教諭等の指標については、次に示す(1)～(4)のキャリアステージを設定する。

なお、採用後の年数については一つの目安であり、教諭等個々の職責、経験及び適性に応じて、柔軟に捉えるものとする。

- (1) 採用時

・本県の教員として採用される段階

- (2) 形成期（初任からおおむね採用5年目までを想定）

- ・教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける段階
- (3) 向上・発展期（おおむね採用６年目から１５年目までを想定）
 - ・実践力を高め、初任者等へ助言する段階
 - ・分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける段階
- (4) 充実期（おおむね採用１６年目以降を想定）
 - ・専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う段階
 - ・校務分掌等の運営における中心的な役割を担う段階

4 指標の観点

指標の内容を次に示す（１）～（４）の観点で整理する。

なお、これら４つの観点は相互に深く関連し合っており、資質の向上に当たっては総合的な視点をもつことが重要である。

（１）人間力

「教員としての素養」に関する観点である。この観点は、いずれのキャリアステージにおいても求められるものであり、教員として、また社会人としての経験を積むことによって、その深まりや広がりが期待される。この観点では、社会人としての基本的な素養、子どもの権利への理解、確固たる倫理観、教員として求められる普遍的な資質、自律的に学び続ける意識や姿勢等に関する指標を設定している。

なお、校長及び教頭については、管理職としての高い素養が求められることから、教諭等とは別に「管理職としての素養」の観点を示している。

（２）指導力

「教科等に関する指導」、「生徒指導」、「多様性への理解と教育支援」に関する観点である。この観点では、多様な教育活動や場面において、児童生徒の人格の完成のために必要な教育の方法や技術を用いて児童生徒の指導に当たるとともに、必要な協働体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

「教科等に関する指導」では、計画・実践・評価・省察・改善のPDCAサイクルに基づく主体的・対話的で深い学びの視点による授業づくりに自ら取り組むとともに、教員相互の学び合いを通して教育の方法や技術をより一層高めていくことができる資質等に関する指標を設定している。

「生徒指導」では、児童生徒の健やかな成長のため、児童生徒の発達の段階や個々の状況を適切に理解するとともに、日常生活の指導、問題行動への対応、教育相談等の様々な場面に応じた適切かつ積極的な指導に当たることができる資質等に関する指標を設定している。

「多様性への理解と教育支援」では、生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する児童生徒に対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めるとともに、必要な体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健管理」、「保健教育」、「健康相談」に関する観点を、栄養教諭には「給食の時間や各教科等における教育指導」、「個別的な相談指導」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

（３）マネジメント力

「学級・学年経営及び学校運営」、「同僚との連携・協働」、「地域社会との連携・協働」に関する観点である。この観点では、同僚や地域社会と連携・協働しつつ、教育活動を組織的かつ計画的に行うことができる資質等に関する指標を設定している。

「学級・学年経営及び学校運営」では、教員がそれぞれの職務において、児童生徒の実態や学校課題に応じた学級・学年・分掌経営等の立案・参画に当たるとともに、学校安全の確保や危機の未然防止に当たることができる資質等に関する指標を

設定している。

「同僚との連携・協働」では、組織の一員としての自覚をもち、相互の学び合いや支援など同僚との連携・協働を進めるとともに、組織全体を考慮した計画立案や体制づくりに参画することができる資質等に関する指標を設定している。

「地域社会との連携・協働」では、家庭や地域社会、学校間の連携・協働を進めるとともに、地域の人的・物的資源など教育資源を活用した教育活動を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健室経営」、「保健組織活動」に関する観点を、栄養教諭には「栄養管理及び衛生管理」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

なお、校長及び教頭については、管理職としてのマネジメントの資質が求められることから、教諭等とは別に「学校経営ビジョン構築」、「教育課程の管理」、「人材育成」、「組織運営・経営資源の活用」、「危機管理」、「連携・協働」の観点を示している。

(4) ICT、情報・教育データ活用力

授業の充実及び校務の効率化に向けたICT活用力に関する観点である。

「ICT活用力」では、教員が、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する上で必要不可欠であるICTとこれまでの実践を組み合わせて、授業の質を向上させることに関する指標を設定している。

「情報・教育データ活用力」では、ICT活用スキルのみならず、教員等、様々な教育データを生かして児童生徒の学びを把握したり、各種教育データを分析し、その結果を学級経営等に生かすことに関する指標を設定している。

また、情報化が加速度的に進むSociety 5.0時代を生き、情報活用能力など学習の基盤となる資質能力を児童生徒に育む必要があることから、情報モラル教育に留まらず、より広い概念としてデジタル・シティズンシップ（※）教育に関する指標も設定している。

※デジタル・シティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと

【出典】

文部科学省 GIGAスクール構想に基づく「人・台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議資料 国際大学GLOCOM 豊福晋平（2021/8/30）」

5 指標の活用

(1) 県教育委員会

- ・教育公務員特例法第22条の4に基づいて、指標を踏まえた教員研修計画を策定する。
- ・県教育委員会（県総合学校教育センター、教育事務所等）は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、県内の学校や教員等の状況に応じて、不断の見直しを行う。
- ・各市町村教育委員会、各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。また、県教育委員会ホームページで公開する。

(2) 市町村教育委員会

- ・各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。
- ・市町村教育委員会は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、個々の教員等に応じた指導・助言や支援等を行う。

(3) 教員等

- ・校長及び教頭は、指標を踏まえて、個々の教員に応じた指導・助言や支援、校内研修の充実等に努めるとともに、研修履歴を活用して、対話に基づき教員等の資

質向上に関する指導助言等を行う。

- ・教員等は自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとして指標を活用するとともに、研修履歴から自らの学びを俯瞰し、客観視した上で、更に伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発したい分野・領域を見出しながら資質の向上に努める。
- ・教員等は、指標を踏まえて、互いに学び合い、互いの成長を支援し合いながら、自身の「主体的・対話的で深い学び」の実践に努める。

Ⅲ 資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

1 指標の改善について

社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標についても、様々な状況の変化に応じて、より実効性の高い指標に改善していくため、不断の見直しを図ることが重要である。

県教育委員会は、指標及び教員研修計画を検証し、改善を図るため、青森県教員等資質向上推進協議会を定期的に開催することとする。

2 指標と人事評価について

指標と人事評価については、いずれも教員等の人材育成を目指すものであるが、指標は、教員等の資質の向上を目的として、職責、経験及び適性に応じて、教員等が将来的に身に付けていくべき資質を明らかにするものである。一方で、人事評価は、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的として、職務全般についての取組姿勢、遂行状況を適切に把握して、人材育成・能力開発につなげるため、意欲、能力及び業績の三つの評価要素を設定して、評価を実施するものである。

したがって両者はその目的も趣旨も異なるものであり、その趣旨を踏まえてそれぞれに取り組むことが求められる。

3 講師等の臨時職員の資質の向上について

講師等の臨時職員については、教諭等と同様に児童生徒の成長を担っており、Ⅱの2の(1)に示す指標を参考にし、資質の向上を図る必要があることから、県教育委員会は、臨時職員の研修機会の確保等に努める。

なお、市町村教育委員会や学校においては、学校訪問や校内研修を通じた指導・助言及び支援等に努める。

本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感もち、教育活動に当たたる教員 ○学び続ける向上心をもち、常により良い実践を追い求める教員 ○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員 ○児童生徒が生ききていく未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員 ○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

教員の資質の向上に関する指標

キャリアステージ		採用時		形成期		向上・発展期		充実期	
説明		観点		初任からおおむね採用 5 年目まで		おおむね採用 6 年目から 15 年目まで		おおむね採用 16 年目以降	
人間力		・教育的愛情と責任感、子どもへの権利※1への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・社会の変化や本県の教育課題に对应し、常に学び続ける探究心及び向上心		・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり(計画・実践・評価・省察・改善)		・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言 ・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進 ・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり		・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善の の運営における中心的な役割を担う。	
指導力	マネジメント力	ICT、情報・教育データ活用	教科等に関する指導	・教科・教員の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・児童生徒の学びの姿態把握と各教科等の目標に基づいた授業の改善 ・他の教員からの学びを生かした授業改善 ・児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・学級担任等と連携した保健教育 ・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導	・教材・教員の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・児童生徒の学びの姿態把握と各教科等の目標に基づいた授業の改善 ・他の教員からの学びを生かした授業改善 ・児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・学級担任等と連携した保健教育 ・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導	・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言 ・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進 ・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり	・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善の の運営における中心的な役割を担う。		
			食に関する指導【栄養教諭】	・給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能	・給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり	・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり		
			生徒指導	・児童生徒の成長や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解	・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援 ・児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談	・児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援 ・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援	・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 ・教育活動全体を通じて取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割 ・組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決		
			健康相談【養護教諭】	・健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・児童生徒の多様性と特別なニーズ※2に関する理解 ・特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解	・児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談 ・実践を踏まえた児童生徒の多様性と個々のニーズ※2についての理解 ・児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携 ・学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底	・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組	・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に対する指導や支援 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進		
			保健室経営 保健組織活動【養護教諭】	・保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校教育目標を理解した保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画 ・栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践 ・積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組	・保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開 ・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割 ・他の学年や分掌との連絡調整 ・QJT（日常的な職場内研修）の推進を図る体制づくりと指導的役割 ・地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進	・保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開 ・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割 ・他の学年や分掌との連絡調整 ・QJT（日常的な職場内研修）の推進を図る体制づくりと指導的役割 ・地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進		
		基礎的		基礎的		基礎的		基礎的	
		・ICTを活用した授業づくり ・情報・教育データを活用した個々の児童生徒の学習の改善 ・デジタル・シティズンシップ教育の理解と実践 ・教育に関する基礎知識	・ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 ・情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シティズンシップ教育の指導 ・校務の効率化に向けたICT活用の提案	・ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 ・情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シティズンシップ教育の指導 ・校務の効率化に向けたICT活用の提案	・ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 ・情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シティズンシップ教育の指導 ・校務の効率化に向けたICT活用の提案				

※1 子どもの権利…個人の尊重、差別の禁止、教育を受ける権利、福祉に係る権利、意見表明権・社会的活動への参画権、最善の利益の優先など

※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもたちの貧困、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等

※3 基礎的スキル…端末やソフトウェア、アプリ等が更新された場合でも対応するための技術的能力

校長及び教頭の資質の向上に関する指標

職 観点		校長	教頭
人間力	管理職としての素養	・職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	・学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・特色ある教育課程の編成と進行状況の管理	・学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
マネジメント力	人材育成	・教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価	・教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	・学校の効率的な経営、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行	・学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	・学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示	・学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・学校安全マニュアルの周知・徹底 ・危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
	連携・協働	・家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・経営者としての説明責任	・家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

○参考資料 2 重点における参考資料一覧

■ (1) 授業の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総合的な学習の時間編(H29)
- ・学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(R3)
- ・教育課程部会における審議のまとめ 2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び(R3.3)

国立教育政策研究所

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】(R2)
- ・学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編(R1)

■ (2) 道德教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 特別の教科 道德編(H29)
- ・道德教育アーカイブ(文部科学省ホームページにて随時更新)
- ・小学校道德読み物資料集(H23)
- ・中学校道德読み物資料集(H24)

青森県教育委員会

- ・平成24年度道德教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」【小学校編】・【中学校編】(H25)

■ (3) 特別活動の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 特別活動編(H29)

国立教育政策研究所

- ・小学校特別活動映像資料 児童会活動クラブ活動編(R6.3)
- ・学校文化を創る特別活動(中学校・高等学校編)(R5.3)
- ・小学校特別活動映像資料 学級活動編(R4.3)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(特別活動)】・【中学校(特別活動)】(R2)
- ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(H31.1)

■ (4) 体育・健康教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 体育・保健体育編(H29)
- ・第3次学校安全の推進に関する計画(R4.3閣議決定)
- ・学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン(R3.6)
- ・中学生用食育教材(R3.3)
- ・改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き(R2.3)
- ・改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き(H31.3)
- ・食に関する指導の手引き 第二次改訂版(H31.3)
- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)
- ・現代的健康課題を抱える子供たちのへの支援(H29.3)
- ・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育(H29.3)
- ・小学生用食育教材～たのしい食事つながる食育～(H28.2)

スポーツ庁

- ・令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書(R5)

国立教育政策研究所

- ・小学校体育(運動領域)指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～(R4.4)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(体育)】・【中学校(保健体育)】(R2)

青森県

- ・～防災を正しく学び、考える～あおもりおまもりノート(青森県庁ホームページにて随時更新)

青森県教育委員会

- ・運動部活動の指針(H30. 12)
- ・学校におけるアレルギー疾患対応指針(H30. 3)
- ・防災安全の手引(二訂版)(H26. 3)

■ (5) 生徒指導の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【改訂版】(R6. 8)
- ・生徒指導提要(R4. 12)
- ・いじめ防止等のための基本的な方針【改訂版】(H29. 3)
- ・普通教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する基本方針(H29. 3)

国立教育政策研究所

- ・生徒指導リーフシリーズ(H24～R3)

青森県教育委員会

- ・いじめ対応の手引き(H31. 3)
- ・青森県いじめ防止基本方針(H29. 10)

■ (6) キャリア教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・中学校・高等学校キャリア教育の手引き(R5. 3)
- ・小学校キャリア教育の手引き(R4. 3)

国立教育政策研究所

- ・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変えるキャリア教育(H28. 3)

青森県教育委員会

- ・あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～(R1. 12)

■ (7) 特別支援教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・特別支援教育要領・学習指導要領 解説 総則編・自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)(H30)
- ・特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編(小学部・中学部)(H30)
- ・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(R3. 6)
- ・交流及び共同学習ガイド(H31. 3)
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(H29. 3)

国立特別支援教育総合研究所

- ・特別支援教育の基礎・基本2020(R2. 6)

青森県教育委員会

- ・特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック(R4. 3)
- ・青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成の手引き 改訂版(H30. 3)
- ・交流及び共同学習(居住地校交流)の手引ー障害のある子どもが地域で共に学び育つためにー(H29. 3)
- ・障害のある子供の就学事務についてー基本的な考え方と関係様式作成ー(H26. 3)

青森県総合学校教育センター

- ・特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A(R4)
- ・Q&Aと併せて読んでほしい資料(R4)

■ (8) 環境教育の推進

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)

環境省

- ・環境教育・E S Dの推進(R4)

国立教育政策研究所

- ・環境教育指導資料[中学校編](H28)
- ・環境教育指導資料[幼稚園・小学校編](H26)

青森県環境生活部環境政策課

- ・北東北三県共通環境ワークブック～あかるい未来をつなぐ大切なふるさと&地球～(R1)

■ (9) 国際化に対応する教育の推進

- 文部科学省
- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
 - ・ 小学校学習指導要領 解説 外国語活動・外国語編(H29)
 - ・ 中学校学習指導要領 解説 外国語編(H29)
 - ・ 小学校外国語活動・外国語ガイドブック(H29)
 - ・ Let's Try! 1・2 指導編(H29)
- 国立教育政策研究所
- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(外国語・外国語活動)】・【中学校(外国語)】(R2)
- 青森県教育委員会
- ・ AOMORI ENGLISH PACKAGE(R6. 3)
 - ・ 小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック(H31. 3)
 - ・ 青森県版中学校英単語集～VERSION V～(H30. 6)
 - ・ 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック(H30. 3)

■ (10) 情報化に対する教育の推進

- 文部科学省
- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
 - ・ 情報モラル教育ポータルサイト(文部科学省ホームページにて随時更新)
 - ・ 教育の情報化に関する手引き(追補版)(R2. 6)
 - ・ 学びのイノベーション事業実証研究報告書(H26. 4)

■ (11) 研修の充実

- 文部科学省
- ・ 幼稚園教育要領解説(H30)
 - ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
 - ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)(R4)
- 厚生労働省
- ・ 保育所保育指針解説(H30)
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(H30)
- 中央教育審議会
- ・ 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小共同による架け橋期の教育の充実～(R5. 2)
- 国立教育政策研究所
- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】(R2)
- 青森県教育委員会
- ・ 校長及び教員の資質の向上に関する指標について(R5. 2)
 - 別紙1 教員の資質の向上に関する指標(R5. 2)
 - 別紙2 校長及び教頭の資質の向上に関する指標(R5. 2)
 - ・ 青森県教職員研修計画(H30 ※R5一部改正)
 - 別紙1 研修体系
 - 別紙2 研修と指標の関連
 - (2-1 教諭、助教諭 2-2 養護教諭 2-3 栄養教諭)
- 青森県総合学校教育センター
- ・ 校内研修活性化のためのツールブック(H29. 3)
 - ・ 校内研修活性化のためのアイデアブック(H28. 3)

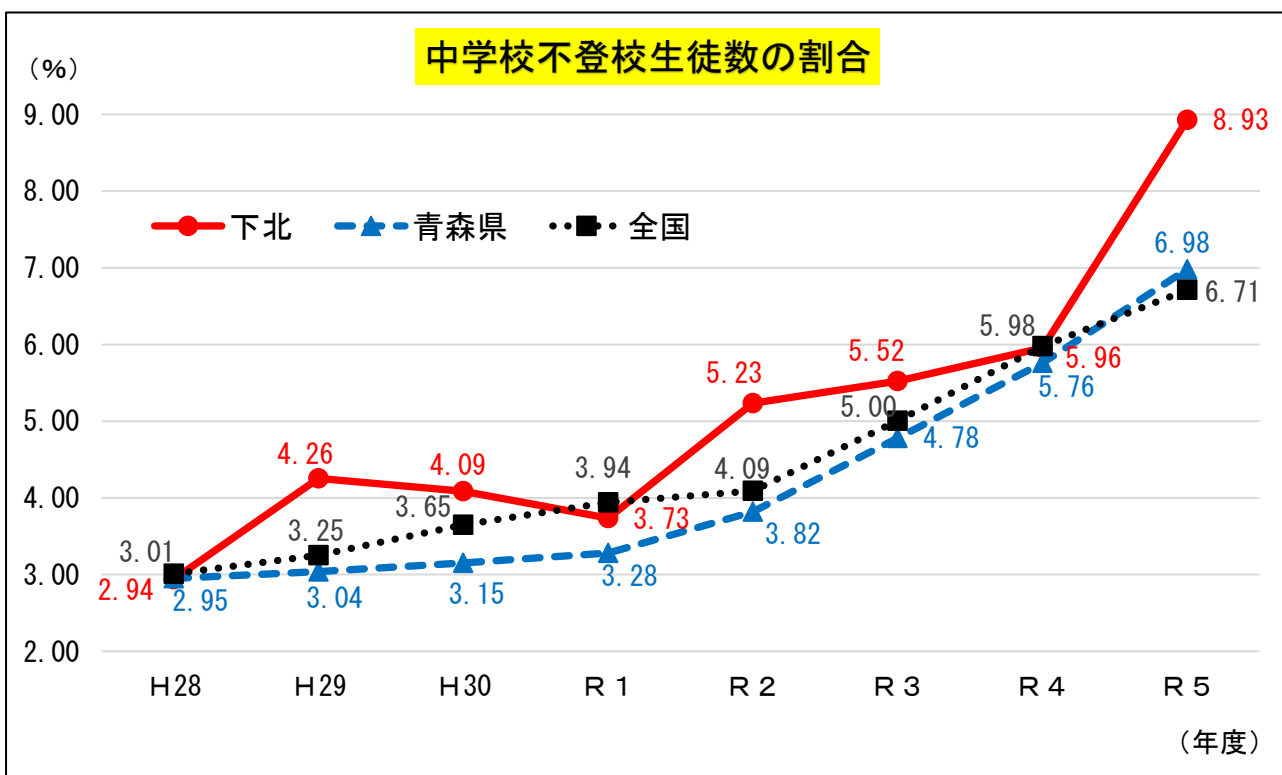
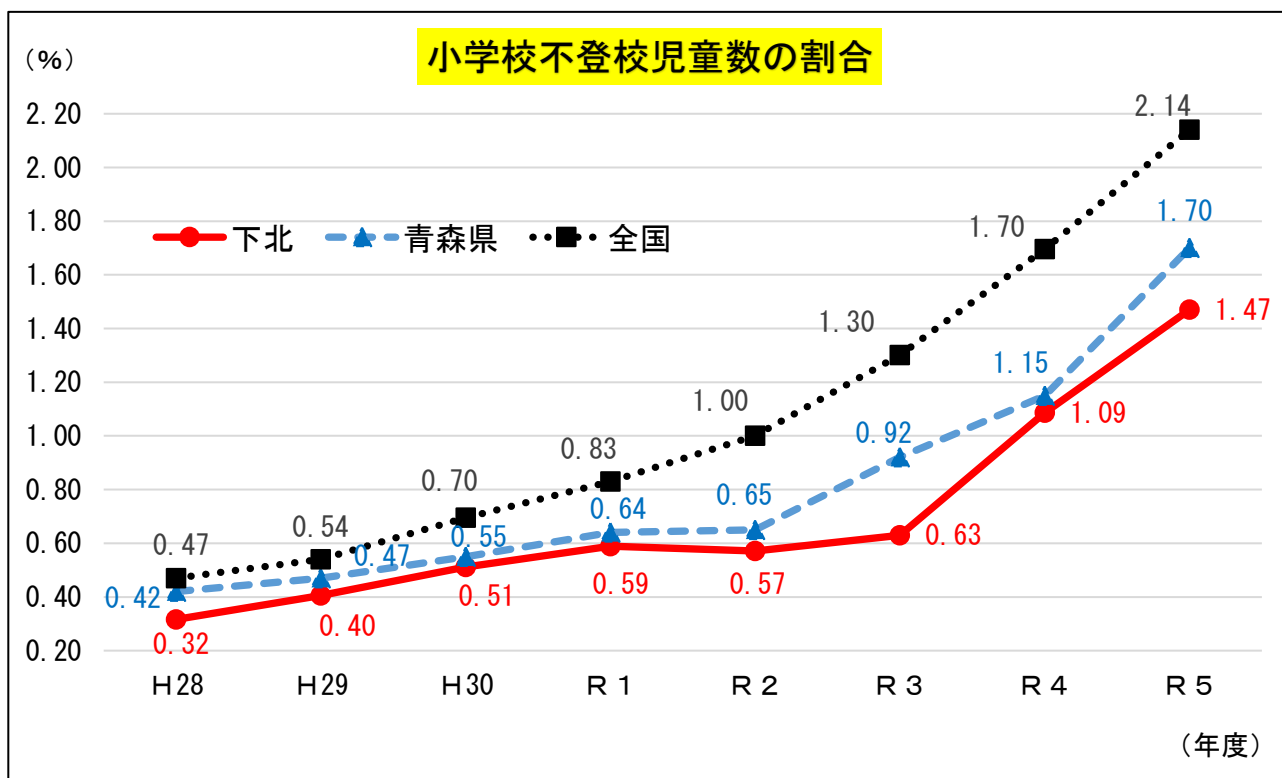
■ (12) へき地・複式教育の充実

- 文部科学省
- ・ 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(R3. 3)
- 青森県教育委員会
- ・ 令和2・3年度へき地・複式教育ハンドブック(事例編)(R4. 3)
 - ・ 平成29・30年度へき地・複式教育ハンドブック(一般編)(H31. 3)

○参考資料3 小・中学校不登校児童生徒数の割合

下北管内の不登校児童生徒数の割合について、全国及び青森県と比較することで、下北管内の現状を捉えるため、以下の資料（調査名が変更された平成28年度からの数値）を掲載するものである。

数値は100人当たりの出現率であり、 $[\text{不登校児童（生徒）数}] \div [\text{児童（生徒）数}] \times 100$ により算出されている。 ※全国は国公立学校、青森県・下北は公立学校の数値である。



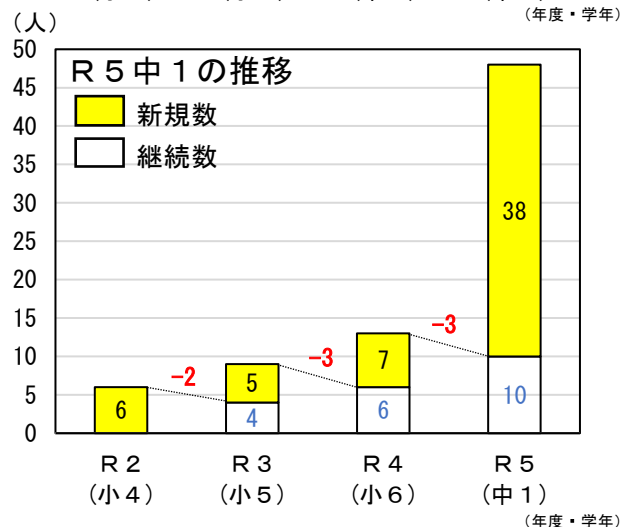
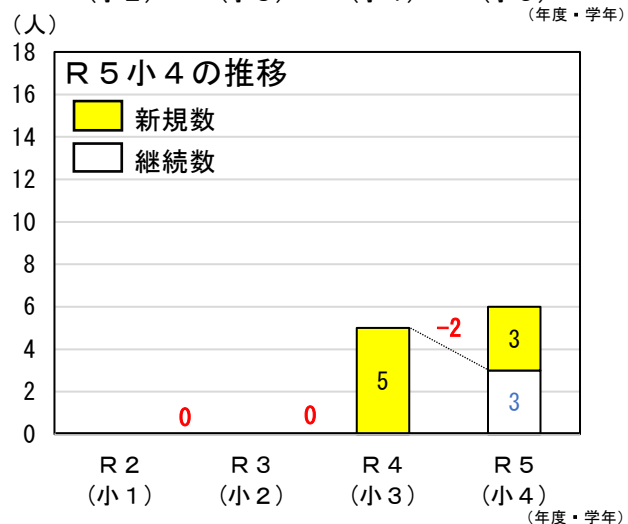
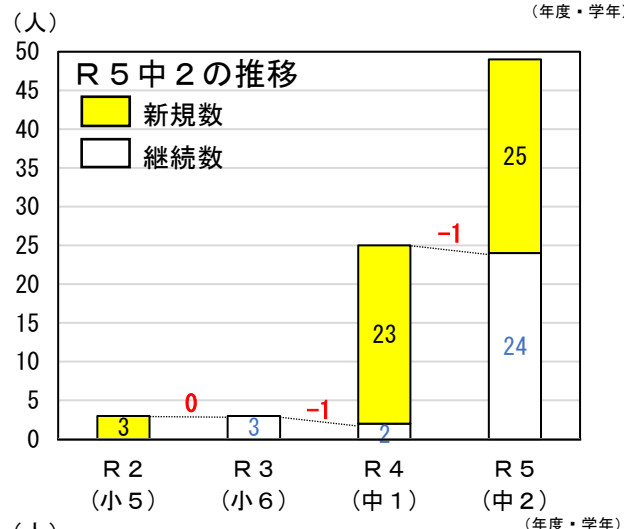
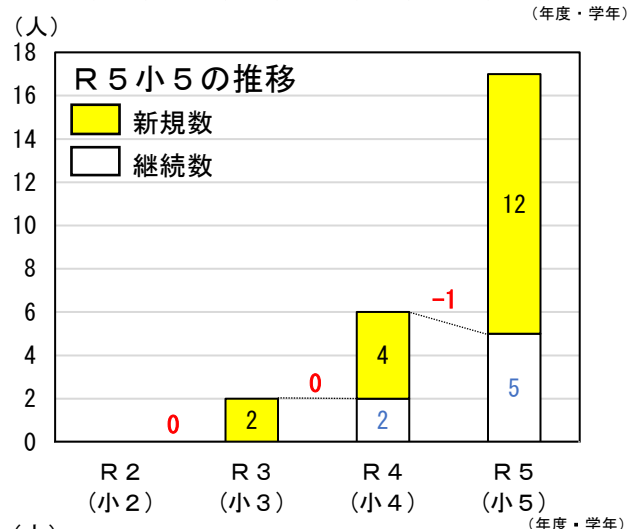
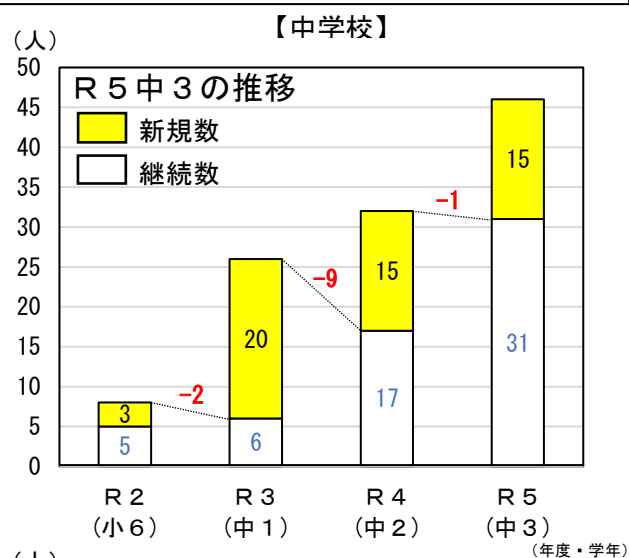
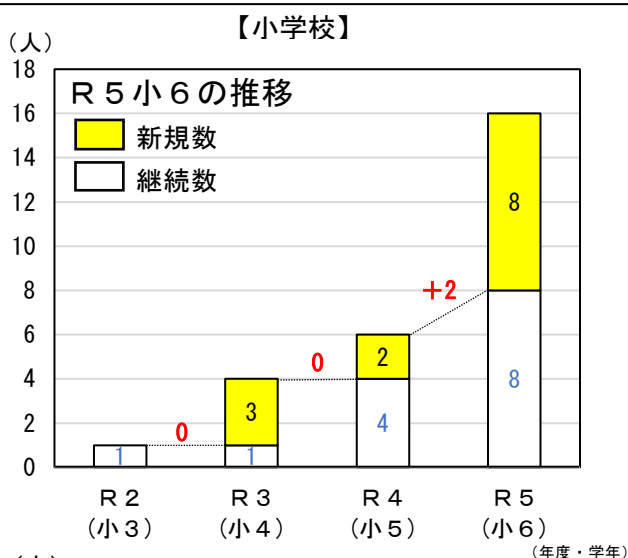
※「H28～R 5 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

○参考資料４ 不登校児童生徒数の推移（実人数）

下北管内の不登校児童生徒数の新規数と継続数の推移から、下北管内の現状を捉えるために、以下の資料を掲載するものである。同一学年の推移グラフにおいて、学年の間の数字は、前年度からの変化を示している。

■ は新規数（前年度は不登校ではなかった児童生徒数）

□ は継続数（前年度も不登校であった児童生徒数）



※「R 2～R 5 児童生徒指導状況報告書」（青森県）より

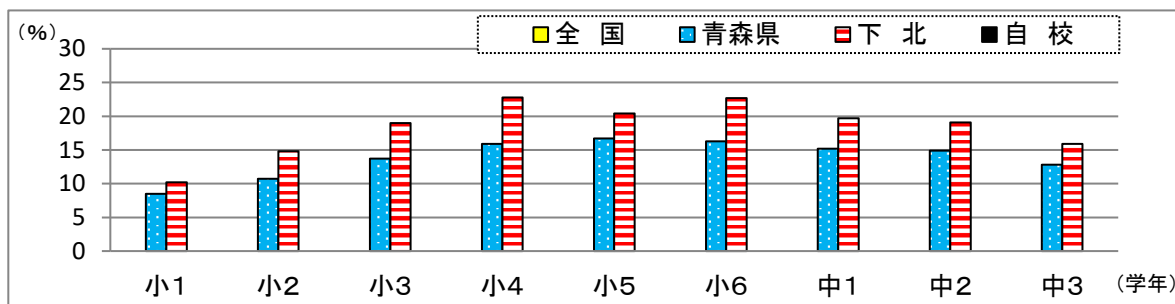
○参考資料5 令和6年度肥満傾向児の出現率

全国・青森県と下北管内の学年別肥満傾向児の出現率を比較することで下北管内の現状を捉えるため、以下の資料を掲載するものである。（令和6年度の全国数値は、令和7年度中に公表予定）

1 全国・青森県・下北・自校の比較【全体】

(%)

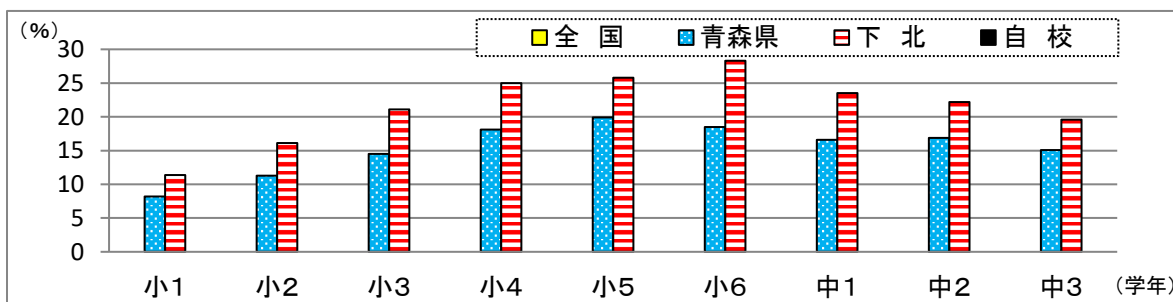
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森県	8.5	10.7	13.7	15.9	16.7	16.3	15.2	14.9	12.8
下 北	10.2	14.8	19.0	22.8	20.4	22.7	19.7	19.1	15.9
自 校									



2 全国・青森県・下北・自校の比較【男子】

(%)

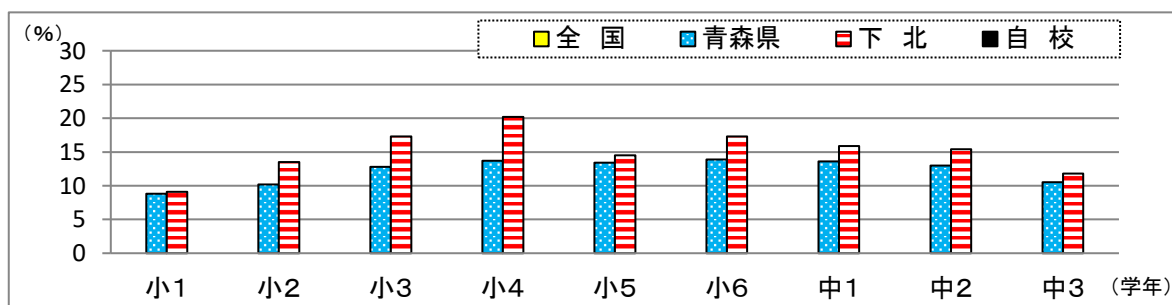
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森県	8.2	11.3	14.5	18.1	19.9	18.5	16.6	16.9	15.1
下 北	11.4	16.1	21.1	25.0	25.8	28.3	23.5	22.2	19.6
自 校									



3 全国・青森県・下北・自校の比較【女子】

(%)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
全 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森県	8.8	10.2	12.8	13.7	13.4	13.9	13.6	13.0	10.5
下 北	9.1	13.5	17.3	20.2	14.5	17.3	15.9	15.4	11.8
自 校									



※「令和6年度 児童生徒の健康・体力」（青森県教育庁スポーツ健康課）より

自校の肥満傾向児の出現率を表内の「自校」欄に入力することで、全国・青森県・下北管内との比較ができますので、御活用ください。
なお、令和6年度の全国数値が公表され次第、下北教育事務所ホームページ上の本データを更新する予定です。

※全国数値は「学校保健統計調査」（文部科学省）による。令和5年度の数値は、令和6年11月公表。

I 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

- 【社会教育】 地域住民が、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで活力ある地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進と人財の育成に努める。
- 【文 化】 地域の郷土芸能の継承と文化財に関する学びや親しむ機会の充実を図るとともに、郷土への愛着と誇りを培い、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。
- 【スポーツ】 地域住民が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、スポーツに親しむ環境づくりの充実を図るとともに、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

(1) 方針について

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、「学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育」「次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用」「活力、健康、感動を生み出すスポーツ」について、市町村教育委員会、家庭や地域社会と連携を図りながら、各施策を推進することとしています。

また、本県の教育振興基本計画の社会教育分野では「地域の強みを生かした地域づくりと人づくり」「人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進」を、文化分野では「歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進」を、スポーツ分野では「楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上」を、それぞれの施策の柱に掲げています。

これらのことを踏まえ管内社会教育の現状と課題も考慮し、下北教育事務所として上記方針を定めました。管内各市町村の主体性を十分に尊重しつつ、社会教育の水準の維持・向上を図るため、市町村教育委員会や各団体などに対する支援機関・パイプ役としての役割を強く自覚し、学校・家庭・地域の連携・協働を基軸にした豊かで活力ある地域づくりと人づくりに向けた支援を積極的に進めていきます。

(2) 管内の現状と地域課題について

人口減少と少子高齢化は下北管内においても急速に進行し、世代構成の変化や地域社会の中核である学校の統廃合、変容する家庭環境など、地域社会における人間関係の希薄化、孤立化が指摘され、地域コミュニティの基盤が大きく揺らぎ、家庭及び地域の教育力の低下が大きな課題となっています。また、地域コミュニティの場づくりを担う若者は増加傾向にありますが、これまで活躍してきた社会教育関係団体も、高齢化とともに活動への参加者が減少傾向にあり、解散するなどその役割を十分に果たせていないケースが見られます。

その一方で、各市町村は社会教育行政の人的・予算的な縮小が進む中、価値観やライフスタイルが多様化する住民の学習ニーズに応えるため、様々な学習機会の提供や地域の実情に合った特色ある事業の実施に努めています。

人口減少や地域コミュニティの衰退は避けて通れない課題であり、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められることから、地方行政全体を通じた社会教育を基盤とする「人づくり・つながりづくり・地域づくり」はますます重要になっています。

これからの時代においては、家庭や地域社会での教育の充実に向けて、首長部局をはじめ様々な機関や団体等が連携し、ネットワーク化を図っていくことが求められます。また、持続可能な活力ある地域を形成するため、社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ「地域づくり」に大きく貢献するとともに、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人財の支援により行われる社会教育を実現する必要があります。

これらのことから、「家庭及び地域の教育力の向上」「地域コミュニティの活性化」「今と未来をつくる人財の育成」の3点を下北の地域課題とし、家庭・地域社会と連携し、家庭教育及び社会教育を推進する環境づくりに努めながら、豊かで活力ある地域社会の形成に向け支援をしていきます。

2 重点

※★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

★ ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が目標を共有し相互に連携・協働する活動の拡充に努める。
- ・学校運営協議会、地域学校協働活動本部の設置を推進するとともに、地域学校協働活動推進員の人財の発掘・育成のための研修等の充実を図りながら配置に努める。

② キャリア教育支援の仕組みづくりの推進

- ・発達の段階に応じて、小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に努める。
- ・ユメコ教室等を活用し、地域の人財や大学、企業、団体等と連携したキャリア教育支援の仕組みづくりに努める。

③ こどもの読書活動の充実

- ・こどもの読書習慣を形成するため、こども読書活動推進計画の策定と活用により、地域の実態に合った読書活動の推進、環境の整備に努める。
- ・読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、読み聞かせ活動者の育成・活用の周知に努める。

④ 家庭教育支援体制の充実

- ・家庭教育力を高めるため、支援者の育成やその活用による家庭教育支援の取組を通して、社会全体で家庭教育を支える体制の充実を図る。
- ・「あおり家庭教育アドバイザー」を活用し、学校やPTA、各種団体との連携・協働した家庭教育支援の体制づくりに努める。

⑤ こどもの体験活動の推進

- ・こどもの社会性や豊かな人間性を育むため、生活・文化体験活動や自然体験活動、社会体験活動の充実に努める。
- ・関係機関や社会教育関係団体と連携して、多様な体験を土台としたこどもの成長を支える人財の育成と環境づくりに努める。

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

① 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

- ・地域活動の実践者及び団体や個人をつなぐコーディネーターを発掘・養成し、地域活動の実践者同士の連携・協働ができるよう支援に努める。
- ・地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保し、地域資源を生かした地域づくりをけん引するリーダーの育成と実践活動の充実に努める。

② 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

- ・地域の活力が将来にわたって持続するよう、郷土に誇りを持ち、地域づくりに取り組む次代の地域を担う人財の育成及び世代間交流の機会づくりに努める。
- ・若者の意見を取り入れやすい環境づくりに努めるとともに、若者が地域で活躍する場を継続的に提供するなど、長期的な視点に立って後継者の育成に努める。

③ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

- ・地域活動の実践者やコーディネーターのための情報提供を充実させ、ネットワーク形成に向けた機会を創出するとともに、企業や各種団体等と連携した取組が図られるよう支援に努める。

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

① 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進

- ・「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに努める。
- ・大学や企業、NPOなどの関係機関や社会教育関係団体との連携強化による学習機会の拡充に努める。

② 地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進

- ・地域住民が学習活動を通じて身に付けた知識や技能を、ボランティア活動や地域活動などの社会参加活動に生かす場の充実に努め、学びと活動の循環を促進する。
- ・ボランティア活動や地域活動などに関する情報提供をしたり、相談に応じたりする体制の構築に努める。

③ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

- ・地域住民の多様なニーズに対応して、誰もが生涯を通じて学び、豊かな知識・技能・経験を生かせる環境の整備に努める。

(4) 社会教育推進のための基盤整備

① 社会教育推進体制の充実

- ・地域の現状や学習ニーズに応じた社会教育計画の策定と見直し、事業の充実につながる評価の工夫に努める。
- ・首長部局や各種団体等との連携・情報共有に努める。

② 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- ・人が育ち、人がつながる学習と活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実に努める。
- ・地域住民のウェルビーイング向上を実現するため、多様な学びの場の活用促進に努める。

③ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

- ・社会教育の振興を図るため、社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。
- ・社会教育関係職員等の各種研修会への積極的な参加を奨励し、資質の向上に努める。

④ 社会教育関係団体等の活動の支援

- ・社会教育関係団体等の活性化を図るため、活動や成果発表等の場の提供、団体間のネットワークの形成に向けた支援に努める。
- ・社会教育関係団体等が自主的な運営や活動ができるよう支援し、社会参加活動につながる環境づくりに努める。

(5) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

① 文化財の保護・保存と公開・活用

- ・デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用を促進し、体験・体感できる機会を充実させるとともに、多様なメディアによる情報発信や文化財審議委員等による文化財保護の普及・啓発に努める。
- ・次代の文化財の保存・活用に携わる人財を育成するとともに、文化財保護団体等との連携を通じて、地域の文化財の保存・活用体制の整備に努める。

② 伝統芸能・技術の継承

- ・世代間交流等を通して、地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表や、由来・経緯等の学びの機会を充実させるとともに、後継者の育成に努める。
- ・こどもの伝統芸能の活動状況を把握するとともに、伝承活動の推進と郷土愛の醸成に努める。

(6) スポーツの推進

① スポーツ参画人口の拡大

- ・誰もがスポーツに参画できるよう、関係団体と連携し、スポーツに親しむ機会の充実や環境づくりに努める。
- ・家族が一緒に楽しむことができる運動プログラムを提供するなど、若者世代や働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動の推進に努める。

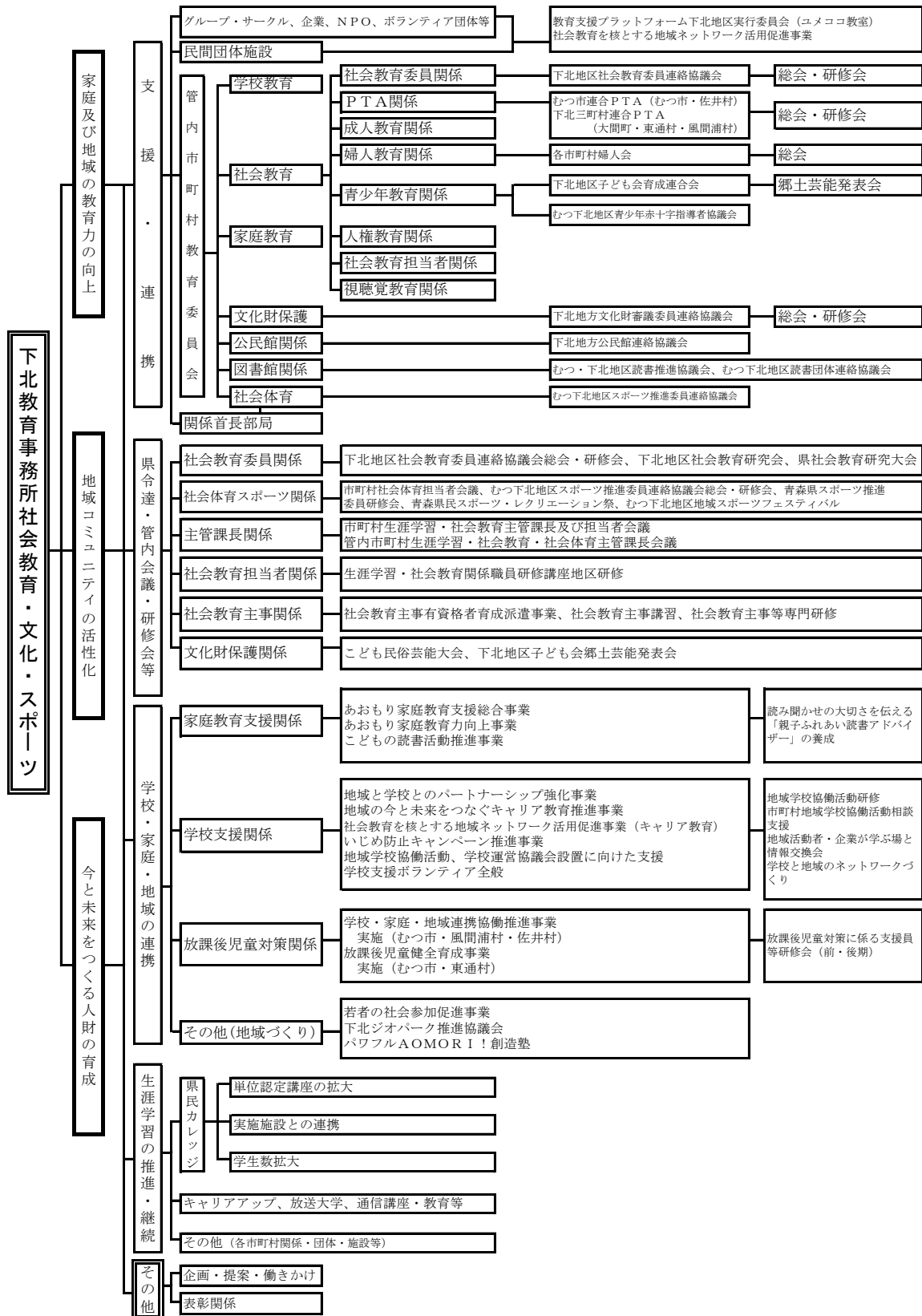
② スポーツを通じた活力ある社会の実現

- ・スポーツイベントやスポーツ活動を活用して、地域の活性化を図るとともに、スポーツ交流を通して、多様な人々がスポーツを楽しむ機会を提供し、共生社会の実現に努める。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ指導者など、地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用に努める。

③ 次世代アスリートの発掘・育成

- ・各種団体と連携し、運動能力の優れた児童生徒の発掘・育成に努める。
- ・競技者の多様なニーズに対応できる指導者の資質向上に努める。

3 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図



Ⅱ 管内社会教育関係団体一覧

令和7年4月1日現在

団 体 名	会 長 名	事 務 局 住 所	電 話
下北地区社会教育委員連絡協議会	伏 見 紀 幸	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
下北地方公民館連絡協議会	櫻 井 忍	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区スポーツ推進委員 連絡協議会	白 川 直 人	風間浦村易国間字大川目28-5 (風間浦村教育委員会内)	35-2210
下北地方文化財審議委員 連絡協議会	奥 島 松 一	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
むつ市連合PTA (むつ市・佐井村)	岩 渕 崇	むつ市柳町2-7-1 (第一田名部小学校内)	23-5838
下北三町村連合PTA (大間町・東通村・風間浦村)	相 内 学	東通村砂子又字沢内9-4 (東通小学校内)	48-2600
大間町連合PTA	山 崎 真	大間町大間字狼丁37-2 (大間小学校内)	37-2107
東通村連合PTA	畑 中 貢	東通村砂子又字沢内9-4 (東通中学校内)	48-2601
風間浦村連合PTA	中 塚 将 行	風間浦村易国間字古野18-1 (風間浦中学校内)	35-2013
佐井村連合PTA	七 戸 宗一郎	佐井村佐井字糠森103-3 (佐井小学校内)	38-2262
下北地区子ども会育成連合会	中 嶋 康 夫	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区読書団体連絡協議会	奥 寺 一 廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ・下北地区読書推進協議会	奥 寺 一 廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ下北地区 青少年赤十字指導者協議会	佐井小学校長	佐井村佐井字糠森103-3 (佐井小学校内)	38-2262

Ⅲ 社会教育・文化・スポーツ関係行事

令和7年4月1日現在

No.	事業名	実施日	場所	主催等
1	管内教育委員会訪問	4月 上旬	管内5市町村教委等	下北教育事務所
2	市町村保健体育及び社会体育担当者会議	4月11日(金)	県社教センター	県スポーツ健康課
3	むつ下北地区スポーツ推進委員連絡協議会総会	5月	未定	下北スポ推協議会
4	市町村教育委員会文化財保護行政担当者会議	5月	未定	県文化財保護課
5	市町村生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議①	5月16日(金)	県社教センター	県生涯学習課
6	下北地区社会教育委員連絡協議会理事会①・総会	5月19日(月)	むつ市中央公民館	下北社教委連
7	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議①	5月21日(水)	むつ合同庁舎	下北教育事務所
8	下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会	5月27日(火)	むつ市中央公民館	下文審連絡協議会
9	地域学校協働活動推進のための研修	6月 6日(金)	県社教センター	県社教センター
10	放課後児童対策に係る市町村担当者会議	6月18日(水)	県社教センター	県生涯学習課
11	放課後児童対策に係る支援員等研修会（前期）	6月20日(金)	むつ来さまい館	下北教育事務所
12	スポーツ推進委員むつ下北地区研修会	6月21日(土)	むつマエダアリーナ	下北教育事務所
13	生涯学習・社会教育関係職員研修講座下北地区研修	6月25日(水)	下北文化会館	県社教センター
14	県民スポーツ・レクリエーション祭	7月5・6日(土・日)	マエダアリーナ他	県スポーツ健康課
15	東北地区スポーツ推進委員研修会	7月11・12日(金・土)	福島県田村市	県スポーツ推進協等
16	社会教育主事講習	7月下旬 ～8月中旬	岩手大学	岩手大学
17	市町村対抗青森県民スポーツ大会	7月26・27日(土・日)	東青地区	県スポーツ協会
18	むつ下北地区地域スポーツフェスティバル①	7月27日(日)	しもきた克雪ドーム	下北スポ推協議会
19	地域活動者・企業が学ぶ場と情報交換会	7月30日(水)	下北文化会館	県生涯学習課
20	地域学校協働活動研修	8月19日(火)	むつ市中央公民館	県生涯学習課
21	青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会	9月 5日(金)	むつ市立図書館	県生涯学習課
22	青森県民駅伝競走大会	9月 7日(日)	青森市	県スポーツ健康課
23	青森県社会教育研究大会	9月12日(金)	県社教センター	県社教委連
24	総合型地域スポーツクラブアシスタントマネジャー養成講習会	9月20・21日(土・日)	県社教センター	県スポーツ健康課
25	むつ下北地区地域スポーツフェスティバル②	9月28日(日)	むつマエダアリーナ	下北スポ推協議会
26	学校と地域のネットワークづくり	9月30日(火)	下北文化会館	県生涯学習課
27	こども民俗芸能大会	10月 5日(日)	下北文化会館	県文化財保護課
28	放課後児童対策に係る支援員等研修会（後期）	10月 9日(木)	むつマエダアリーナ	下北教育事務所
29	下北地区社会教育研究会むつ大会	10月17日(金)	下北文化会館	下北社教委連
30	下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会	10月	東通村	下文審連絡協議会
31	第67回全国社会教育研究大会 岩手大会	10月30・31日(木・金)	岩手県盛岡市	全国社教委連他
32	教育事務所社会教育担当者会議	11月6・7日(木・金)	上北管内	上北教育事務所
33	全国スポーツ推進委員研究協議会	11月13・14日(木・金)	長野県長野市	全国スポ推委連合
34	青森県スポーツ推進委員研修会	11月 9日(日)	県社教センター	県スポーツ健康課
35	むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会	11月	むつ市中央公民館	下北子連
36	子どもの読書活動推進大会	12月 上旬	八戸市開催予定	県生涯学習課
37	むつ下北地区子ども会郷土芸能発表会	2月 上旬	下北文化会館	下北子連
38	市町村生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議②	2月20日(金)	オンライン	県生涯学習課
39	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議②	2月27日(金)	むつ合同庁舎	下北教育事務所

Ⅳ 管内教育委員会社会教育事業等予定表

		4 月	5 月	6 月
むつ市	むつ地区	・各種委員会開催 ・各種文化財調査・事業（～3月） ・自然観察学習会（年3回開催予定） ・なるほど教育委員会（毎週FM755-ル） ・むつ市子ども教室（～1月） ・むつ市地域学校協働本部第1回運営委員会（4月中旬） ・㊤地域づくり講座（～3月） ・㊤婦人学級（～3月） ・㊤日曜シネマ（毎月第2日曜日開催予定） ・㊤土曜おはなし会（通年） ・㊤イースターたまご探し（4/20）	・下北地区社会教育委員連絡協議会総会（5/19） ・下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会（5/27） ・地域講座（なるほどカフェ）（年5回） ・㊤むつ市民大学（～2月） ・㊤子どもゼミナール（～2月） ・㊤ブックコート講習会（5/15） ・㊤はるの日のおはなし会（5/17）（読み聞かせボランティアによる） ・㊤移動図書館車運行（～12月）	・こどもの学び応援隊育成研修会 ・㊤川島雄三監督映画上映会（6月中旬頃予定）
	川内地区	・野球場オープン（～10月） ・むつ市民大学川内地区ゼミナール陶芸教室（～8月）		
	大畑地区	・プール開設（4/10～11/30）		・むつ市民大学大畑地区ゼミナール開始（～2月）
	脇野沢地区	・むつ市子ども教室（～2月）	・むつ市民大学脇野沢地区ゼミナール開始（～2月）	
大間町		・各種委員合同会議 ・町スポーツ協会総会 ・町青少年健全育成あいさつ運動（～3月） ・町スポーツ少年団総会 ・放課後子ども教室（～3月） ・青森県民駅伝競争大会実行委員会全体会	・町子ども会育成連合会総会 ・町青少年健全育成会議総会	・大間町ナイター野球開幕
東通村		・社会教育関係委員合同会議 ・村スポーツ協会総会 ・村連合PTA総会 ・村連合婦人会総会	・村子ども会育成連合会総会 ・ブックスタート事業（～3月） ・青森県民駅伝競走大会実行委員会	・村スポーツフェスティバル ・県民スポーツ大会各競技予選会
風間浦村		・村スポーツ協会総会 ・スポーツ少年団総会 ・連合婦人会総会 ・放課後子ども教室（～3月） ・社会教育委員会議 ・スポーツ推進委員会議 ・村青少年健全育成あいさつ運動（～3月） ・中学校部活動地域移行	・県及びむつ下北各種団体総会・研修会への参加（～6月） ・連合PTA総会 ・青森県民駅伝競走大会実行委員会	・県民スポーツ大会各競技予選会 ・青森県民駅伝競走大会選手選考会
佐井村		・各種委員会議 ・旧三上家住宅・海峡ミュージアム開館 ・地区公民館長会議 ・高齢者教室（～3月） ・放課後子ども教室（～3月） ・村子ども会育成連合会総会 ・文化講座（中央公民館事業～3月） ・地区公民館総合学級（～3月）	・村連合PTA総会	・村スポーツ協会総会 ・青森県民駅伝競走大会佐井村実行委員会 ・三上剛太郎杯グラウンド・ゴルフ大会

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		7月	8月	9月
むつ市	むつ地区	・芸術鑑賞教室(7/8～9) ・㊤婦人体育まつり(7月) ・㊤むつ・下北地区読書感想文コンクール ・㊤夏休み子ども映画劇場(7月下旬) ・㊤クーリングシネマ(7月下旬～8月末) ・㊤夏休みスタンプ集め(7/19～8/24)	・㊤下北美術展(児童・生徒の部)(8月上旬～8月下旬) ・㊤公民館まつり(8月下旬) ・㊤むつ市児童・生徒詩歌コンクール ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・放送大学公開講演会(9/6)
	川内地区	・川内ねぶた囃子講習会(7月～8月)		
	大畑地区	・大畑子どもねぶた囃子講習会	・子どもネプタ合同運行及び流し踊り	
	脇野沢地区			
大間町		・町青少年健全育成巡回指導(夏休み) ・青森県民スポーツ大会参加	・20歳のつどい(8/15) ・町青少年健全育成巡回指導(夏休み) ・下北美術展(児童・生徒の部) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・公民館講座(～10月) ・本州最北端マラソン大会
東通村		・青森県民スポーツ大会参加	・下北美術展(児童・生徒の部) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加
風間浦村		・青森県民スポーツ大会参加 ・蓬田村・風間浦村婦人会交流会	・二十歳の集い(8/13) ・下北美術展(児童・生徒の部) ・風間浦・楳法華子ども交流会 ・むつ下北地区小学校陸上競技大会参加 ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・県小学校陸上大会参加
佐井村		・村子ども会育成連合会海岸清掃 ・青森県民スポーツ大会参加 ・佐井村・西木屋村交流事業(佐井村)	・二十歳の記念式典(8/15) ・第11回地区・町内会対抗ソフトボール大会 ・下北美術展(児童・生徒の部) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・村子ども会育成連合会地域安全球技大会

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		1 0 月	1 1 月	1 2 月
むつ市	むつ地区	・下北地区社会教育研究会むつ大会 (10/17) ・北の防人大湊ゾニアナイトツアー (予定) ・むつ市地域学校協働本部第2回運営委員会 (10月上旬) ・㊦下北美術展 (高校・一般の部) (10月上旬～10月中旬) ・㊦ブックフェスティバル (10月下旬) ・㊦あきの日のおはなし会 (10/18) (読み聞かせボランティアによる) ・㊦読書週間スタンプラリー (10/25～11/30)	・むつ市文化賞文化奨励賞受賞者紹介展 (予定) ・市民文化祭 ・合同チャレンジ教室 (11/22) ・㊦むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会 ・㊦むつ市児童・生徒詩歌コンクール優秀作品展示 (～12月上旬予定)	・㊦冬の子どもお楽しみ会 (12月中旬) ・㊦工作教室 (12/7) ・㊦ふゆの日のおはなし会 (12/13) (読み聞かせボランティアによる) ・㊦フライング福袋 (12/20～27)
	川内地区	・成人団体支援事業 (縫道石山登山) ・公民館まつり		
	大畑地区	・公民館まつり		・蕎麦打ち体験教室
	脇野沢地区		・公民館まつり	
大間町		・函館市戸井地区文化祭 (函館市戸井地区) ・下北美術展 (高校・一般) ・町健康ウォーキング大会 ・町民文化祭 ・大間町音楽祭	・大間町ドッジボール大会 ・ナイターバレーボール大会 (～12月)	・大間町少年柔道大会
東通村		・下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会	・村子ども会育成連合会郷土芸能発表会 ・村連合婦人会芸能発表会	
風間浦村		・連合婦人会ブロック研修会 ・下北美術展 (高校・一般)	・むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会参加 ・村連合PTA会員研修会 ・文化財パトロール	
佐井村			・親子でふれあうお楽しみ会	

*むつ地区表示 ㊦むつ市中央公民館 ㊦むつ市立図書館

		1 月	2 月	3 月
むつ市	むつ地区	・二十歳の集い (1/11) ・文化財防火デー (1月下旬) ・㊤かきぞめ大会 (1/10) ・㊤冬の読書週間行事 (1/5～22) (児童向け・一般向け図書展示)	・収藏品展 (2月中旬・公民館) ・㊤下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・㊤ぬいぐるみお泊まり会 (2/11～14)	・むつ市地域学校協働本部第3回運営委員会 (3月中旬)
	川内地区	・かきぞめ大会		
	大畑地区	・書き初め大会 ・子ども会冬季レクリエーション大会 ・べこもち教室	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・べこもち教室	
	脇野沢地区	・かきぞめ大会		
大間町		・大間町書き初め席書大会展示会 ・大間町少年剣道大会	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・大間町青少年健全育成推進大会 ・大間郷土芸能保存会大発表会	・青森県ユニバーサルホッケー交流大会参加
東通村		・二十歳の集い ・村郷土芸能保存連合会発表会 ・村内郷土芸能保存団体の公開行事 ・文化財防火デー	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村郷土芸能保存連合会総会	
風間浦村			・下北地区子ども会郷土芸能発表会	
佐井村		・こどものためのおはなしかい ・文化財防火訓練 ・村子ども会育成連合会べこもち教室 ・ナイター卓球大会 (～2月)	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村卓球選手権大会 ・村小学生卓球大会	

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

V 管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設

1 社会教育施設

	施 設	電 話 番 号	住 所
む	むつ市中央公民館	2 4 - 1 2 2 4	むつ市大湊浜町 1 3 - 1
	新田分館		むつ市大字関根字新田川目 2 1 1 - 3 7 内
	烏沢分館		むつ市大字関根字前浜 4 2 - 2 7
	川代分館		むつ市大字関根字川代 2 9
	出戸分館		むつ市大字関根字出戸川目 1 0 9 - 8
	高梨分館		むつ市大字関根字高梨川目 7 3 - 1
	北関根分館		むつ市大字関根字北関根 2 8
	南関根分館		むつ市大字関根字南関根 1 6 4
	栴山分館		むつ市大字田名部字前川目 1
	最花分館		むつ市大字田名部字土手内 3 2 - 3
	近川分館		むつ市大字奥内字近川 8
	奥内分館		むつ市大字奥内字奥内 4 2
	金谷沢分館		むつ市大字奥内字金谷沢 1 - 1 9 1
	大曲分館		むつ市大曲二丁目 1 - 1
	若松町分館		むつ市若松町 9 - 3
	宇曽利川分館		むつ市大湊字宇曽利川村下 5 - 1 4
	角違分館		むつ市大字城ヶ沢字角違 2 5
	むつ市立図書館	2 8 - 3 5 0 0	むつ市中央二丁目 3 - 1 0
	川内分館	4 2 - 3 1 1 3	川内公民館内
	大畑分館	3 4 - 2 3 2 1	大畑公民館内
つ	脇野沢分館	4 4 - 2 1 1 0	むつ市脇野沢渡向 1 0 7 - 1 (脇野沢地域交流センター内)
	むつ市文化財収蔵庫	3 1 - 0 1 1 7	むつ市金谷一丁目 1 - 1 0
	北の防人大湊式番館	3 1 - 1 1 3 7	むつ市桜木町 5 - 6 4
	むつ市川内公民館	4 2 - 3 1 1 3	むつ市川内町楯木 1 5 3
	蛸崎地区館		むつ市川内町蛸崎寺ノ前 1 4 8 - 3 6
	宿野部地区館		むつ市川内町宿野部 1 0 6 - 1
	桧川地区館		むつ市川内町桧川川代 4 - 1
	田野沢地区館		むつ市川内町田野沢 1 2 6
	戸沢地区館		むつ市川内町川代 1 5 - 1
	下小倉平地区館		むつ市川内町下小倉平 9 8
	上小倉平地区館		むつ市川内町上小倉平 1 0 4 - 1
	銀杏木地区館		むつ市川内町銀杏平 3 1
	安部城地区館		むつ市川内町新田 2 9 0 - 4 4
	畑地区館	4 2 - 5 2 4 7	むつ市川内町家ノ辺 9 7
	湯野川地区館		むつ市川内町湯野川 2 5 - 1
	初見地区館		むつ市川内町休所 4 2 - 1 4 0
	褰川地区館		むつ市川内町褰川 1 0 3 - 8 0
	石倉地区館		むつ市川内町石倉沢 7 5 - 2
	川内地区文化財収蔵庫(生涯学習課)	3 1 - 1 1 8 8	むつ市川内町楯木 1 5
市	むつ市海と森ふれあい体験館	4 2 - 2 4 1 1	むつ市川内町川内 4 7 7
	むつ市下北自然の家	3 4 - 6 1 5 1	むつ市大畑町佐助川 3 9 9
	むつ市大畑公民館	3 4 - 2 3 2 1	むつ市大畑町中島 1 0 8 - 5
	関根橋地区館	3 4 - 5 3 2 0	むつ市大畑町関根橋 1 4
	小目名地区館		むつ市大畑町小目名村 5 4
	孫次郎間地区館		むつ市大畑町孫次郎間 1 9 - 2 4
	木野部地区館		むつ市大畑町佐助川 2 9 - 3
	赤川地区館		むつ市大畑町大赤川 3 - 4
	二枚橋地区館	3 4 - 4 2 0 2	むつ市大畑町釣屋浜 1 6 - 2
	正津川地区館	3 4 - 2 2 3 1	むつ市大畑町正津川平 8 7 - 1 0
	国設栗研野営場	3 4 - 3 1 7 5	むつ市大畑町葉色沢国有林
	むつ市脇野沢公民館	4 4 - 2 1 1 0	むつ市脇野沢渡向 1 0 7 - 1 (脇野沢地域交流センター内)

施 設		電 話 番 号	住 所
大間町	大間町奥戸交流館	3 7 - 3 9 9 8	大間町大字奥戸字浜町通 4 8 - 1
	大間町民体育館	3 7 - 3 7 2 8	大間町大字大間字狼丁 3 7
	大間町勤労青少年ホーム	3 7 - 4 3 4 6	大間町大字大間字大間平 4 1 - 7
東通村	東通村体育館	2 7 - 2 2 0 0	東通村大字砂子又字沢内 5 - 3 4
	東通南地区体育館	2 7 - 2 1 1 1	東通村大字白糠字赤平 7 4 4
	東通村歴史民俗資料館	2 8 - 5 6 4 5	東通村大字田屋字家ノ上 2 9 - 2
風間浦村	風間浦村中央公民館	3 5 - 2 2 1 0	風間浦村大字易国間字大川目 2 8 - 5
	下風呂公民館	3 6 - 2 0 0 1	風間浦村大字下風呂字下風呂 1
	桑畑公民館	3 5 - 2 8 0 8	風間浦村大字易国間字ニタ川 2 - 2
	蛇浦公民館	3 5 - 2 8 0 9	風間浦村大字蛇浦字蛇浦 1 7 - 3
	風間浦村民野球場	3 5 - 2 8 1 8	風間浦村大字易国間字古野 1 7 - 1
佐井村	佐井村中央公民館	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字糠森 2 0
	原田地区公民館	3 8 - 2 2 6 5	佐井村大字佐井字中道 8 3 - 4 0
	川目地区公民館	3 8 - 4 2 1 5	佐井村大字佐井字大佐井川目 1 2 5 - 2
	矢越地区公民館	3 8 - 4 2 0 8	佐井村大字佐井字糠森 1 3 0 - 2
	磯谷地区公民館	3 8 - 4 2 1 1	佐井村大字佐井字磯谷 磯谷漁港内
	長後地区公民館	3 8 - 5 8 2 7	佐井村大字長後字長後川目 2 2
	福浦地区公民館	3 8 - 5 8 2 6	佐井村大字長後字福浦川目 7 0 - 1
	牛滝地区公民館	3 8 - 5 8 1 5	佐井村大字長後字牛滝川目 1 0 0 - 1
	佐井村海峡ミュージアム	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字大佐井 1 1 2
	旧三上家住宅	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字大佐井 7 0 - 2
	山村広場	3 8 - 2 1 1 1	佐井村大字佐井字古佐井 1 2 0 - 2
	フォーレストパーク（庭球場）	3 8 - 2 9 2 9	佐井村大字佐井字大佐井川目 8 3 - 1
	願掛公園野営場（キャンプ場）	3 8 - 2 1 5 9	佐井村大字佐井字矢越 7 5 - 8

2 スポーツ施設

施 設	電 話 番 号	住 所
むつ運動公園	2 4 - 1 8 9 5	むつ市山田町 4 3 - 1
むつ市釜臥山スキー場	2 4 - 1 8 8 1	むつ市大字大湊字大川守 4 4 - 5
むつ市ウェルネスパーク	2 8 - 4 3 4 1	むつ市真砂町 8 - 8
むつマエダアリーナ（むつ市総合アリーナ）	2 8 - 1 1 2 5	むつ市真砂町 9 - 1
むつ市川内体育館	4 2 - 4 0 4 5	むつ市川内町楳木 1 5 3
むつ市ふれあいスポーツパーク	4 2 - 4 3 3 9	むつ市川内町中道地内
むつ市大畑体育館	3 4 - 2 3 2 1	むつ市大畑町中島 1 0 8 - 5
大畑中央公園	3 4 - 6 8 1 0	むつ市大畑町涌館 1 9 - 1

Ⅵ 管内委託・補助事業実施市町村

区 分	委 託 内 容	委 託 市 町 村 等	期 間
青森県教育委員会	放課後子ども教室推進事業	むつ市 ・大湊小学校こども教室 ・脇野沢小学校こども教室 ・移動型こども教室 風間浦村 ・風間浦放課後子ども教室 佐井村 ・佐井村放課後子ども教室	令和7年度

I 庶務関係

各書類提出期限一覧

提出先: 東青教育事務所

〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター 2階

TEL 017-764-0766(総務課) FAX 017-764-6727

提出書類名		提出期限	説明
◆ 例 年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願	4月1日	本年度の前渡資金取扱者を報告（異動がない場合も提出）
2	主任等発令・多学年担当一覧	4月14日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	赴任旅費請求書	4月21日	定期異動による赴任者分を提出（新採用者も含む）
5	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
6	期末勤勉手当除算期間調査書（6月期）	5月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
7	現金受領額B報告書（6月期末勤勉手当用）	6月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
8	児童手当現況届	6月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
9	諸手当に係る現況届（扶養手当等）	7月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	寒冷地手当世帯等区分届出書（年度初回分）	10月上旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
11	期末勤勉手当除算期間調査書（12月期）	10月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
12	現金受領額B報告書（12月期末勤勉手当用）	11月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
13	年末調整関係 各控除申告書（本年分）	11月上旬	所得税の年末調整のために提出
14	〃 扶養控除等（異動）申告書（翌年分）	12月中旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
15	扶養親族状況調査書	3月中旬	扶養手当の受給者は、扶養親族の翌年度の状況確認のために提出
◆ 例 月 ◆			
1	現金受領額B報告書（給与分）	給与事務年間予定表参照のこと (別途通知)	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書（特殊勤務手当、時間外勤務手当）		1か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書及び出勤簿の写し		1か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随 時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（本年分）、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に（本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り）提出
3	通勤・住居手当報告書(学校長が認定する手当)		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の支給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の支給要件に変更が生じたときに提出
7	主任等発令・多学年担当変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	児童手当認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
10	児童手当額改定認定請求書・額改定届		当該手当の支給額が増減する事実が生じたときに提出
11	児童手当受給事由消滅届		当該手当の支給要件を欠くに至ったときに提出
12	給与等の口座振込（変更）申出書	4月3日、5月1日、11月5日	給与の振込口座に変更が生じたときに提出 特別な事情がある場合は提出期限に関わらず事務所に確認の上、提出（電算職員）
13	旅費相手方登録入力（依頼）票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に事務所に連絡の上、提出（電算職員）
14	相手方登録入力（依頼）票	速やかに	給与及び旅費の振込口座に変更が生じたときに提出 特別な事情がある場合は提出期限にかかわらず事務所に確認の上、提出（臨時講師等）

◆詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。

◆各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

給与・旅費に係る事務の留意点

1 給与関係

(1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

(2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、4月、5月、11月の年3回とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、相手方登録入力（依頼）票の提出が必要となる。）
 - イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月
 - ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）
- ※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

(3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。
- イ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。
- ウ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。（常勤の講師等が在職する場合は、特に注意すること。）
- エ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後に別枠での入金となる場合があるので注意すること。）

(4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）

イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

(5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

ウ 現金受領額B報告書

- ・現金受領額B報告書の記入は、前月と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄とはしないこと。
- ・支給区分の記入、記入者の記名を忘れないこと。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所の担当者へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

<給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
 - 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
 - 給与等事務便覧
 - 住居手当認定マニュアル
 - 通勤手当認定マニュアル
 - 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
 - 青森県職員児童手当事務取扱要領…教育事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）
- 青森県教育委員会HP職員福利課参照

2 旅費関係

(1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

(2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないよう注意すること。

(3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- ウ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、旅費相手方登録入力（依頼）票に、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- エ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の14日前までに事務所に到着するように提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- オ 旅費の調整がある場合は、備考欄等に調整理由を記載すること。（例：「宿泊先指定による宿泊料の調整」、「公用の施設への宿泊による宿泊料の調整」等）
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり」、「振替日〇月〇日」等）

(4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

(5) 勸奨退職者の帰住旅費について

勸奨退職者のうち、退職後1月以内に退職後の生活の根拠地に帰住する者については、帰住旅費が支給される。勸奨退職者から帰住旅費請求書、帰住届及び住民票の写し等の送付があった場合は、速やかに事務所に提出すること。

<旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

学校事務指導訪問

1 目的

県費に係る給与・旅費の事務処理の適正を図るため実施する。

2 訪問時期

原則として6月から10月までの期間とする。

3 令和7年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

4 確認書類

(1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 現金受領額B報告書の学校控え及び関係書類
- エ 特殊勤務手当支給整理簿
- オ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- カ 時間外勤務命令票
- キ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- ク 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- コ 給与支給明細書
- サ 諸手当受給状況等一覧 ※85頁参照

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

(3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替え等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

※ 原則として、現年度分（分教室分も含む。）とする。なお、必要に応じて過年度分及び上記以外の確認書類を要する場合がある。

5 学校事務指導訪問における項目別確認内容

(1) 給与・旅費関係

項 目	確 認 内 容
前 渡 資 金 関 係	(1) 預金通帳と印章は別々に保管されているか。 (2) 預金通帳と印章の保管場所は施錠されているか。 (3) 口座に滞留しているものはないか。 (4) 前渡資金取扱者は支給日に出勤しているか。
通 勤 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 病気休暇等で通勤事実がない月に通勤手当が支給されていないか。 (4) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (5) 最新の通勤手当認定マニュアルは整備されているか。
住 居 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (4) 最新の住居手当認定マニュアルは整備されているか。
特 殊 勤 務 手 当 関 係	(1) 部活動指導及び対外競技等引率の実施計画・報告書類は整備されているか。 (2) 部活動指導及び対外運動競技等引率手当の業務は適切か。 (3) 部活動指導手当の従事日は週休日及び休日等で、従事時間は児童の指導については2時間以上、生徒の指導については3時間以上となっているか。 (4) 対外運動競技等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (5) 修学旅行等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (6) 特別支援教育手当の勤務日数が出勤簿と符合しているか。 (7) 東青教育事務所HPに掲載の資料「学校職員の特殊勤務手当」を活用しているか。
時 間 外 勤 務 手 当 関 係	(1) 従事時間は適切か。 (2) 命令票に校長印等の押印漏れはないか。 (3) 従事時間数の計算は適正か。 (4) 週休日の振替え等による25／100の手当が適正に支給されているか。 (5) 命令簿と実績報告書の時間数は一致しているか。
そ の 他 手 当	(1) 単身赴任手当の届出内容に変更はないか。 (2) へき地手当に準ずる手当の届出内容に変更はないか。
旅 行 命 令 関 係	(1) 配分予算で執行するにあたり、どのようにして旅行命令計画を立てているか。 (2) 旅行命令簿・復命書・出勤簿の記載は一致しているか。 (3) 開催通知・要項は添付（保管）されているか。 (4) 概算払いや宿泊を伴う旅行について、精算確認をしているか。
復 命 書 関 係	(1) 復命漏れはないか。 (2) 復命書の記載内容は適正か。 (3) 復命確認は行っているか。
旅 費 請 求 関 係	(1) 旅行後速やかに旅費を請求しているか。 (2) 旅費の請求漏れはないか。 (3) 1日2回以上の旅行をする場合（赴任旅費を含む）の旅行雑費の計算は適正か。 (4) 支給対象外（半径2km以内）の旅費を請求していないか。 (5) 主催者等から旅費が別途支給されているにもかかわらず、一般旅費としても旅費を全額で請求していないか。 (6) 旅費関係質疑応答集は整備されているか。（最新版：平成31年4月）

(2) 学務関係

項 目	確 認 内 容
出 勤 簿 関 係	(1) 年次休暇簿、特別休暇簿、週休日の振替え等命令簿、職務に専念する義務の免除願、旅行命令簿等と一致しているか。 (2) 記録事項を正しく表示しているか。 (3) 同日に2以上の記録事項がある場合は、併記しているか。
年 次 休 暇 簿 関 係	(1) 休憩時間を含む時間単位での年次休暇（以下「時休」という。）を取得する際、残日数から差引く時間数は、休憩時間分を除いているか。また、備考欄にその休憩時間がわかるように記入しているか。 (2) 時休を取得する際、時間帯（〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで）を記入しているか。 (3) 出勤簿に照らし、届出の漏れがないか。また、確認印・本人印の漏れがないか。 (4) 臨時的任用職員について、臨時的任用職員の休暇に関する要綱により付与日数を算出しているか。 (5) 休憩時間を2回以上に分割している勤務形態において、7時間45分未満の年次休暇を、半日単位での年次休暇とせず、時休として取得しているか。 (6) 病気休暇に引き続いて、年次休暇を取得していないか。 (7) 残日数の計算は適正か。 (8) 勤務を命ぜられた週休日及び休日に年次休暇を取得していないか。
特 別 休 暇 簿 関 係	(1) 承認の際、届出された休暇の要件の確認のための証明書類の添付や、備考欄への記載をさせているか。 (2) 出勤簿に照らし、届出漏れがないか。また、承認印・本人印の漏れがないか。 (3) 夏季休暇が効果的に取得されているか。（原則連続5日の取得）
週 休 日 の 振 替 等 命 令 簿 関 係	(1) 週休日の振替え等命令により週休日に勤務を命ずる際、特に勤務することを命ずる必要がある場合にのみでことに留意しているか。 (2) 週休日の振替を、原則として当該日を起算日とする前4週・後8週までにしているか。（教員等のみ特例として直近の長期休業期間まで） (3) 振替後の週休日を再度振替していないか。 (4) 休日の勤務命令について、代休日の指定簿を作成しているか。 (5) 代休日の指定を、当該日を起算日とする後8週までにしているか。
職務に専念する義務の 免 除 願 関 係 （ 職 専 免 ）	(1) 内容や職種ごとの承認権者の承認を得ているか。 (2) 免除願に、記入事項（期間や時間、職専免となる事由）を漏れなく記入しているか。また、記入事項の確認のための証明書類を添付しているか。 (3) 職専免が必要な期間（時間）のみを承認しているか。 (4) 勤務場所を離れて行う研修の場合、承認・報告確認の手続をしているか。
修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係	(1) 1日の勤務時間を、原則として3時間45分以上12時間以内で割振りしているか。 (2) 15分単位で割振りしているか。 (3) 週当たり38時間45分となるよう割振りしているか。 (4) 4週間の期間で割振りしているか。また、割振り期間内に、週休日を8日設けているか。
履 歴 カ ー ド 関 係	(1) 辞令の文言を正しく記載しているか。 (2) 4月1日付け昇給については、「〇級〇号給を給する（昇給区分〇（〇号給））」と、発令通知のとおり（ ）内についても記載しているか。 (3) 辞令によらない発令（充て指導主事や研究員の任免等）について記載しているか。 (4) 表紙の記載事項について、変更があった場合、追加記載や訂正をしているか。 (5) 表紙の勤務歴欄に臨時的任用職員の勤務歴を記載していないか。 (6) 教員免許等の取得年月日、番号、授与権者の記載漏れはないか。

様 式

令和 7 年度諸手当受給状況等一覧

へき地手当		%
-------	--	---

学校名	学校
作成時点	R7. . 現在

No.	職名	氏名	給料月額		通勤手当	住居手当	単身赴任	へき準手当	扶養手当	児童手当
			級・号給		通勤方法 使用距離	契約期間 家賃月額	該当要件	発令年月日 転居年月日	親族内訳	要件児童 (高校修了前) 対象児童 (中学校修了前)
			月額		手当月額	手当月額	手当月額		手当月額	手当月額
例	校長	東青 太郎	教(二)	4-33	四輪自動車 16.8Km	R2.4.1~R8.3.31 50,000	子の養育	R2.4.1 R2.4.1	妻 母、子3	3人 2人
			448,500		10,400	24,500	30,000		48,000	25,000
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※ 必要に応じて、適宜加工して作成すること。

Ⅱ 学務関係

令和7年度学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
	3 5		4 0
単 式 学 級			
2 個 学 年 複 式 学 級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8 (4)	8 (4)
	第1学年の児童を含まない場合	1 6 (8)	
特 別 支 援 学 級 (※2)	8		8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校及び中学校の全学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

令和 7 年度小・中学校教職員配置基準

- 1 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準による。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

(1) 校 長

1 校に 1 人とする。

(2) 教 員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員 1 人当たりの指導児童数が、平均して 6 人を超える学校には、1 人増配置する。

- ③ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

- ① 4 学級以上の学校に 1 人とする。
- ② 3 学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 児童数が 851 人以上の学校に 1 人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1 人増配置する。

(4) 事務職員

- ① 4 学級以上の学校に 1 人とする。
- ② 3 学級以下の学校については、次のとおりとする。
- ア 児童数が 25 人以上の学校に 1 人とする。
- イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて 25 人以上の学校に 1 人とする。
- ③ 27 学級以上の学校に 1 人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護児童が 100 人以上、かつその学校の児童数に対する割合が 25/100 以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に 1 人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

- ① 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が1, 500人以下の共同調理場に1人とする。
- イ 児童及び生徒の数が1, 501人以上6, 000人以下の共同調理場に2人とする。
- ウ 児童及び生徒の数が6, 001人以上の共同調理場に3人とする。
- ② 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
- イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
- ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
- エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
- オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- ③ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- ④ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

(1) 校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

(2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	48	50	51	53	53	54	55	57	58	60

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- ④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- ⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。
ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

(4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- ③ 21学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- ⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

(1) ①小学校

1学級増につき教諭又は講師を1人とする。

②中学校

1学級増につき教諭又は講師を、上記3中学校(2)①の基準により1人又は2人とする。

- (2) 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学級規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記3によらない教職員の配置をすることができるものとする。

令和7年度学校・職員等一覧表

1 学校数

校種	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	11	2	1	1	2	17
中学校	9	1	1	1	2	14
計	20	3	2	2	4	31

2 複式学級を有する学校

校種	学校数 a	うち複式学級を有する学校数 b	b/a (%)
小学校	17	6	35.3
中学校	14	2	14.3
計	31	8	25.8

3 学校規模

小学校	学級数	1～3	4～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	1	3	7	5	1	0	17
中学校	学級数	1～2	3～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	3	7	3	0	0	1	14

4 教職員数（現員）（R7.4.1現在）

校種	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	栄養士	計
小学校	17	18	167	14	15	1	1	233
中学校	11	14	147	10	11	2	0	195
計	28	32	314	24	26	3	1	428

5 児童・生徒数（7年度学級編制届出時）

校種	区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	学級数	126	13	12	6	7	164
	児童数	2,091	169	204	39	37	2,540
中学校	学級数	67	4	8	4	5	88
	生徒数	1,247	104	127	29	24	1,531
計	学級数	193	17	20	10	12	252
	児童・生徒数	3,338	273	331	68	61	4,071

6 特別支援学級

校種	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	16	48	201
中学校	11	23	82
計	27	71	283

7 学校一覧（令和7年度学級編制届出時）

【小学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	児 童 数
1 第一田名部			15 (3)	298 (12)
2 第二田名部			17 (4)	376 (25)
3 第三田名部			14 (4)	219 (18)
4 奥 内	1	○	5 (2)	12 (4)
5 関 根		○	6 (2)	40 (3)
6 大 平			17 (4)	376 (24)
7 大 湊			8 (2)	64 (4)
8 苫 生			22 (7)	470 (38)
9 川 内	1		8 (2)	65 (6)
10 大 畑			10 (3)	163 (16)
11 脇 野 沢	2	○	4 (2)	8 (2)
む つ 市 計			126 (35)	2,091 (152)
1 大 間 準			9 (3)	152 (12)
2 奥 戸	1	○	4 (1)	17 (1)
大 間 町 計			13 (4)	169 (13)
1 東 通			12 (5)	204 (32)
東 通 村 計			12 (5)	204 (32)
1 風 間 浦	1	○	6 (2)	39 (2)
風 間 浦 村 計			6 (2)	39 (2)
1 佐 井	1	○	6 (2)	36 (2)
2 牛 滝	4		1	1
佐 井 村 計			7 (2)	37 (2)
合 計		6	164 (48)	2,540 (201)

【中学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	生 徒 数
1 田 名 部			25 (7)	603 (38)
2 む つ			8 (2)	159 (8)
3 関 根			5 (2)	30 (2)
4 近 川	1	○	2 (1)	7 (1)
5 大 湊			5 (2)	53 (4)
6 大 平			10 (2)	221 (9)
7 川 内	1		5 (2)	52 (7)
8 大 畑			5 (1)	114 (1)
9 脇 野 沢	2	○	2	8
む つ 市 計			67 (19)	1,247 (70)
1 大 間 準			4	104
大 間 町 計			4	104
1 東 通			8 (2)	127 (10)
東 通 村 計			8 (2)	127 (10)
1 風 間 浦	1		4 (1)	29 (1)
風 間 浦 村 計			4 (1)	29 (1)
1 佐 井	1		4 (1)	23 (1)
2 牛 滝	4		1	1
佐 井 村 計			5 (1)	24 (1)
合 計		2	88 (23)	1,531 (82)

〔注〕

- 1 へき地級：数字は当該学校の級地を示し、「準」は準へき地学校である。
- 2 学級数及び児童・生徒数：令和7年度学級編制届出時（R7.3.3）における数であり、（ ）内の数字は特別支援教育に係る学級数及び児童・生徒数の再掲である。
- 3 独立校・併置校：管内小・中学校の独立校・併置校の内訳は、次のとおりである。

	独立校	併置校	計
小学校	16	1	17
中学校	13	1	14
計	29	2	31

学務事務提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員（→ 校長）	校長（→ 市町村教委）	市町村教委（→ 教育事務所）	
1 特別休暇 (出産)	産前	8週間(多胎14週間)	病気休暇・特別休暇簿、証明書等	休暇報告書	市町村教委	勤規12・18 取規7
	産後	8週間	〃	〃	〃	〃
2 育児休業	請求	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2、育規2
	期間延長	原則として1回	〃	〃	〃	育法3・11 育規3・6
	失効・取消	子が死亡した、職員の子でなくなった、子を養育しなくなった等	養育状況変更届	〃	〃	育法5、育条5 育規4
	育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書	〃	〃	育法10、育規5
	部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書・証明書	〃	承認の写し(校長→事務所)	育法19、育規8
3 病気休暇 結核性疾患 精神性疾患	願出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書	病気休暇について(副申)	休暇報告書	勤規11 取規3
	期間延長	〃	〃	〃	〃	取規6
	経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書	出勤報告書	取規5
	願出	180日以内	病気休暇・特別休暇簿 診断書	休暇報告書 (90日を超える場合は副申) 精神性疾患観察報告書	休暇報告書 精神性疾患観察報告書の写し	勤規11 取規7
	期間延長	〃	〃	〃	〃	取規7
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めるところにより提出	経過報告書 精神性疾患観察報告書	経過報告書 精神性疾患観察報告書	経過報告書 精神性疾患観察報告書の写し	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書の写し	取規5
	願出	90日以内(高血圧等は180日以内)	病気休暇・特別休暇簿 診断書	休暇報告書 (90日を超える場合は副申) 〃	休暇報告書 〃	勤規11・取規7 技基6-4 勤規11・取規7
	期間延長	〃	〃	〃	〃	〃
4 休職 結核性疾患	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めるところにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書・精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5
	願出	3年以内	休職願 結核性疾患精密検査証明書	職員の休職について(副申)	県費負担教職員の休職について(内申)	分条4・5 取規3・10
	期間延長	〃	休職期間延長願 結核性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長について(副申)	県費負担教職員の休職期間延長について(内申)	取規6
	経過報告	90日毎に提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
	復職	30日前までに提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の復職について(副申)	県費負担教職員の復職について(内申)	取規5

下北教育事務所管内 学校・教育機関等一覧

【小学校】

	学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1	第一田名部小	町 田 晋 一	田 中 道 介	22-1236	22-5198	むつ市柳町2-7-1	ichita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2	第二田名部小	山 本 明 美	中 村 徳 郎	22-1450	22-5260	むつ市小川町1-18-10	nita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3	第三田名部小	佐 藤 充	關 政 明	22-1267	22-1266	むつ市田名部赤川ノ内並木14-196	santa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4	奥 内 小	高 杉 洋 子	畑 中 勤	26-2214	26-3575	むつ市奥内字中野40	oku-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5	関 根 小	三ツ橋 一 弘	橋 本 賢 吾	25-2120	45-1412	むつ市関根字北関根99-2	seki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6	大 平 小	鎌 田 悟	扇 谷 欣 展	24-1291	29-1615	むつ市大平町8-6	odaira-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7	大 湊 小	山 田 淳	皆 川 洋 介	24-1810	24-1141	むつ市大湊上町43-32	ominato-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8	苫 生 小	大 島 忍	田 中 健 一	22-5141	22-5172	むつ市金曲1-5-10	toma-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9	川 内 小	祐 川 文 規	山 本 洋 史 戸 未 浩 之	42-2241	42-2230	むつ市川内町休所5-1	kawa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10	大 畑 小	齋 藤 修 一	笹 大 樹	34-2237	34-2227	むつ市大畑町伊勢堂1-1	ohata-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
11	脇 野 沢 小	大 島 義 弘	田 中 めぐみ	44-2345	44-3277	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
12	大 間 小	森 恭	新 松 美代子	37-2107	37-2126	大間町大間字狼丁37-2	oomashou02@town.ooma.lg.jp
13	奥 戸 小	横 濱 慎 一	三 浦 匠	37-2108	37-2118	大間町奥戸字館ノ上96-69	okushou02@town.ooma.lg.jp
14	東 通 小	宮 野 康 彦	伊 藤 慎	48-2600	48-2602	東通村砂子又字沢内9-4	higasho@higashidoori-gakuen.ed.jp
15	風 間 浦 小	藤 田 幸 博	山 本 光	31-1831	35-2181	風間浦村易国間字古野18-2	kazasyo@jomon.ne.jp
16	佐 井 小	山 本 敦	佐 藤 和 也	38-2262	38-4455	佐井村佐井字糠森103-3	saisyuu@vill.sai.lg.jp
17	牛 滝 小	長 内 人 志	藤 井 健	38-5055	34-0213	佐井村長後字牛滝川目99	ushitaki@vill.sai.lg.jp

【中学校】

	学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1	田 名 部 中	岸 健一郎	葛 西 和 人	22-1930	28-2214	むつ市緑町22-8	tanabu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2	む つ 中	竹 川 康 則	服 部 秀	22-1641	28-2217	むつ市栗山町17-2	mutsu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3	関 根 中	小 島 一 玄	田 川 由美子	25-2116	45-1004	むつ市関根字北関根99-2	seki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4	近 川 中	成 田 真 紀	猪 口 優 野	26-2114	45-2003	むつ市奥内字江豚沢1-2	chika-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5	大 湊 中	齊 藤 靖 浩	伴 貴 代	24-2138	28-3032	むつ市桜木町19-1	ominato-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6	大 平 中	小 原 卓	伊 藤 輝	24-1714	28-3026	むつ市並川町2-4	odaira-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7	川 内 中	祐 川 文 規	賀 佐 誠	42-2213	42-2219	むつ市川内町休所5-1	kawa-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8	大 畑 中	川 崎 恵美子	木 村 孝 広	34-4372	34-5674	むつ市大畑町兎沢17-7	ohata-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9	脇 野 沢 中	大 島 義 弘	關 貴 之	44-2023	44-3477	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10	大 間 中	二 階 幸 喜	南 玲	37-3109	37-4774	大間町大間字大間平31-1	oomachuu02@town.ooma.lg.jp
11	東 通 中	工 藤 秀 吾	野 澤 新乃介	48-2601	48-2619	東通村砂子又字沢内9-4	higashidoori_chuu01@sunny.ocn.ne.jp
12	風 間 浦 中	畑 山 元 康	川 下 美由樹	35-2013	35-2023	風間浦村易国間字古野18-1	kakyz72v@jomon.ne.jp
13	佐 井 中	齊 藤 保	佐 藤 雅 布	38-2078	38-4456	佐井村佐井字中道75	saichuu@vill.sai.lg.jp
14	牛 滝 中	長 内 人 志	舘 田 敬 士	38-5055	34-0213	佐井村長後字牛滝川目99	ushitaki@vill.sai.lg.jp

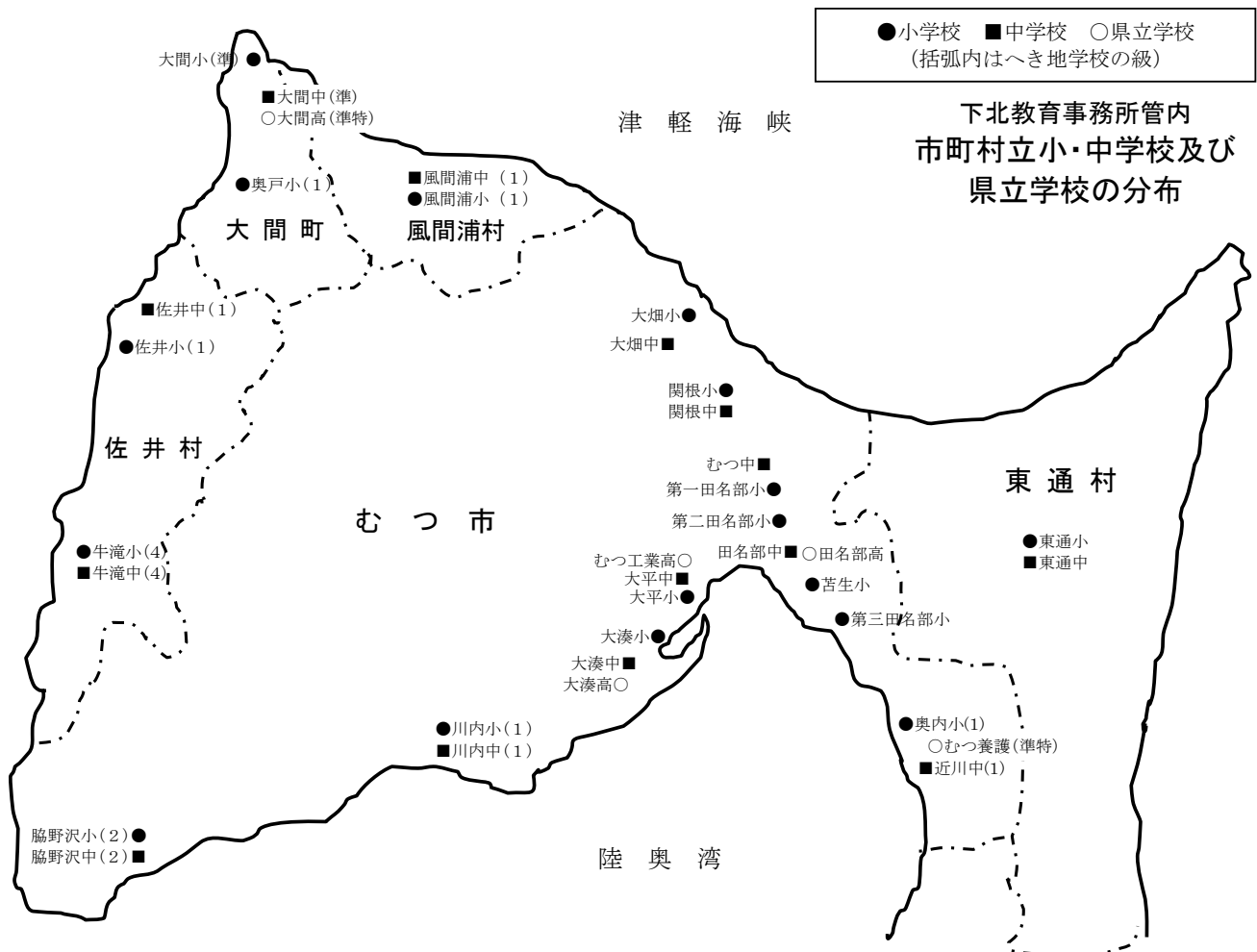
[小学校 1 7 校・中学校 1 4 校 学校数 3 1 校]

【市町村教育委員会】

	市町村名	教育長名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス	
1	む つ 市	阿 部 謙 一	22-1111	22-1488	むつ市中央1-8-1	総務課	mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp
						学 校 教育課	mt-gakko@city.mutsu.lg.jp
2	大 間 町	山 本 隆	37-2103	37-4661	大間町大間字奥戸下道20-4	教育課	kyouiku01@town.ooma.lg.jp
3	東 通 村	奥 島 涼 子	27-2111	27-3027	東通村砂子又字沢内5-34	教 育 総務課	kyouiku@vill.higashidoori.lg.jp
4	風 間 浦 村	村 上 純 一	35-2210	35-2123	風間浦村易国間字大川目28-5	教育課	kyouiku@kazamaura.jp
5	佐 井 村	曾 根 智 子	38-4506	38-4512	佐井村佐井字糠森20	生 涯 学習課	sai_kyouiku@vill.sai.lg.jp

【県立学校】

	学校名	校長氏名	電話番号	FAX番号	住 所
1	田 名 部 高	山 田 昭	22-1184	23-7233	むつ市海老川町6-18
2	大 湊 高	伊 藤 文 一	24-1244	24-2680	むつ市大湊字大近川44-84
3	大 間 高	米 田 智	37-2109	37-2116	大間町大間字大間平20-43
4	むつ工業高	野 呂 政 幸	24-2164	29-2893	むつ市文京町22-7
5	む つ 養 護	道 合 修 子	26-2210	26-2286	むつ市奥内字栖立場1-110



下北教育事務所機構図

下北教育事務所所在地

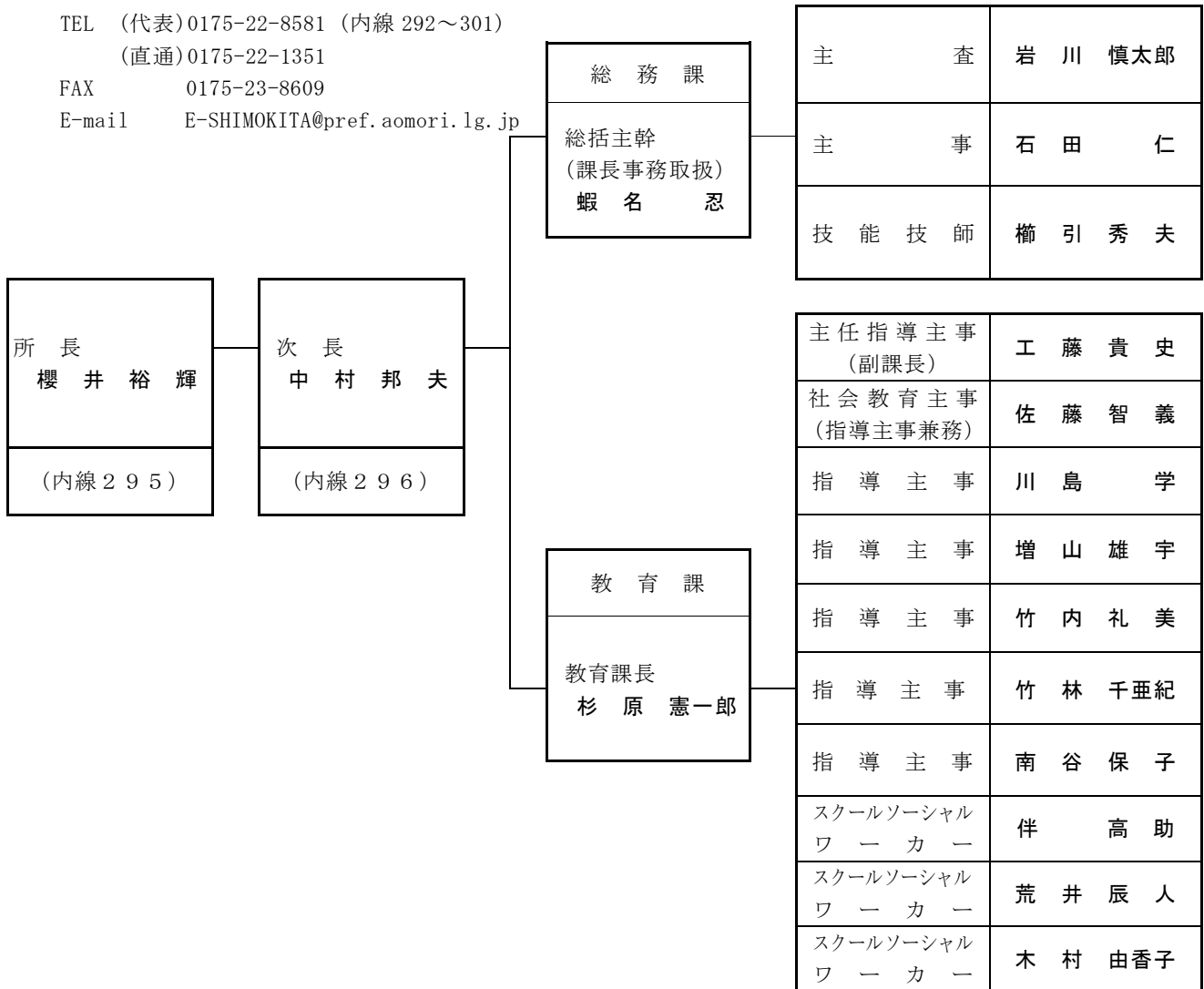
〒035-0073 むつ市中央1-1-8 (青森県むつ合同庁舎内)

TEL (代表)0175-22-8581 (内線 292～301)

(直通)0175-22-1351

FAX 0175-23-8609

E-mail E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp



下北教育事務所事務分掌

所 属 ・ 職 ・ 氏 名			分 掌 内 容
総務課	総務課長	蝦名忍 (内線297)	課総括、出納員、総括前渡資金取扱者、叙位叙勲、所内経理、公有財産管理、福利厚生、公立学校における教育改革支援事業
	E-mail	shinobu_ebina@pref.aomori.lg.jp	
	主査	岩川慎太郎 (内線293)	市町村教委との連絡調整、教職員人事・服務、小・中学校の設置・廃止
	E-mail	shintaro_iwakawa@pref.aomori.lg.jp	
	主事	石田仁 (内線293)	教職員の昇給・昇格、免許、学級編制、公務災害、退職手当、会計員、物品供用員、所内経理、情報システム維持管理、「下北の教育」、「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業
	E-mail	jin_ishita@pref.aomori.lg.jp	
	技能技師	櫛引秀夫 (内線293)	公用車運転、文書收受・文書発送

所属・職・氏名		担当教科等		担当分野	分掌内容（〇～主担当事業　・～関連業務）
教 育 課	教育課長 杉原 憲一郎 (内線 300)	教育課総括 学校の幸せ推進室兼務			〇研修派遣（教職員等中央研修、マネジメント研修、大学院派遣） ・伴走型学校経営力強化支援事業
	E-mail:kenichiro_sugihara@pref.aomori.lg.jp				
	主任指導主事 (副課長) 工藤 貴史 (内線 294)	図画工作 美術 技術・家庭	学校教育総括 社会教育総括 教育課程 授業の充実 情報教育		〇管内小・中学校校長会議、管内小・中学校教頭会議、学校訪問、 小・中学校教育課程研究集会、教育課題連絡会議、管内行事調整 会議、教科充実支援事業 ・課内会議、行事調整、教科用図書関係、各種調査、「学校教育指導の方針と重点」関係、教育課程関係、オンライン質問箱～おしえてSKJ～ 【副：初任者研修、環境教育、下北の教育】
	E-mail:takafumi_kudo1@pref.aomori.lg.jp				
	社会教育主事 兼 指導主事 佐藤 智義 (内線 292)	生涯学習・社会教育全般		〇管内市町村生涯学習・社会教育主管課長会議、地域と学校とのパートナーシップ強化事業、社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業、学校・家庭・地域連携協働推進事業（放課後児童対策に係る支援員等研修会）、あおもり家庭教育力向上事業 ・社会教育主事講習、社会教育委員連絡協議会、生涯学習・社会教育関係職員研修講座、あおもり県民カレッジ、こどもの読書活動推進事業、社会教育だより、社会教育・生涯学習関係表彰 〇中堅教諭等資質向上研修 ・科学の甲子園ジュニア	
		理 生	科 活		
	E-mail:tomoyoshi_sato@pref.aomori.lg.jp				
	指導主事 川島 学 (内線 292)	算 数	数 学	キャリア教育 研修の充実	〇初任者研修（赴任時研修、示範授業研修、特別活動研修、一般授業研修Ⅰ・Ⅱ、まとめ研修）、初任者研修校長等連絡協議会 ・校内研修関係、県総合学校教育センター等研修関係、全国学力・学習状況調査、研修オンラインシステム・Plant関係 【副：特別活動、特別支援教育、入試関係、下北の教育】
	E-mail:manabu_kawashima@pref.aomori.lg.jp				
	指導主事 増山 雄宇 (内線 294)	社 会 特別活動	生徒指導 特別活動		〇いじめ防止対策関連事業、不登校児童生徒支援関連事業、SC・SSW配置・派遣事業、県立高等学校入学者選抜要項説明会 ・命の大切さを学ぶ教室、教育相談、事故（非行）等の報告、善行児童生徒表彰、伴走型学校経営力強化支援事業 【副：道徳教育、体育・健康教育、教育課題連絡会議】
E-mail:yu_masuyama@pref.aomori.lg.jp					
課	指導主事 竹内 礼美 (内線 301)	外国語活動 外国語 道 徳	道徳教育 国際化に 対応する教育 幼稚園教育		〇小・中学校道徳教育研究協議会、小・中学校教科教育充実支援事業（AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ等）、小・中学校臨時講師等研修会、幼児教育の質的向上強化事業、教育だより ・人権教育関連事業、青少年赤十字、ユニセフ、「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業 【副：初任者研修、生徒指導、キャリア教育、研修の充実】
	E-mail:remi_takeuchi@pref.aomori.lg.jp				
	指導主事 竹林 千亜紀 (内線 301)	国 語 総合的な学習の時間	特別支援教育 環境教育		〇特別支援教育巡回相談員、特別支援教育新担当教員実地研修会、地区就学相談・教育相談会、チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業、下北の教育 ・特別の教育課程関係、こども発達相談連絡協議会、学校図書館関係、文化庁関係事業 【副：へき地・複式教育、情報教育、幼稚園教育、教育だより】
	E-mail:chiaki_takebayashi@pref.aomori.lg.jp				
指導主事 南谷 保子 (内線 292)	体 育 保健体育 音 楽	体育・健康教育 へき地・複式教育		〇いきいき青森つ子健康づくり事業（健康教育実践研究支援事業）、冬季学校体育実技講習会、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、複式学級担任者研修会、新規採用養護教諭等研修 ・へき地学校助成関係、防災教育関係、県民の未来の健康基盤づくり事業、集団かぜ・食中毒・感染症等の報告、事故（交通・生活）等の報告、新体力テスト、体格・体力・ライフスタイル調査、学校における部活動推進事業 【副：教育課題連絡会議、下北の教育】	
生涯学習・社会教育・社会体育 スポーツの推進		〇スポーツ推進委員等地区研修会 ・地域学校協働活動推進事業、社会体育関係表彰、視聴覚教育関係表彰、下北ジオパーク推進協議会 【副：放課後児童対策に係る支援員等研修会、社会教育だより】			
E-mail:yasuko_minamiya@pref.aomori.lg.jp					
スクールソーシャルワーカー 伴 高 助 E-mail:kosuke_ban@pref.aomori.lg.jp (内線 299) 荒 井 辰 人 E-mail:tatsuhito_arai@pref.aomori.lg.jp (内線 298) 木 村 由香子 E-mail:yukako_kimura@pref.aomori.lg.jp (内線 298)					〇問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等のネットワーク構築、連携、連絡調整